

危機管理マニュアル（一般編）

（暫定版）

このマニュアルは、全高専で活用できるものとして作成しましたが、各高専は、記載してある組織名称等について適宜読み替えること及び緊急連絡先一覧表を別途作成することなどの対応が必要です。

なお、既に独自のマニュアルを運用している高専は、このマニュアルを参考にして、必要に応じて見直しをお願いします。

初 版 平成24年3月14日



独立行政法人国立高等専門学校機構

目 次

第1章 危機管理体制の確立	1
第1項 危機管理の目的等	1
第2項 危機管理の現状と課題	1
第3項 危機管理体制の整備	2
1 危機発生時の緊急対策	2
2 危機発生時における連絡体制の確認	3
3 報道機関への対応	4
4 保護者や地域社会、関係機関等との連携	5
5 訴訟への対応	6
6 緊急連絡体制及び危機連絡先一覧	
6－1 緊急連絡体制図（概念）	7
6－2 高専と機構本部等間の連携体制図	8
6－3 高専と機構本部が連携した対策本部の例	9
6－4 自衛消防隊組織及び任務分担図（A高専の例）	10
6－5 緊急連絡先一覧	11
7 学校において発生が想定されるリスク事象例	12
第2章 事項別危機管理の要点	14
第1項「災害、気象」に係る事項	14
1 地震	14
2 火災	20
3 台風・風水害	26
4 光化学スモッグ	29
5 雷	32
6 落雪による事故	34
第2項「学校管理」等に係る事項	37
1 施設・設備不良による事故	37
2 不審者による器物破損、盗難	40
3 爆破（予告）	42
4 不法占拠 ―学生及び教員を人質に教室占拠―	45
5 不審者の侵入（不審者情報の提供）	49
6 不審者の侵入（凶器携帯）	52
7 薬品の紛失、盗難	55
8 教育指導等に係る保護者とのトラブル（苦情処理ミス）への対応	58
9 セクシュアル・ハラスメント	60
10 パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント	63
第3項「入学試験」等に係る事項	66

1 入試ミス	66
第4項「学校生活」等に係る事項	68
1 授業時間中の事故 —化学実験の場合—	68
2 部活動中の事故	71
3 暴力事件（学生間）	74
4 暴力事件（学生が教員に対して暴力）	77
5 見学旅行時の事件・事故	80
6 登下校中の交通事故	83
7 自殺（予告）	85
8 万引き	88
9 家出	91
10 恐喝	94
11 盗難（学生の起因）	97
12 交通違反	100
13 各種大会開催時等の事件・事故	102
第5項「学校保健」等に係る事項	104
1 伝染病	104
2 学生寮及び学生食堂における給食による食中毒	106
3 飲料水の汚染	109
4 心肺停止時の救命措置（心肺蘇生法，AEDの使用）	112
第6項「教職員」に係る事項	113
1 出張中の交通事故 —公用車運転中の事故により相手方が負傷—	113
2 個人情報の漏洩・書類等の紛失	116
3 教職員のメンタルヘルス	118

第1章 危機管理体制の確立

第1項 危機管理の目的等

(1) 危機管理の目的

「危機」とは、一般に「自然災害及び火災等で学生及び教職員等の生命若しくは身体又は学校の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。」とされており、「危機管理」(クライシス・マネジメント)とは、「危機が生じた際にどのように対応すべきか組織を指導し、管理する調整された活動をいう。」とされている。

危機管理の目的は、学校において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処し、学生、教職員及び近隣住民等(以下「学生等」という。)の安全確保を図るとともに、社会的責任を果たすことを目的とする。

(2) 危機管理の段階

①危機の予知・予測

過去に発生した事例から、危機管理の原因や経過等を分析・検討することにより、危機の予知・予測に努める。

また、学生や社会環境、自然環境等の変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある危機についても想定し予知・予測に努める。

②危機の防止又は回避・危機対処の諸準備

平常時における、学生及び教職員に対する教育等を実施するほか、施設・設備に関する定期的な点検等を行うなど、危機への未然防止に向けた取組みを行う。

③危機発生時の対処

危機が発生した場合、「生命の尊さ」を優先し、学生等の安全確保を図るとともに、全教職員が一致協力して危機に対処することが重要である。

また、最小限の教職員しかいない場合であっても、最低限必要な初動体制を確立することが、初期の対応として重要である。(初期対応につまずくと最後まで立ち直れない。)

第2項 危機管理の現状と課題

近年、少子化、核家族化や都市化の進展等により社会が急激に変化する中で、価値観の多様化や、学生の行動様式の変化等が見られる。また、地球温暖化の影響による集中豪雨や大地震など予期しない自然災害やそれに伴う交通機関の乱れなどにより、社会全体が大混乱に陥る危険性があることを常に自覚しておくことが必要である。

昔であれば、学校において自然災害や事件、事故があっても、教職員がその対応を一所懸命頑張っていれば、責任を問われることはあまりなかったが、今の時代は、それぞれの状況に応じて管理責任

を問われる時代になってきていることを認識する必要がある。

これまでの危機管理に対する対応は、それぞれの事項毎に指針等を定めて行っているが、危機に対する基本的な考え方、危機への対処の方法及び体制が不十分であることも考えられる。管理責任に対する考えが多様化している中、学校として、どういう場合に管理責任が問われるか、どういふことにリスクが存在しているかを平常時において検証し、危機管理全体について対応していかなければならない。

体制や対応に不備があれば、管理責任が問われるなか、学校全体として危機管理体制を整備し、危機発生時の緊急対策、連絡体制、報道機関への対応、機構本部との連携、保護者・地域社会・関係機関等との連携、訴訟への対応、それぞれの事例に基づく対応等について整理したマニュアルを作成し、教職員の意識の高揚を図り、危機発生時に、学生等の安全の確保を図ることとしたい。

平成23年3月に起きた東日本大震災において、人的及び物的被害が発生した高専では、校長のリーダーシップの下、教職員が一丸となって、教職員及び学生等の安否確認、校舎の被害拡大防止及び復旧、授業再開に向けた準備などの対応を行ったほか、近隣住民へ避難場所の提供を行い、一定の社会的責任を果たしてきたが、一高専では到底対応できないこともあることが実証され、全国51国立高専が協力できる体制の確立が急務であることから、平成23年7月までに機構本部及び各高専にリスク管理室等を設置し、大災害発生時においても、直ちに連携・協力できる体制が整ったところである。

第3項 危機管理体制の整備

1 危機発生時の緊急対策

危機発生直後は、短時間に多くの対応が求められることから、それに戸惑うことなく危機管理マニュアル等により初動体制を確立し、危機管理に当たることが重要である。個別の事象に関わる対処方法は「第2章 事項別危機管理の要点」に記載してあるので、ここでは総括的なものについて述べることにする。

(1) 危機発生時の対応

- ① 危機発生時は、直ちにリスク管理室等を通じて校長に対して何がどこで発生したかを連絡する。
なお、危機かどうか判断に迷った場合も、まず、危機と見なしリスク管理室等に連絡する(第1報)ことが大事である。
- ② 危機発生時に教職員が最初に直面することは、危機発生現場での対応である。何を優先するのか、マニュアル等に従って冷静に判断する必要がある。なお、危機発生は、多様な原因、背景等があることから、本マニュアルで示したとおりの対応では困難な場合が予想されるため、臨機応変な対応が求められることを理解して置くものとする。

(2) 対策本部等の設置等

① 対策本部等の設置

危機発生時の報告を受け、速やかに対策本部等を設置し、情報の収集や分析、危機への対応方針等の決定を行う。また、危機管理に対応するため、あらかじめ教職員の役割分担を決定しておく。この場合、同一の役割分担について複数の教職員を配置する。

② 校長等のリーダーシップ

危機発生時における管理職の役割は、危機の状況を的確に判断し、全教職員に対して「緊急対応（緊急体制）を実施する。」旨を発し、危機管理の役割分担等について指示を行うことである。

この場合、校長は自らの所在を明らかにし、教職員からの報告・連絡が円滑に実施できるように努めなければならない。

③ 組織的な対応

危機発生時には、組織的な対応が求められることから、対策本部での決定事項等が全教職員に周知され、直ちに危機管理体制を構築できるようにする。

（３）正確な情報収集及び共有化

正確な情報の収集及び共有化を図ることは、憶測や風評が飛び交い、無用な混乱が生じることを防ぐ意味からも重要である。

（４）機構本部との連携

危機発生時には、速やかに機構本部へ危機発生状況を連絡し、その後も状況の変化に応じて連絡し、指導・助言を得ながら適切に対応するよう努める。

（５）関係機関との連携

警察等の関係機関と日頃から連携を図り、危機発生時はもちろん、平常時においても指導・助言を得られるよう努める。

（６）保護者・地域社会との連携

保護者や地域住民等の関係者と協力し、危機解決に努めるとともに、学生等の安全を確保する体制を整備する。

（７）報道機関への対応

報道機関への対応は、窓口を一本化し、管理職員が対応する。

（８）複数の通信手段の確保

危機発生時には、電話回線が混乱することが予想されることから、複数の通信手段を確保する。

2 危機発生時における連絡体制の確認

（１）リスク管理室

学校の危機管理への対応は、校長を室長とするリスク管理室等が迅速かつ的確に行うものとする。

校長及びリスク管理員は、マニュアルの作成、研修の実施など日常的に危機管理の充実に努めるとともに、学生等が学校に起因する災害等を被らないよう常に配慮することとし、さらに、学生等に対する必要な広報、情報提供に努めるものとする。

（２）教職員の責務及び危機事象に関する通報

教職員は、職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

教職員は、危機事象を発見した場合、総合窓口として指定するリスク管理室等（総務課総務係）に通報しなければならない。なお、災害情報系統等個別の連絡体制が定められている場合は、それによるものとする。

（３）連絡及び協議

リスク管理室等（総務課総務係）は、危機事象の通報を受けた場合や自ら危機事象を察知した場合は、校長に連絡するとともに、危機事象を確認し、対処方針を校長と協議する。

（４）対策本部の設置

校長は、危機事象の対処のため必要であると判断した場合は、校長を本部長とする対策本部を設置するものとする。

対策本部の構成は、副校長、事務部長、各課長、リスク管理員等及び校長が指名する者を持って充てる。

副本部長は、副校長の中から本部長が指名する者を充て、本部長を補佐する。

対策本部の事務は、総務課総務係が担当する。

（５）対策本部の業務及び権限

対策本部は、校長の指揮の下、迅速に危機事象に対応する。また、対策本部は、教職員に対し指示する権限を有し、教職員は対策本部の指示に従わなければならない。

また、対策本部は、事案の終了後、必要事項を総務会議に報告するものとする。

（６）対策本部の解散

危機事象への対処が終了したと判断された場合、対策本部は解散する。

３ 報道機関への対応

（１）基本的な考え方

報道機関への対応については、危機事象のうち対策本部が設置された場合など重要な事象においては、報道機関へ迅速かつ的確に対応することが、学校の社会的責任を果たすためにも重要である。

発表者が個々に発表したり、情報提供することとなれば、情報が錯綜し、混乱が生じ、ひいては、学校の名誉、存亡にもかかわることが想定されることから、重大な危機事象の場合は、情報機関への対応は対策本部に一本化することとする。

個人情報については、個人の尊厳や基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーを最大限尊重する必要があるため、特定の個人を識別することができる情報は、個人情報保護法の趣旨に鑑み、原則として非公開とする。

（２）基本方針

- ①報道機関への対応は、対策本部が行う。
- ②報道機関への対応窓口は、総務課長等管理職員に一本化する。
- ③対策本部は、報道機関への対応に当たり、迅速、正確かつ責任ある対応をする。
- ④各部署は、対策本部の指揮の下、迅速かつ正確に対処する。

（３）報道機関の取材、報道資料の提供、記者会見

- ①対策本部は、速やかに情報の収集・整理を行い、報道資料を作成する。
- ②報道機関の取材があった際には、社名、記者名、連絡先を確認のうえ、報道資料の提供又は取材に対応する。
- ③多数の報道機関から取材要請がある場合や学校自ら会見すべきと判断した場合は、必要に応じて記者会見を行う。
- ③事件等が長期にわたる場合には、定期的な記者会見の場を設定する。

- ④記者会見の司会は総務課長が行い、説明及び応答は原則として校長又は校長が指名する者が行う。
危機事象に応じ、各部署から責任者が陪席し、総務課は記者会見の様態を記録する。

(4) 報道機関への要請

報道機関の取材により現場の混乱が予想される場合は、取材に関し必要な事項を予め報道機関に要請する。

- (例)・校地(施設)への立ち入りに関して
・教職員・学生への取材に関して
・取材場所、時間に関して
・報道資料の提供(記者会見)予定に関して

(5) 高専機構本部への支援要請

報道機関の取材が長期化するなど、単独での対応が困難な場合は、高専機構本部に支援を要請する。

4 保護者や地域社会、関係機関等との連携

(1) 保護者との連携

学校は、これまでも学校運営を行って行くうえで、様々な場面で保護者との関わりを持っていることから、危機発生時においても、日常の関わりの中から協力関係を構築すべきものである。

危機発生時における学校から保護者に対する連絡体制等については十分整備しておくことが重要である。

(2) 地域社会との連携

学校はその地域における中核的な施設であり、日常、様々な場面での交流を通じて、学校から地域に対して適時・適切な情報提供を行うとともに、地域からの情報収集を行うことにより相互の連携、意思疎通を図る必要がある。

具体的には、

- ①町内会役員、民生委員等の関係者との連携
- ②商店、ガソリンスタンドなど地域の中核となる商業施設等との連携
- ③地域住民との連携

これらの地域の関係者と十分連携をとることにより、緊急事態発生時の協力関係の構築、また、地域における様々な情報の収集を図り、学校の運営に活用する。

(3) 関係機関との連携

①高専機構本部との連携

災害発生時には様々な問題が発生し、適時・適切に対応する必要があるが、案件によっては学校だけで対応することができない場合があるので、機構本部に対して指導・助言あるいは職員の派遣を求めることも必要である。

②警察、消防、病院等との連携

ア 日常の連携

学校の運営に関し密接な関係にある警察、消防、病院等の各種関係機関とは、学校の指導方針や現状等の説明を行うなど、連携を強化し、日頃から相談できるような関係を構築する必要

がある。

イ 危機発生時の連携

危機発生時の被害やその後の被害の拡大を最小限にするため、警察、消防、病院等の各種関係機関に対して支援要請を行う。

なお、支援要請するに当たっては、校長等は正確な事実関係を把握し、その必要性を判断するものとする。

5 訴訟への対応

日頃、学校が正常に運営されているときは法律についてあまり意識をすることはないが、発生した事件・事故により学校が責任を問われた場合、法律の問題に直面することになる。管理職のみならず、教職員も研修等を通じて職務遂行上必要となる関係法令についての知識を習得しておくことが求められる。

(1) 学校の施設・設備の瑕疵が原因で事故が起きた場合

学校の施設・設備等が通常用いられる使用方法で用いたにも関わらず事故が生じた時には、学校の設置者である高専機構が賠償の責めを負う。

学校は、定期的、あるいは地震や台風等、外的環境に大きな変化がある場合等、定められた手順に従って安全点検を行う必要がある。学校の場合、学生は多様な活動を行うこと、安全に対する判断能力が不十分な場合があること等を考慮に入れた安全点検を行い、安全策を練る必要がある。

(2) 授業中や課外活動中等、教員の指導のもとで事故が起きた場合

授業中や課外活動中等、教員の指導下での事故は、当該教員はもとより学校も管理責任を負う。この場合、教員としての一般的注意義務の他に、教科の専門的な指導力も問われる。

(3) 救急処置中に判断を誤ったために、事態の悪化を招いた場合

初期の判断を誤り、それが事態の悪化を招いた場合は学校の責任が問われる。

初期の判断を誤りやすい例として、転落や衝突等で受けた頭部や体の内部等、見えない部分の損傷を見逃し、学生等の言葉を信じて事態を軽く見てしまうこと等がある。学生等に傷害が発生した場合には、看護師等に早急に看てもらい、医療機関に受診させる等の適正な措置が必要である。

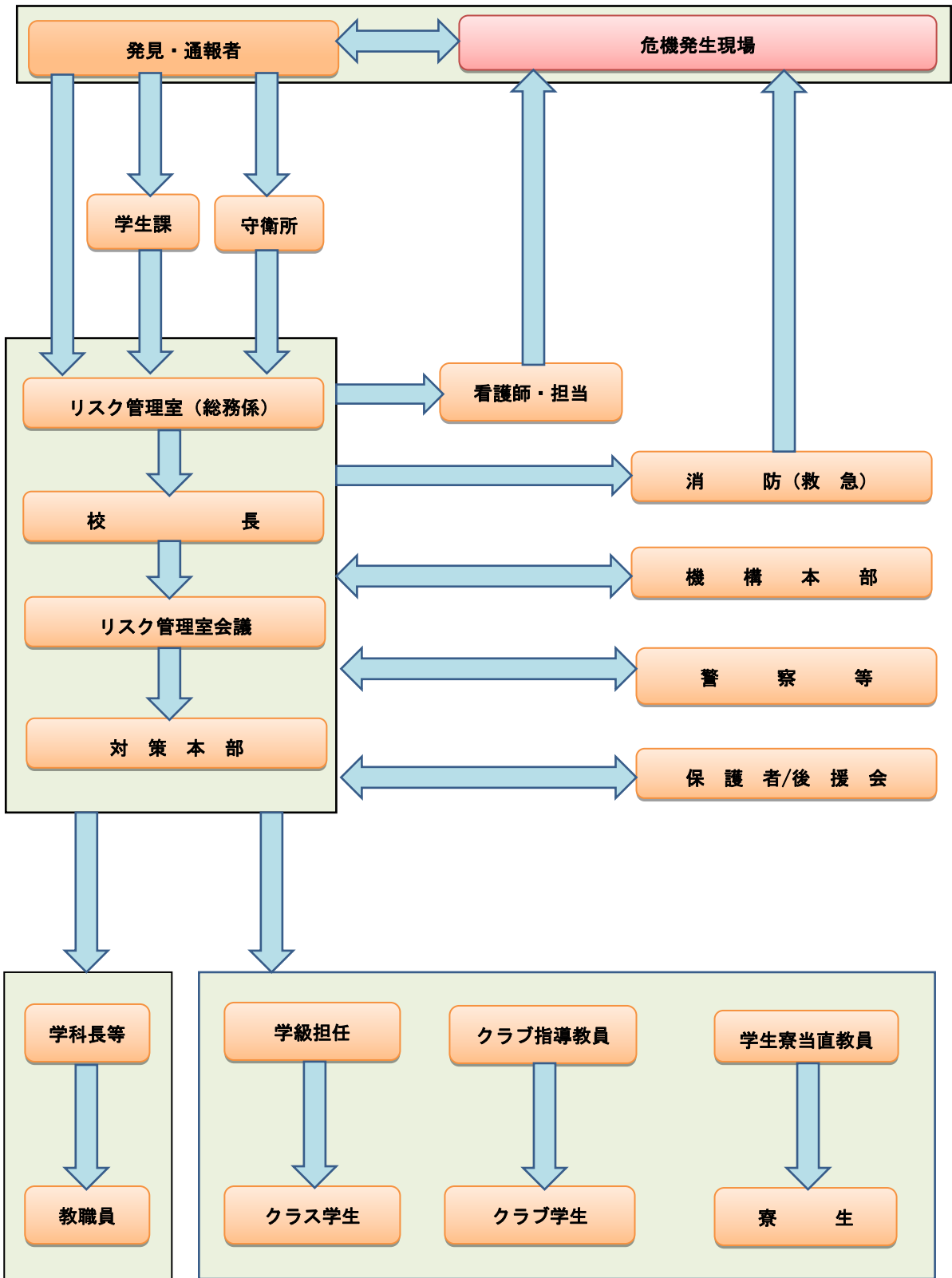
(4) ハラスメントが発生した場合

ハラスメントが発生した場合は、加害者とされる職員はもとより、学校の責任も問われる。

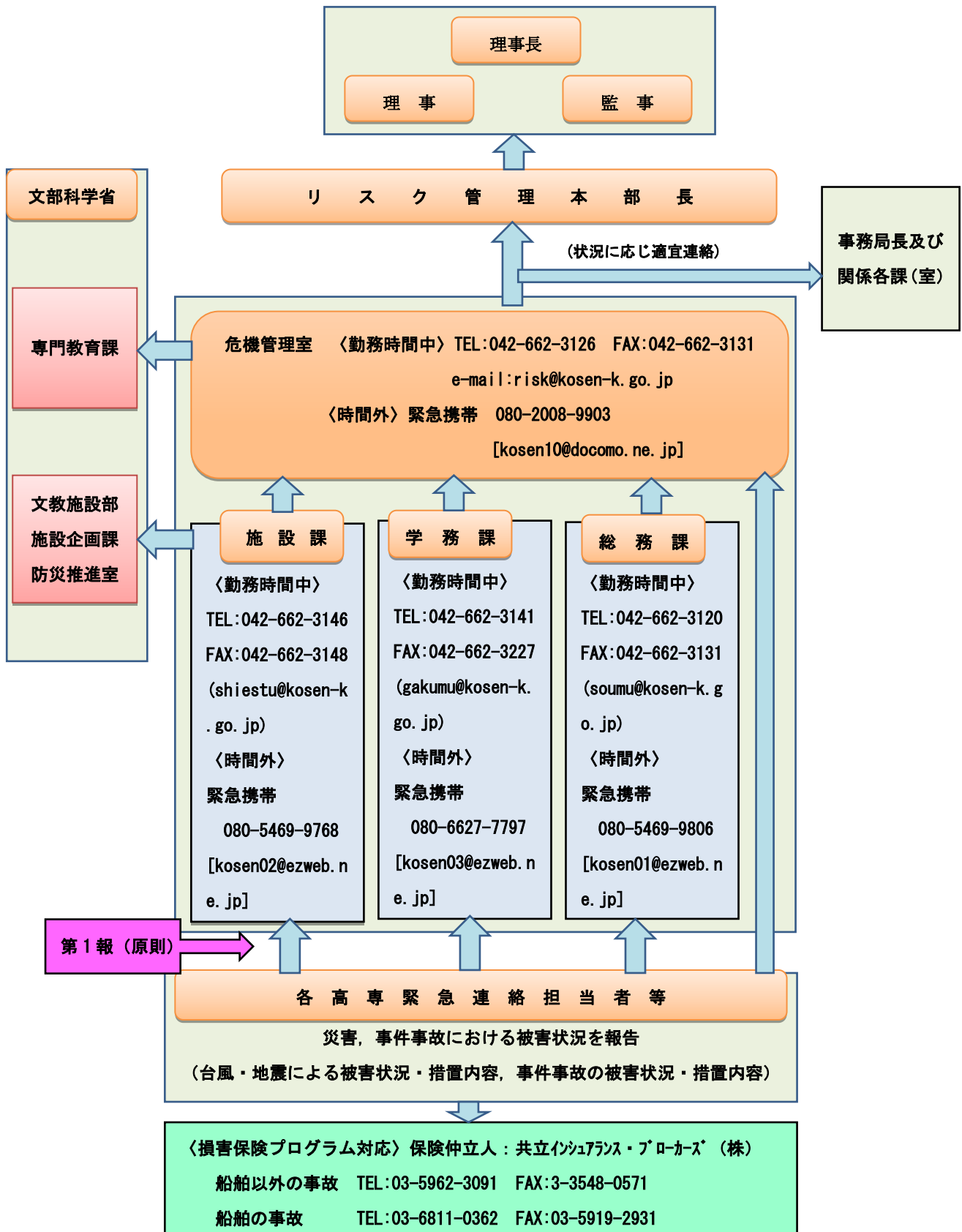
学校として、ハラスメント防止のための規則等を整備し、教職員に対してハラスメント防止に対する研修等を実施し、ハラスメントのない職場環境を構築する必要がある。

6 危機連絡体制及び緊急連絡先一覧

6-1 緊急連絡体制図（概念）

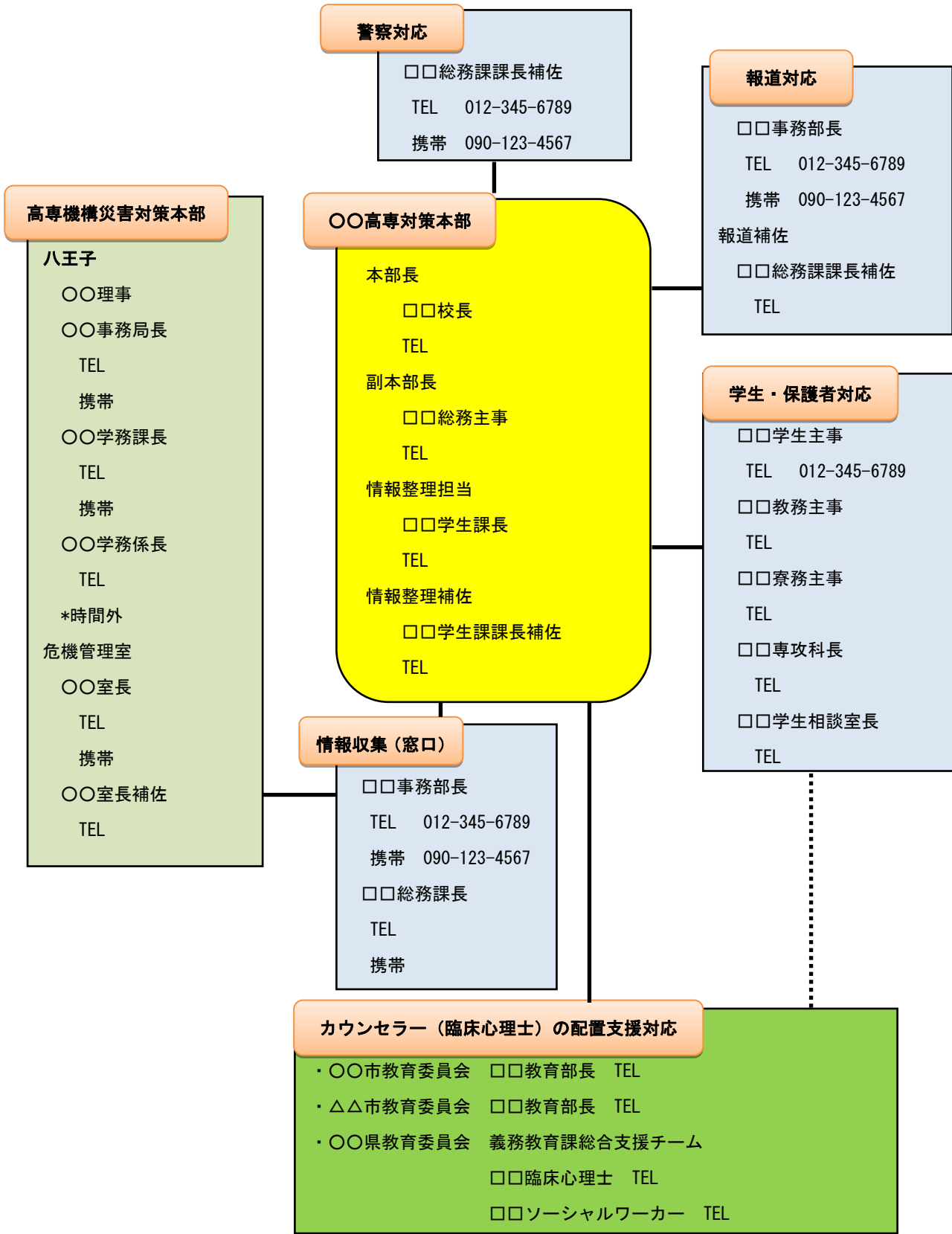


6-2 高専と機構本部等間の連絡体制図

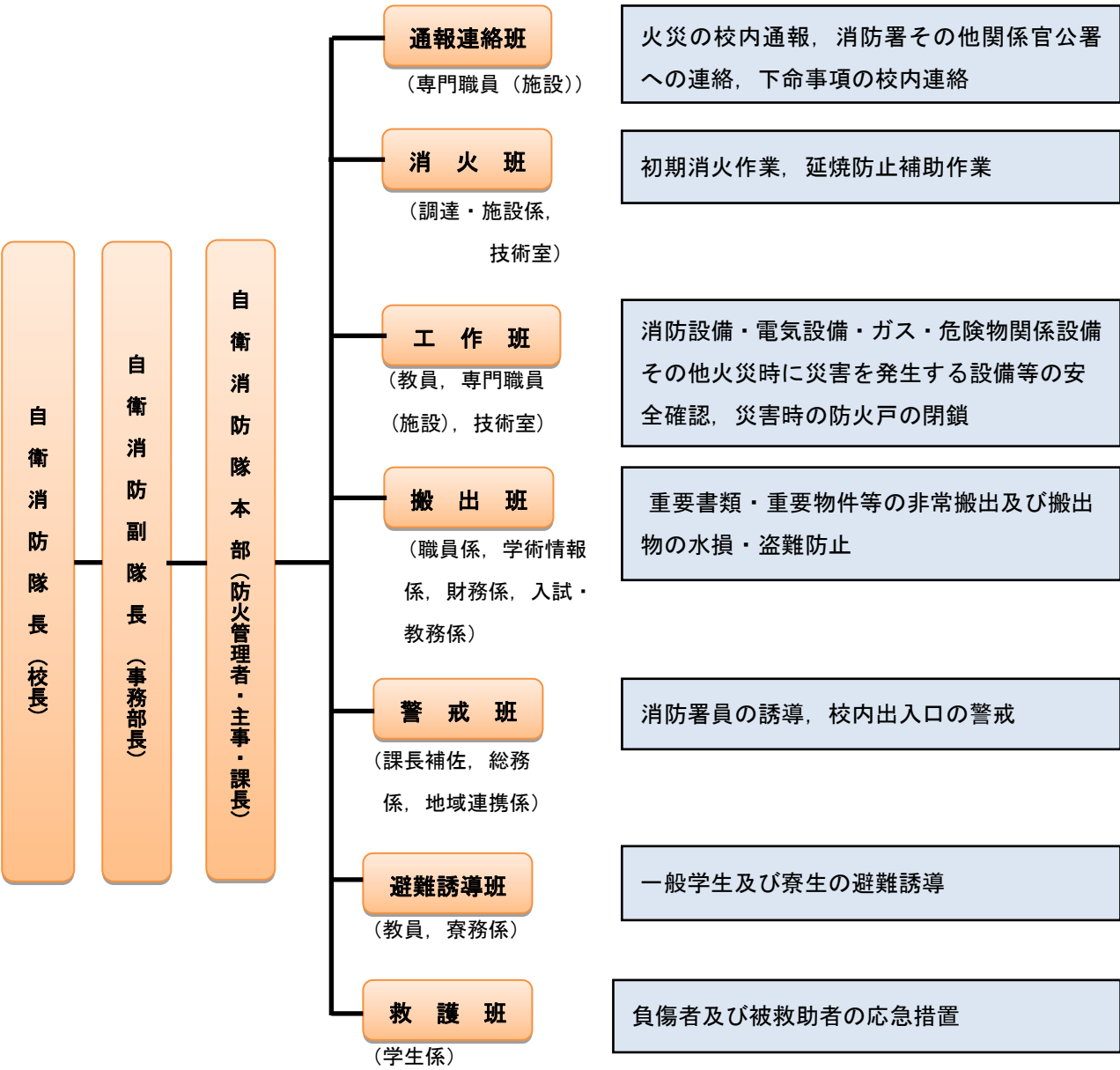


6-3 高専と機構本部が連携した対策本部の例

〇〇高専〇〇〇〇事故対策本部



6-4 自衛消防隊組織及び任務分担図（A高専の例）



6-5 緊急連絡先一覧

①	学校名	〇〇工業高等専門学校
②	所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
③	電話番号	012-345-6789
④	連絡者の名前	事務部総務課総務係 高専 太郎
⑤	概要の説明	(例) 学生が、野球の練習中に突然倒れた。 学校内グラウンドへ救急車の出動をお願いします。

[illegible]

7 学校において発生が想定されるリスク事象例

教育活動関係

〈学生の事故〉

- ・登下校
- ・授業中
- ・課外活動中
- ・学校行事中
- ・インターンシップ時
- ・自傷、自殺（予告、未遂）
- ・失踪

〈学生の違法行為〉

- ・薬物乱用
- ・人権侵害
- ・犯罪（窃盗、キセル乗車、・・・）

〈食中毒・食事への異物混入〉

- ・学生寮、食堂、学園祭バザー、寮祭バザー

〈体罰〉

- ・教職員、上級生、先輩

〈苦情・告発〉

- ・学生、保護者、地域住民

〈入学試験〉

- ・採点ミス、問題作成ミス、合否判定ミス

- ・合格発表時のミス

〈成績管理〉

- ・卒業・進級判定ミス
- ・成績表等の紛失、盗難

管理運営関係

〈教育戦略〉

- ・学生獲得戦略の失敗
- ・学生イメージ戦略の失敗

〈組織・業務運営〉

- ・各種業務運営体制の未整備
- ・組織の硬直化
- ・業務効率性の低下
- ・管理職と職員の意思疎通、
情報伝達の不調、破綻
- ・機構本部との連絡不備

〈資産管理〉

- ・設備の故障、事故、老朽化
- ・施設の減失
- ・著作権、特許侵害等による
資産の第三者への移転
- ・建物等施設の整備及び運用

〈制度・政策変更〉

- ・法令等改正への対応遅れ

〈要員管理〉

- ・メンタルヘルス
- ・服務
- ・コンプライアンス意識の欠如
- ・人材登用の失敗
- ・不正経理（預かり金等含む）
- ・職員のモラルの低下
- ・従来からの慣行の問題化
- ・職員の事故

〈マスコミ対応〉

- ・事件、事故に関連した情報発信の失敗

〈認証・評価〉

- ・認証・評価の失敗
 - *機関別認証評価
 - *専攻科の認定
 - *JABEE 認定

法令等の遵守関係

〈実験・実習〉

- ・水質汚濁，土壤汚染
- ・国際規制物質
- ・ライフサイエンス実験に
関する倫理及び安全管理
- ・病原体，細菌，微生物管理
- ・補助事業執行

〈利益相反〉

〈ハラスメント行為〉

〈法令違反〉

- ・交通事故，飲酒運転
- ・労働安全衛生法
- ・消防法
- ・労働基準法
- ・独立行政法人等の保有する

個人情報の保護に関する法律

情報システム関係

〈情報システム〉

- ・システムダウン
- ・ネットワーク障害
(不正行為)
- ・ソフトウェアの不正コピー

〈情報セキュリティ〉

- ・不正アクセス
- ・(個人) 情報漏洩

防災・犯罪等関係

〈防災〉

- ・火災，地震，風水害
- ・建物の損壊，電気，ガス等の
ライフラインの遮断

〈感染症〉

- ・新型インフルエンザ

〈防犯〉

- ・不審者の校内侵入
- ・外部者による盗難，器物損壊
- ・外部者による威力業務妨害

第2章 事項別危機管理の要点

第1項 「災害、気象」に係る事項

1 地震

【危機発生時の対応】

①状況把握

- ・ 学生、教職員等の人的被害状況を確認する。
- ・ 施設、設備の被害状況、転倒・落下の可能性のあるものの有無を確認するとともに、通信手段の被害状況を確認する。
- ・ 警察署、消防署、市役所等を通じて施設周辺の被害状況、交通機関の運行状況を確認する。

②救急（応急）措置

- ・ 防災体制を速やかに立ち上げ、負傷した学生、教職員等の応急処置にあたるなど、速やかに救護活動を開始する。
- ・ 重傷の学生、教職員等がいる場合は、速やかに救急車の出動を要請する。なお、救急車で搬送するときは、教職員が付き添い、救急隊員に事故及び負傷の状況を説明する。
- ・ 負傷した学生の保護者又は教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。
- ・ 施設・設備の被害状況を確認した後、学生を避難場所へ誘導する。
- ・ 実験室、実習工場等で火気使用中に地震が発生した場合は、教職員は直ちに消火し、ガスの元栓を閉める。また、電気器具のコンセントを抜く。
- ・ 火災が発生した場合は、初期消火活動に努めることとするが、初期消火活動が困難と判断した場合は速やかに消防署へ通報し、消防車の出動を要請する。

③関係機関との連携

- ・ 警察、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。

④情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 人的及び物的（施設、設備）の被害状況等の情報収集と確認を行う。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

⑤家族及び機構本部への連絡・報告

- ・ 学生、教職員の被害状況を速やかに家族に連絡する。
- ・ 機構本部に人的及び物的（施設、設備）の被害状況等を速やかに連絡する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・ 学生、教職員の被災の原因として、人的要素がないか確認する。
- ・ 防災体制の問題点を確認する。

②復旧及び支援・援助

- ・ 速やかな教育活動の再開及び修学援助の必要性を確認する。
- ・ 施設、設備の早期復旧のための予算措置について、機構本部に要請する。

③心のケア

- ・ 学生、教職員の心身の健康状況の把握に努める。
- ・ ショックを受けている学生等がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携をとりながら心のケアに努める。

④再発防止（危機の予防対策）

- ・ 学生及び教職員の危機管理意識を日頃から高めるとともに、マニュアルに基づく防災体制、施設・設備の管理体制を徹底する。また、耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難基準、避難方法を定めておく。
- ・ 施設・設備の全般及び防災施設・設備等を定期的に点検し、転倒や落下の可能性のある物、或いは避難に支障のある備品等を片付ける等して、避難経路の安全確保に努める。
- ・ 日頃から、緊急時の安全な避難行動の取り方を理解させるとともに、様々な場面を想定した避難訓練を計画的に実施する。

【平日・勤務時間中】



まずは、身の安全の確保

(対応 1)

火災対応マニュアルへ

避難指示 (総務課)

①校内放送により避難指示する。

(対応 2)

②対策本部を設置する。

(対応 3)

避難誘導, 安否確認

- ①授業担当教員により学生等をグラウンドへ避難誘導する。(その際出席簿を持って行く。)
- ②建物の非常階段等安全な階段を使う。
- ③授業担当職員は, 出席簿により点呼し、学生の安否を確認する。
- ④学科長等は, 教職員の安否を確認する。

対策本部へ点呼結果報告

対策本部長 (校長) へ点呼結果報告

被害状況等の確認開始 (二次災害の危険がない場合)

授業担当教員以外による残留者探索・救助及び被害状況確認

- ・〇〇学科教員 → 〇〇学科棟, 附属実験棟
- ・△△学科教員 → △△学科棟
- ・□□学科教員 → □□学科棟
- ・一般科教員 → 第一体育館, 第二体育、武道場, 卓球場,
- ・専攻科教員 → 専攻科棟
- ・技術部職員 → 実習工場, テクノセンター, 情報教育センター
- ・学生課職員 → 福利施設, 学生寮, 合宿研修所
- ・図書館職員 → 図書館
- ・総務課職員 → 管理棟, ボイラー棟, 機械室

対策本部へ残留者の探索結果及び
施設等の被害状況報告

対策本部長 (校長) へ探索結果及
び被害状況報告

消火班

指名されている者 [集合場所: 対策本部]

(対応 4)

搬出班

指名されている者 [集合場所: 対策本部]

(対応 5)

防護班

指名されている者 [集合場所: 対策本部]

(対応 6)

救護班

指名されている者 看護師 [集合場所: 対策本部]

(対応 7)

対応の詳細（平日・勤務時間中）

対応 1（身の安全確保）

- ①まず、身の安全の確保のためデスクや机の下に身をかくす。
- ②ドア付近にいる者は、ドアを開け避難口を確保する。
- ③窓際にいる者は、窓ガラスの飛散を防ぐためブラインドやカーテンを閉め、急いで窓際から離れる。
- ④エレベーターに乗っている場合は、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じこめられた場合は、非常ボタンを押して外部に助けをもとめる。
- ⑤揺れが収まったら、火の始末、使用中の電気器具の電源、ブレーカーを切る。

対応 2（校内放送）

- ①避難命令を発する。（避難場所を指示）

対応 3（対策本部の設置・対策本部の対応）

- ①対策本部を設置する。（建物に被害がないときは、総務課事務室）
本部長（校長）
本部長（副校長、事務部長、総務課長、学生課長）
連絡要員（総務課課長補佐）
- ②対策本部の対応
全体の統括を行う。
学生の安否確認を行う。（人数点検、探索）
教職員の安否確認を行う。（人数点検、探索）
保護者、地域等への情報提供及び協力を要請する。（情報の収集、整理、対応指示）
機構本部、関係諸機関、諸団体との連携を図る。

対応 4（消火班の対応）

- ①残留者の探索を行う。
- ②建物等の被害状況を調査する。
- ③火災発生時は、火災対応マニュアルに即して活動する。
- ④建物等の被害状況を調査する。

対応 5（搬出班の対応）

- ①重要書類、物品の搬出及び搬出物品等の監視を行う。

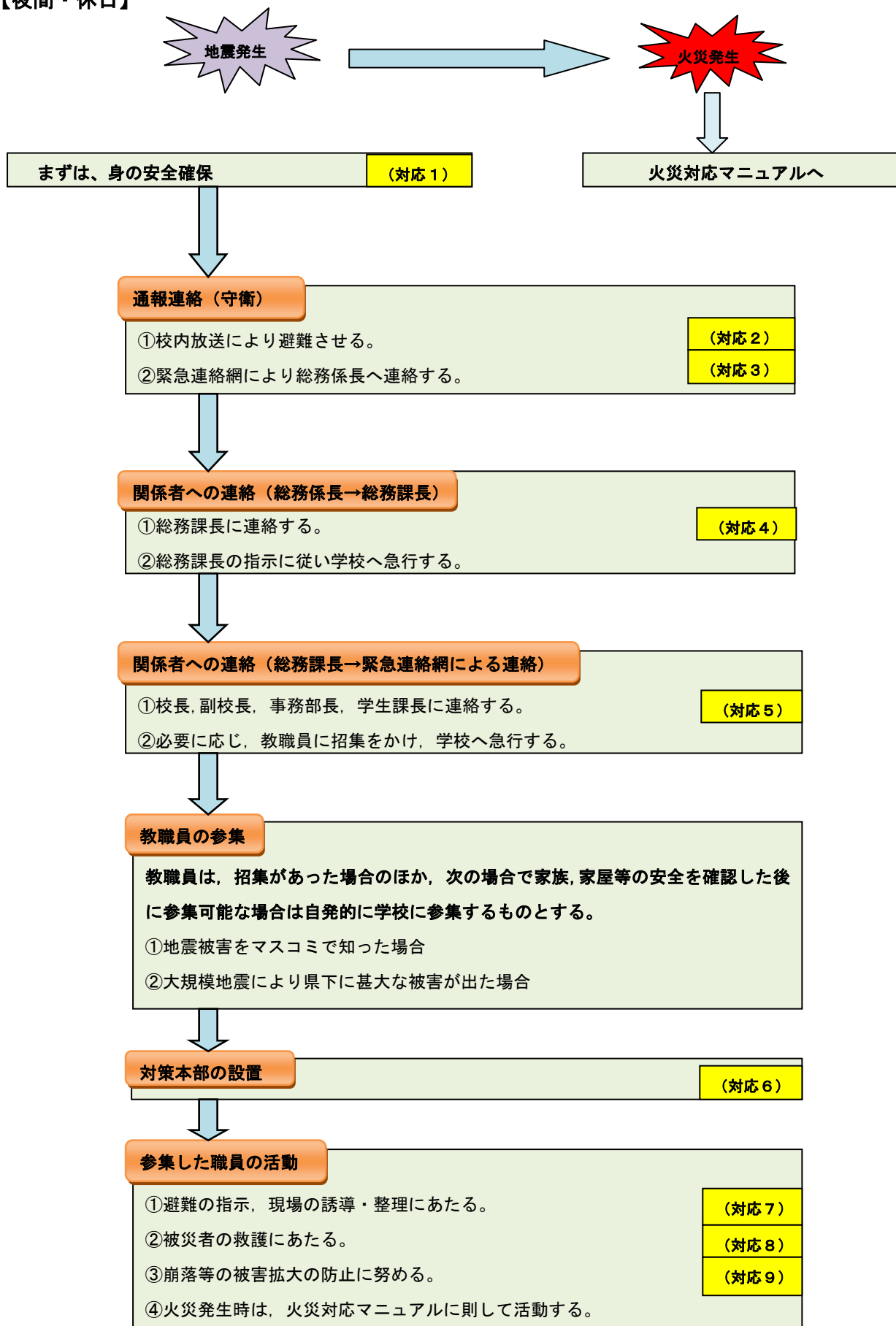
対応 6（防護班の対応）

- ①電気設備、ガス、ボイラー及び危険物施設等の安全措置を行う。
- ②火災発生時は、火災対応マニュアルに則して活動する。

対応 7（救護班の対応）

- ①負傷者の状況を確認し、応急処置を行う
（救護所設置、担架・救急箱準備）
- ②教職員付き添いのもと負傷者を救急車で搬送し医療機関で受診させる。
- ③保護者、家族へ連絡する。

【夜間・休日】



対応の詳細（夜間・休日）

対応 1（身の安全確保）

- ①まず、身の安全の確保のためテーブルや机の下に身をかくす。
- ②ドア付近にいる者は、ドアを開け避難口を確保する。
- ③窓際にいる者は、窓ガラスの飛散を防ぐためブラインドやカーテンをしけ、急いで窓際から離れる。
- ④エレベーターに乗っている場合は、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じこめられた場合は、非常ボタンを押して外部に助けをもとめる。
- ⑤揺れが収まったら、火の始末、使用中の電気器具の電源、ブレーカーを切る。

対応 2（校内放送）

- ①避難命令を発する。（避難場所指示）
- ②火災発生時は消防署へ通報する。

対応 3（総務係長への連絡）

- ①守衛は、緊急連絡網により総務係長へ地震被害の情報等を連絡する。
- ②総務係長に連絡が取れない場合、総務課長、総務課課長補佐など連絡が途切れないよう遅滞なく連絡する。

対応 4（総務課長への連絡）

- ①総務係長は、総務課長へ対応 3 で連絡を受けた内容を連絡し、指示を仰ぎ、学校へ急行する。
- ②総務課長に連絡が取れない場合は、校長、事務部長、総務課課長補佐に連絡する。緊急連絡網の連絡が途切れないよう遅滞なく連絡する。

対応 5（総務課長から校長等への連絡）

- ①総務課長から校長、事務部長、総務課課長補佐に対応 4 で連絡を受けた内容を連絡し、学校へ急行する。
- ②教職員の招集をかける場合は、緊急連絡網により連絡する。連絡が途切れないよう指示する。

対応 6（対策本部の設置・対策本部の対応）

- ①対策本部を設置する。（建物に被害がないときは、総務課事務室）
本部長は、校長、副校長、事務部長のうち、現場に到着できた者とする。
- ②対策本部の対応
全体の統括、学生の安否確認、教職員の安否確認、保護者、地域等への情報提供及び協力要請（情報の収集、整理、対応指示）、機構本部、関係諸機関、諸団体との連携

対応 7（避難の指示、現場の誘導、整理）

- ①本部長は、参集した職員に指示し、被害状況・残留者の確認を行う。
- ②本部長は、現場の被害状況によって避難場所を定め、参集した職員に指示して現場の誘導・整理を行わせる。
- ③避難場所の候補は、グラウンド、野球場、第一体育館、第二体育館とする。

対応 8（被災者の救護）

- ①本部長は、参集した職員に指示して被災者の救護にあたらせる。応急処置のほか、緊急を要する場合は、救急車の出動を要請し、教職員付き添いのもと負傷者を医療機関へ搬送し、医療機関にて受診させる。
- ②学生の保護者、家族等への連絡を行う。

対応 9（崩落等の被害拡大の防止）

- ①崩落等の危険がある箇所については、できる限り応急措置を行う。
- ②電気設備、ガス、ボイラー及び危険物施設の安全措置を行う。
- ③危険箇所への立ち入り禁止措置を行う。

2 火災

【危機発生時の対応】

1) 初期対応

①火災発見の連絡，消防署への通報，避難等

- ・火災発生時は，消防計画に基づき，迅速かつ安全に行動する。
- ・火災発見者は，直ちに火災報知器を作動させ，発火場所と火災の状況を学生，教職員等へ知らせる。
- ・火災の報告を受けたら，直ちに消防署へ通報し，校内放送等により避難を指示する。
- ・教職員（消火班）は現場へ急行し，初期消火を行う。
- ・教職員は，窓やドアを閉め，火気を使用中の場合は直ちに消火しガスの元栓を閉める。また，電気器具等を使用中の場合はコンセントを抜く。
- ・授業担当教員は，学生に対し落ち着いて避難するよう指示（押すな，慌てるな，騒ぐな等）し，安全な場所（校内放送で指示した場所）に避難させる。
- ・負傷者の報告（発見）があった場合は，教職員（救護班）は現場へ急行し，避難場所へ避難させる、
- ・自衛消防隊本部を設置する。

②通報

- ・校長は，消防，警察等の関係機関に通報し，併せて必要な指示を受ける。

2) 避難後の対応

①安否確認，負傷者対応等

- ・授業担当教員は，学生名簿等により避難人員，負傷者等の有無を確認し，速やかに自衛消防隊本部へ報告する。
- ・各学科及び各課の長は，所属する教職員の避難人員，負傷者等の有無を確認し，速やかに自衛消防隊本部へ報告する。
- ・負傷者は看護師等による応急処置を行い，負傷の程度により病院での治療を受けさせる。特に重傷の場合は，救急車の出動を要請し病院へ搬送する。救急車には教職員が付き添い，救急隊員へ事故の状況・負傷の状況を説明する。
- ・教職員は，学生対して，整然と避難場所で待機するよう指示する。

②機構本部への報告

- ・火災発生後，速やかに火災の概要について機構本部へ報告する（第一報）。
- ・火災が終息するまでの間，状況に応じて，人的・物的な被害状況等について報告する。

③関係機関との連携

- ・消防，警察等が到着した場合，その後の対応については指示に従う。

④情報の収集と一元化（マスコミ等対応）

- ・火災の経緯や状況について，可能な限り情報を収集し，事実を正確に把握し，記録する。
- ・関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は，管理職員に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ・情報の公表については，犯罪性を伴う場合があることから，消防，警察の対応に委ねるものとする。

⑤保護者への連絡

- ・ 学生の避難完了後、速やかに学生の安全確保等について連絡する。
- ・ 負傷した学生の負傷の状況を説明する。病院へ搬送した場合は、搬送先病院名や付き添っている教職員名等を伝える。
- ・ 学生は、安全が確保されるまでの間、学校の管理下に置いて避難場所で待機させることになるが、状況に応じて、保護者への引き渡しについて連絡する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・ 消防、警察等関係機関の指示の下、現場検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

②復旧及び措置要請

- ・ 状況に応じて、危険箇所への立入禁止等の措置をとる。
- ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、実験機器及び教職員の確保等について、機構本部に措置を要請する。

③心のケア

- ・ ショックを受けている学生がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携をとりながら心のケアを行う。

④再発防止

- ・ 消防、警察及び機構本部等の関係機関の指導を受け、再発防止のための対策を講じる。

【危機の予防対策】

①安全指導

- ・ 火災発生時に学生の安全を確保するため、教職員の防災教育の指導力、危機管理能力及び応急処置能力を高めるための研修等を実施する。
- ・ 学生が、火災発生時にも落ち着いて行動がとれるよう、日頃から、緊急時の安全な避難行動の取り方を理解させるとともに、様々な場面を想定した防災避難訓練を計画的に実施する。

②安全管理

- ・ マニュアルに基づく防災体制、施設整備等の管理体制を構築するとともに、防火性・耐震性の確保や避難経路の安全性を踏まえた避難基準、避難方法を定めておく。
- ・ 施設・設備の全般及び防火施設・設備等を定期的に点検し、転倒や落下の可能性のある物或いは避難に支障のある備品を片付けるなどして、避難経路の安全確保に努める。

【平日・勤務時間中】



(発見者がいた場合)

発見者等の対応

- ①「どこかが火事だ」と連呼し、火災報知器を直ちに作動させる。
- ②側近者の応援を求め、消火器等で初期消火に努める。
※初期消火できないと判断した場合は、現場から避難する。
- ③通報連絡班（総務係）へ連絡する。

通報連絡班による初期活動

- ①学内放送（出火場所と避難場所等）する。
- ②消防署へ通報する。
- ③自衛消防隊本部を設置する。
- ④消防車を誘導する。

(対応2)

(対応3)

(対応4)

(火災報知機による場合)

火災発報建物確認

火災報知盤（施設係、守衛室、学生寮）により火災発報建物を確認する。

現地により出火確認

(対応1)

通報連絡班（総務係）へ連絡する。

避難誘導班（授業担当教員）による避難活動、安否確認

- ①授業担当教員により学生を避難場所（学内放送で指定）へ避難誘導する。その際出席簿を持って行き、学生の点呼を行い、学生の安否を確認する。
- ②建物の非常階段等安全な階段を使う。
- ④学科長等は、教職員の安否を確認する。

対策本部へ学生・教職員の点呼結果を報告

対策本部長へ学生・教職員の点呼結果報告

避難誘導班（授業担当教員以外の教職員）による残留者探索・救助

〇〇学科教員 → 〇〇学科棟、附属実験棟 図書館職員 → 図書館棟
 △△学科教員 → △△学科棟 学生課職員 → 学生寮 福利施設
 □□学科教員 → □□学科棟 技術部 → 実習工場、各センター棟
 一般科教員 → 体育施設

対策本部へ残留者の探索結果を報告

対策本部長へ探索結果を報告

(消火活動等開始) ※「安全」を第一に考え、無理な活動は行わないこと

消火班

自衛消防隊で指定された者 [集合場所：出火場所]

(対応5)

搬出班

自衛消防隊で指定された者 [集合場所：対策本部]

(対応6)

防護班

自衛消防隊で指定された者 [集合場所：対策本部]

(対応7)

救護班

自衛消防隊で指定された者 [集合場所：対策本部]

(対応8)

対応の詳細（平日・勤務時間中）

対応 1（火災報知盤及び電話により確認）

①管理棟 1 階施設係、守衛室、学生寮の火災報知盤で確認し、次の緊急放送を行う。

「緊急放送をします。ただ今〇〇棟〇階東（西）側の火災報知器が作動しております。最寄りの教職員は現場の状況を確認して、〇〇係内線〇〇〇〇まで連絡願います。」

対応 2（校内放送）

①出火場所及び避難場所等を正確に放送する。

対応 3（消防署への通報）

①出火場所 「〇〇高専〇〇棟〇階〇〇室 火災発生」

②火災状況 「現在延焼中です。」

③総務係の電話番号 「123-456-7890 です。」

④通報者の名前 「総務係の〇〇〇〇です。」

対応 4（自衛消防隊本部の設置と自衛消防隊の対応）

①自衛消防隊本部を設置する。

本部長（校長）、副本部長（副校長）、本部員（副校長、事務部長、総務課長）

②自衛消防隊本部の対応

- ・全体の統括を行う。
- ・学生及び教職員の人数点検、探索の統括を行う
- ・保護者、地域等への情報提供及び協力を要請する。
- ・消防署、警察等関係機関、諸団体との連携を図る。
- ・機構本部へ報告する。

対応 5（消火班の対応）

①近くの消火器を携帯し、火災発生現場へ駆けつけ、初期消火する。

②消火栓による放水を行う。

対応 6（搬出班の対応）

① 重要書類、物品の搬出及び搬出物品等の監視を行う。

対応 7（防護班の対応）

①電気設備、ガス、ボイラー及び危険物施設等の安全措置を行う。

②防火扉の開閉及び消火活動の障害物の除去等を行う。

③飛火、盗難の警戒（各門閉鎖）を行う。

④関係車両チェックを行う。

対応 8（救護班の対応）

①負傷状況を確認し、応急処置を行う。（救護所設置、担架、救急箱の準備）

②教職員付き添いのもと負傷者を救急車で搬送し医療機関で受診させる。

③保護者へ連絡する。

【夜間・休日】



【火災発見の場合】

発見者等の対応

- ①「どこが火事」と連呼し、火災報知機を直ちに作動させる。
- ②側近者の応援を求め、消火器等で初期消火に努める。
※初期消火できないと判断した場合は、現場から避難する。
- ③警備員へ連絡する。

【火災報知器発報の場合】

警備員の初期対応

- ①警備員は、火災報知機（守衛室）により火災発生建物を確認し、現場へ急行する。
- ②消火器等で初期消火に努める。
※初期消火できないと判断した場合は、現場から避難する。

通報連絡（警備員）

- ①校内放送（火災発生現場、避難場所等）する。
- ②消防署へ通報する。
- ③緊急連絡網により防火管理担当者（用度係長）へ連絡する。
- ④消防車を誘導する。

（対応１）

（対応２）

（対応３）

※初期消火できないと判断した場合は、現場から避難する。

関係者への通報（防火管理担当者（用度係長））

- ①防火管理者（総務課長）へ通報
- ②防火管理者の指示に従い、現場へ急行する。

（対応４）

関係者への通報（防火管理者（総務課長））

- ①校長、事務部長、学生課長へ連絡
 - ②必要に応じて自衛消防隊の招集をかけ、現場へ急行する。
- ※緊急連絡網による招集連絡

（対応５）

自衛消防隊の設置と自衛消防隊の対応

- ①自衛消防隊を組織した場合は、(1)火災の場合（平日・勤務時間中）の取り扱いに準じて活動する。

（対応６）

対応詳細（夜間・休日）

対応 1（校内放送）

- ①出火場所、避難場所を明示して避難命令を発する。

対応 2（消防署への通報）

- ①出火場所 「〇〇高専〇〇棟〇階〇〇室、火災発生」
- ②火災状況 「現在延焼中です。」
- ③守衛室電話番号 「123—456—7890」
- ④通報者の名前 「〇〇〇〇」

対応 3（防火管理担当者への連絡）

- ①警備員は、対応 2 で消防署へ通報した内容を緊急連絡網により防火管理担当者（用度係長）へ連絡する。
- ②用度係長に連絡が取れない場合は、総務課長（防火管理者）、総務課課長補佐の順で連絡し、緊急連絡網の連絡がとれないよう次順者へ遅滞なく連絡する。

対応 4（防火管理者への連絡）

- ①用度係長は、対応 3 で連絡を受けた内容を緊急連絡網により総務課長（防火管理者）及び総務課課長補佐に連絡し、指示を仰ぎ、現場へ急行する。
- ②総務課長に連絡が取れない場合は、校長、事務部長、総務課課長補佐に連絡する。また、総務課課長補佐に連絡が取れない場合は、緊急連絡網の連絡が途中でとぎれることがないよう次順者へ遅滞なく連絡する。

対応 5（関係者への連絡）

- ①総務課長は、対応 4 で連絡を受けた内容を緊急連絡網により校長、事務部長、総務課課長補佐へ連絡し、現場へ急行する。
- ②総務課課長補佐に連絡が取れない場合は、副校長、学生課長へ連絡し、緊急連絡網の連絡がとぎれないよう次順者へ遅滞なく連絡する。

対応 6（自衛消防隊本部と自衛消防隊本部の対応）

- ①自衛消防隊本部の設置
 - ・ 本部長は、校長が到着するまでの間、現場に到着できた副校長、事務部長が代行する。
- ②自衛消防隊本部の対応
 - ・ 火災の現状把握と延焼防止策を検討する。
 - ・ 学生、教職員の安否確認を行う。
 - ・ 被害の把握を行う。
 - ・ 保護者、地域等への情報提供及び協力を要請する。（情報の収集、整理、対応指示）

3 台風・風水害

【危機発生時の対応】

①情報収集

- ・ テレビ，インターネット等で最新の気象及び災害、交通情報を収集する。
- ・ 収集した情報は、学生関係，庶務人事関係，施設関係の教職員が共有する。

②休講等の措置の検討及び施設・設備の点検等

- ・ 副校長（教務担当）は休講措置について検討する。
- ・ 総務課人事係は，早期退庁勧告について検討する。
- ・ 総務課施設係は，施設・設備の点検を行い，危険箇所については応急措置を行う。
- ・ 総務課施設係は，各室の戸締まりを要請する。

③対策本部の設置

- ・ 学生及び教職員等の生命の危機又は学校施設に中規模な災害が発生する恐れがあると判断したときは対策本部を設置する。
- ・ 休講等措置及び早期退庁勧告実施を決定する。（交通機関が正常運行しているうちに判断する。）
- ・ 学生，教職員の安否確認及び施設等の被害状況を調査する。
- ・ 保護者，地域等への情報提供及び協力を要請する。
- ・ 機構本部，関係諸機関，諸団体との連携を図る。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

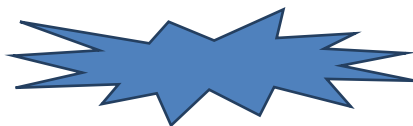
- ・ 学生，教職員の被災の原因として，人的要素がないか確認する。
- ・ 施設，設備の被害の原因として，人的要素がないか確認する。
- ・ 防災体制に問題点がないか確認する。

②復旧及び支援・援助

- ・ 速やかな教育活動の再開及び修学援助の必要性を確認する。
- ・ 災害支援物資が必要な場合は，品目及び数量等について，機構本部に要請する。
- ・ 施設・設備の早期復旧のための予算措置について，機構本部に要請する。

※登校前に台風接近が予想され，災害及び交通機関の乱れが見込まれる場合の対応のため，あらかじめ台風の規模等による休講の実施基準を学生に周知しておく。併せて，朝の一定の時間に学校のホームページに掲載して周知する。

【台風・風水害】



情報収集

(対応1)

- ・ 気象、災害、交通機関の運行状況等の情報を収集し、各課等で共有する。

休講等の措置検討、施設・設備の点検等

休講等の措置の検討

(対応2)

- ・ 教務主事は休講措置の検討・準備をする。
- ・ 総務課人事係は早期退庁勧告の検討をする。

施設、設備の点検等

(対応3)

- ・ 施設、設備の点検をする。
- ・ 戸締まりの要請をする。

気象情報等の判断

- ・ 学生、教職員等の生命の危機、学校施設に中規模な被害が発生又は公共交通機関が運休になる恐れがあるか判定する。

対策本部の設置

(対応4)

- ・ 校長は、被害等が発生する恐れがあるときは、対策本部を設置し、休講等の措置などの対策を検討する。

休講等の措置の実施

- ①対策本部長は、休講措置を実施する場合は、速やかに学生を下校（帰寮）させる。
- ②対策本部長は、早期退庁勧告する場合は、教職員に早期帰宅を勧告する。

【災害の危機消滅後】

人的及び施設等の被害状況の調査

人的被害状況の調査

- ・ 担任は、学生の人的被害を調査し、学生課へ報告する。
- ・ 各学科（課）等は、教職員の人的被害を調査し、総務課へ報告する。

施設等の被害状況の調査

(対応5)

- ・ 施設等の被害状況を調査する。
- ・ 応急復旧及び被害拡大防止策を講じる。

校長へ被害状況報告

- ・ 総務課及び学生課は、校長へ人的被害及び施設、設備被害状況を報告する。

対応詳細

対応１（情報収集）

- ①総務課は、テレビ、インターネット等で最新の気象、災害及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集する。
- ②総務課は、収集した情報を学生関係、人事関係、施設関係の教職員へ提供する。
- ③その他の部署においても可能な限りの情報を収集する。

対応２（休講、早期退庁措置の検討）

- ①収集した情報を基に、教務主事は休講措置の検討を開始する。
- ②総務課人事係は、教職員の早期退庁勧告の検討を開始する。

対応３（施設、設備の点検）

- ①施設係は、施設、設備の点検を行い次の措置の他、必要な措置を行う。
 - ・看板、防護ネット、サッカーゴール等転倒すると危険なものは予め撤去する。
 - ・出入口や窓はしっかりと閉鎖し、必要に応じて外面の窓ガラスを保護する等の措置を講ずる

対応４（対策本部の設置及び対応）

- ①対策本部を設置する。
 - ・本部長（校長）、副校長、事務部長、各課長
- ②対策本部の対応
 - ・危機レベルを判定する。
 - ・全体を総括する。
 - ・学生、教職員の安否を確認する。
 - ・保護者、地域等への情報提供及び協力を要請する。
 - ・機構本部、関係機関、諸団体との連携を図る。

対応５（総務課施設係による施設等の被害の調査等）

- ①施設、設備の点検を行い、教職員からの報告と併せて被害状況を調査する。
- ②電気、ガス、水道等のインフラ設備の機能安全性を確保する。
- ③被害拡大や二次災害の危険がないよう、必要に応じて被災施設の応急復旧を行う。

4 光化学スモッグ

【危機発生時の対応】

①情報収集

- ・ テレビ，インターネット等で最新の気象情報を収集する。
- ・ 収集した情報は、学生関係，庶務人事関係，施設関係の教職員が共有する。

②休講等の措置の検討及び施設・設備の点検等

- ・ 副校長は、室外での授業及び課外活動の中止について検討する。
- ・ 総務課人事係は、室外勤務の中止について検討する。
- ・ 総務課施設係は、施設・設備の点検を行い、危険箇所については応急措置を行う。
- ・ 総務課施設係は、各室の戸締まりを要請する。

③対策本部の設置

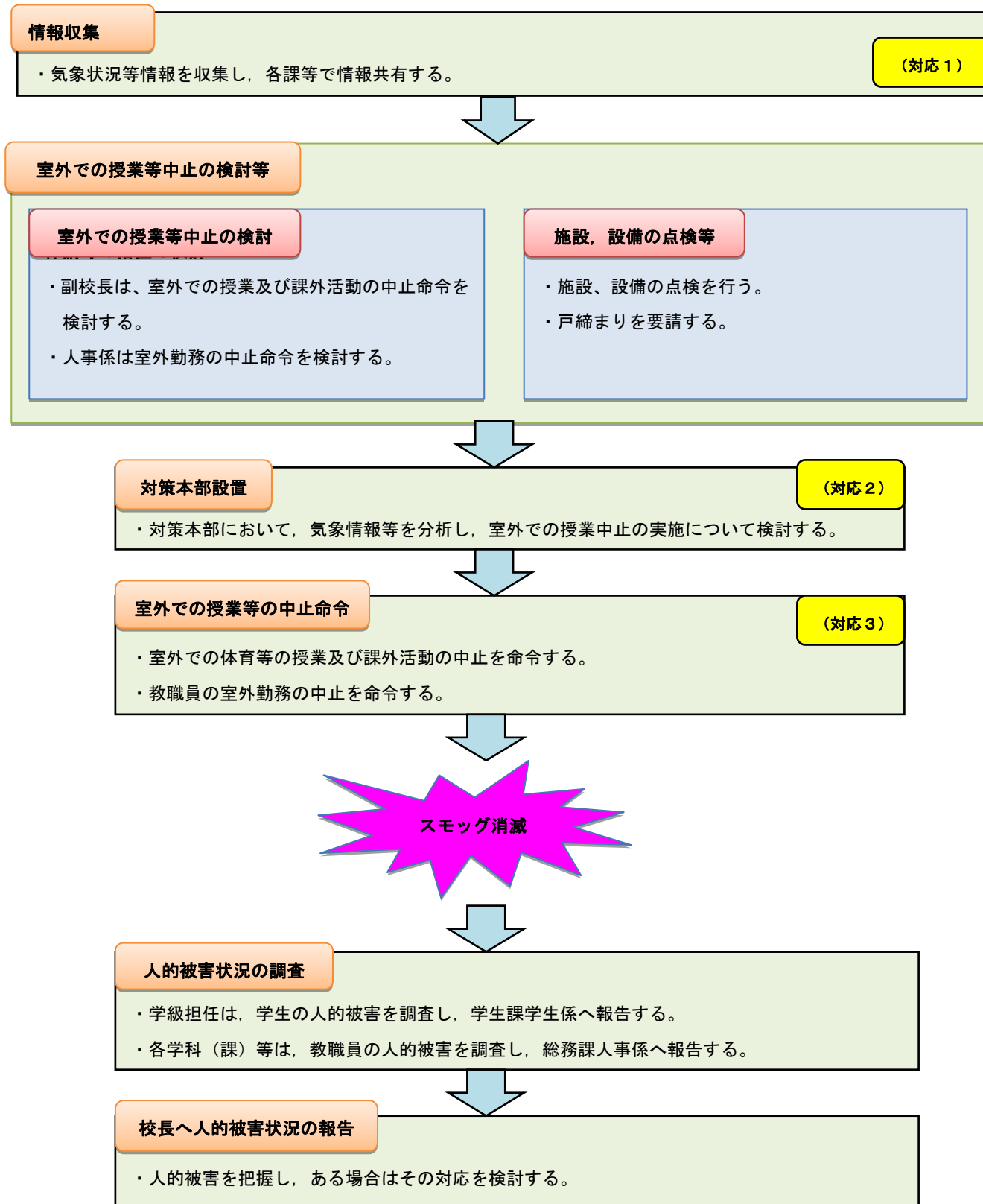
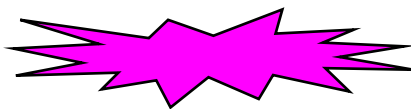
- ・ 学生及び教職員等の生命の危機が発生する恐れがあると判断したときは対策本部を設置する。
- ・ 室外での体育等の授業及び課外活動を中止するよう命令する。
- ・ 教職員の室外勤務を中止するよう，教職員に命令する。
- ・ 学生，教職員の安否確認の被害状況を調査する。
- ・ 保護者，地域等への情報提供及び協力を要請する。

【危機終息後の対応】

①人的被害の報告

- ・ 学級担任は、学生の人的被害の状況を調査し，学生課学生係へ報告する。
- ・ 各学科長及び各課長は，教職員の人的被害の状況を調査し，総務課人事係へ報告する。
- ・ 総務課長及び学生課長は、人的被害の状況を対策本部（総務係→校長）へ報告する。

【光化学スモッグ】



対応詳細

対応 1（情報収集）

- ①総務課は、テレビ、インターネット等で最新の気象状況等の情報を収集する。
- ②総務課は、収集した情報を学生関係、人事関係、施設関係の教職員へ提供する。
- ③その他の部署においても可能な限りの情報を収集する。

対応 2（対策本部の設置及び対応）

- ①対策本部を設置する。
 - ・本部長（校長）、副校長、事務部長、各課長
- ②対策本部の対応
 - ・危機レベルを判定する。
 - ・全体の総括を行う。
 - ・学生、教職員の安否を確認する。
 - ・保護者、地域等への情報提供及び協力を要請する。

対応 3（休講等の措置の実施）

- ①本部長は、屋外での授業及び課外活動の中止措置を決定し、学生に室外の活動の中止を命令する。
- ②本部長は、室外勤務の中止措置を決定し、教職員に室外勤務の中止を命令する。

4 落雷

【危機発生時の対応】

①情報収集及び「雷注意報」の発令を確認した場合の報告

- ・総務課及び学生課は、テレビ、インターネット等で最新の気象情報を収集する。
- ・「雷注意報」発令を確認した者は、直ちにリスク管理室（総務課総務係）へ報告する。

②緊急の措置

- ・総務係は、直ちに、緊急の校内放送で、室外にいる学生及び教職員に対して、室外での体育等の授業及び課外活動並びに業務（作業）を中止し、建物内に退避するよう知らせる。
- ・校内に落雷が発生した場合は、対策本部を設置し、人的及び物的被害状況を調査し、対応する。

③けが人が発生した場合の対応

- ・発見者は、直ちに救急車の出動と看護師へ応急措置を要請するとともに、リスク管理室へ報告する。
- ・発見者は、落雷の危険性を判断しながら、周囲にいる人と協力して、けが人を安全な場所へ移動させる。
- ・看護師はけが人に応急措置を行い、病院へ搬送する場合は、教職員が付添い、けがの状況等を随時、学校へ報告させる。
- ・学生課又は総務課は、けが人の保護者又は家族へ、搬送先病院名、けがの状況、付き添っている教職員名等を知らせる。

④「雷注意報」解除の通知

- ・総務係は、校長へ報告するとともに、校内放送で学生及び教職員に「雷注意報」が解除されたことを知らせる。

⑤人的及び物的被害の確認

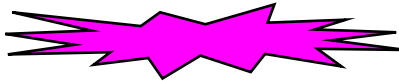
- ・学生課長は、学生の人的被害の状況を調査し、総務課長へ報告する。
- ・総務課長は、教職員の人的被害及び建物等の物的被害を調査し、被害状況を集計して校長へ報告する。

【危機終息後の対応】

①災害補償及び被害の復旧

- ・学生課長は、学生がけがをした場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きについて当該学生へ説明する。
- ・総務課長は、教職員がけがをした場合は、災害補償の手続きを行うとともに、物的被害の復旧にあたる。

【落雷】



情報収集及び「雷注意報」の発令を確認した場合の報告

(対応1)

- ・ 気象状況等情報を収集し、各課等で情報共有する。
- ・ 「雷注意報」発令を確認した場合は、リスク管理室（総務課総務係）へ報告する。



緊急の措置及び校長への報告

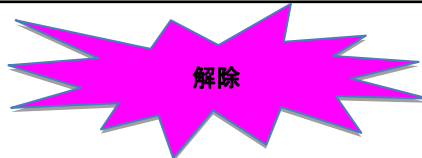
(対応2)

- ・ 総務係は、直ちに緊急の校内放送で、室外にいる学生、教職員に対して室外での授業、課外活動、業務（作業）を中止し、建物内に退避するよう知らせる。
- ・ 校内に落雷が発生した場合は、対策本部を設置し、人的及び物的被害状況を調査し、対応する。



けが人対応

- ・ 発見者は、直ちに救急車出動と看護師へ応急措置を要請するとともに、総務係へ報告する。
- ・ 発見者は、落雷の危険性を判断しながら、周囲にいる人と協力して、けが人安全な場所へ移動する。
- ・ 看護師はけが人に応急措置を行い、病院へ搬送する場合は、教職員が付添い、けがの状況等を随時報告させる。
- ・ 学生課又は総務課は、けが人の保護者又は家族へ搬送先病院名、けがの状況、付き添っている教職員名等を知らせる。



「雷注意報」解除の通知

(対応3)

- ・ 総務係は、校長へ報告するとともに、校内放送で学生、教職員に「雷注意報」解除を知らせる。



人的及び物的被害状況の確認及び校長への報告

- ・ 学生課長は、学生の人的被害状況を調査し、総務課長へ報告する。
- ・ 総務課長は、教職員の人的被害及び建物等の物的被害を調査し、被害状況を集計して校長へ報告する。

6 落雪による事故

【危機発生時の対応】

1) 初期対応

①発見した教職員の初期対応等

- ・ 負傷している学生、教職員の救護を最優先に行う。
- ・ 直ちにリスク管理室（総務係）へ連絡し、応援要員及び看護師の派遣を要請する。
- ・ 総務係は、直ちに関係の教職員及び看護師を現場へ急行させるとともに、校長へ報告する。校長は、必要に応じてリスク管理室会議を招集し、今後の対策を検討する。
- ・ 施設の被害程度、被害拡大の可能性を確認する。
- ・ 学生、教職員の負傷及び事故の状況を確認し、リスク管理室へ報告する。

②救急（応急）措置

- ・ 事故の再発が予想される場合には、負傷者を直ちに安全な場所へ移動させる。
- ・ 看護師等による必要な応急処置を講じ、負傷の程度によって病院での治療を受けさせるとともに、特に重傷の場合は、速やかに救急車の出動を要請する。なお、救急車で搬送するときは、教職員が付き添い、救急隊員に事故及び負傷の状況を説明する。
- ・ 負傷した学生の保護者又は教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。
- ・ 落雪現場は、ロープ等で立入禁止措置を行う。

③通報、報告

- ・ 警察等の関係機関に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事故発生後、速やかに事故の概要を機構本部へ報告する。

2) 事後の対応

①関係機関との連携

- ・ 警察に事故の概要、負傷者に対する対応状況等を説明し、事故後の調査、検証のための注意事項等の指示を受ける。

②情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 事故の経緯や状況について可能な限り情報を収集し、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。
- ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

③機構本部への連絡・報告

- ・ 事故が終息するまで、状況に応じて、人的及び物的被害状況について機構本部へ報告する。
- ・ 事故が終息した場合は、電話で報告するとともに、事故の概要及び人的・物的被害の状況を取りまとめ、文書で機構本部へ報告する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・ 警察等の関係機関の指示のもと、検証等に立ち会い、事故発生の原因を究明する。

②復旧及び支援・援助

- ・教育研究活動に支障をきたす場合は、速やかに復旧の措置を講じる。
- ・復旧が完了するまでの間、必要箇所への立入禁止措置を講じる。
- ・必要に応じて、施設、設備の早期復旧のための予算措置について、機構本部に要請する。

【危機の予防対策】

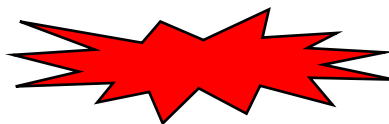
①安全管理

- ・危険箇所を再点検し、速やかに復旧のための措置を講じる。
- ・日頃から、教職員の安全管理意識を高め、施設・設備の点検・管理体制を確立する。

②安全指導（教育）

- ・事故原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導の徹底を図り事故を防止する。

【落雪による事故】



発見教職員の初期対応等

- ・ 負傷者の救護を優先する。
- ・ リスク管理室（総務係）へ連絡し、応援要員及び看護師の派遣を要請する。
- ・ 総務係は、応援要員等を急行させるとともに、校長へ報告し、指示を受ける。
- ・ 被害の程度及び被害拡大の恐れを確認する。
- ・ 現場の立入及び使用禁止措置を講じる。

救急（応急）措置

- ・ 看護師が現場へ急行し、応急処置する。
- ・ 重傷の場合は、救急車の出動を要請する。

通報・報告及び情報の収集と一元化

- ・ 校長は、必要に応じてリスク管理室会議を招集し、今後の対策を検討する。
- ・ 警察等の関係機関に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事故の概要を機構本部に報告する。（第1報～事故終息まで随時）
- ・ 事故の経緯や状況について情報収集し、事実を記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合、管理職員に窓口を一本化する。

学生の保護者、教職員の家族への連絡

- ・ 負傷した学生の保護者へ負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の名前等を連絡する。
- ・ 負傷した教職員の家族へ負傷の程度等を連絡する。

学生等への安全対策

- ・ 現場での救護活動を実施した後、事故の再発防止のため、施設への立入禁止の措置を講じる。
- ・ 警察の指示で現場検証のため、立入禁止等の措置を講じることがある。

事故終息後の対応

- ・ 原因の究明、心のケア、復旧等の対応にあたる。

第2項 「学校管理」等に係る事項

1 施設、設備不良による事故

【危機発生時の対応】

1) 初期対応

①発見した教職員の初期対応等

- ・ 負傷している学生、教職員の救護を最優先に行う。
- ・ 直ちにリスク管理室（総務係）へ連絡し、応援要員及び看護師の派遣を依頼する。総務係は、校長へ報告し指示を受ける。
- ・ 学生、教職員の負傷及び事故の状況を確認し、リスク管理室へ報告する。

②救急（応急）措置

- ・ 看護師等による必要な応急処置を行い、負傷の程度によって病院での治療を受けさせるとともに、特に重傷の場合は、直ちに救急車の出動を要請する。なお、救急車で搬送するときは、教職員が付き添い、救急隊員に事故及び負傷の状況を説明する。
- ・ 負傷した学生の保護者又は教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。
- ・ 当該施設・設備を現状保存するとともに、立入又は使用禁止措置を講じる。

③通報、報告

- ・ 警察等の関係機関に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事故発生後、速やかに事故の概要を機構本部へ報告する。

2) 事後の対応

①関係機関との連携

- ・ 警察に事故の概要、負傷者に対する対応状況等を説明し、事故後の調査、検証のための注意事項等の指示を受ける。

②情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 事故の経緯や状況について可能な限り情報を収集し、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。
- ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

③機構本部への連絡・報告

- ・ 事故が終息するまで、状況に応じて、人的及び物的被害状況について機構本部へ報告する。
- ・ 事故が終息した場合は、電話で報告するとともに、事故の概要及び人的・物的被害の状況を取りまとめ、文書で機構本部へ報告する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・ 警察等の関係機関の指示のもと、検証等に立ち会い、事故発生の原因を究明する。

②復旧及び支援・援助

- ・ 教育研究活動に支障をきたす場合は、速やかに復旧の措置を講じる。

- ・復旧が完了するまでの間、必要箇所への立入禁止措置を講じる。
- ・必要に応じて、施設、設備の早期復旧のための予算措置について、機構本部に要請する。

【危機の予防対策】

①安全教育

- ・学級活動や教科指導で、施設、運動設備の正しい使用方法や事故が発生した場合の通報の方法等について指導し、学生の安全意識を高める。

②施設、設備の安全点検

ア安全点検の種類

- ・定期点検：運動設備は、全教職員により全学的規模の総合点検を学期毎に1回実施する。
施設設備は、法令に定める定期点検を確実に実施する。
- ・月例点検：運動設備は、使用する教職員により重点的な点検を毎月1回実施する。
施設は、安全衛生委員会のヒヤリハット点検として実施する。
- ・日常点検：運動設備は、使用する教職員により使用前点検を実施する。
施設設備は、全教職員により日常的に不良箇所がないか注意する。
- ・臨時点検：体育大会等の学校行事の前及び地震、火災、風水害等の後速やかに実施する。

イ安全点検の実施方法

- ・全教職員が共通理解の上に立って、実施する。特に、学生の課外活動に使用する運動設備は、学生とともに点検組織を確立する。
- ・安全点検と事後措置の徹底を図るため、点検の結果を記録しておく。

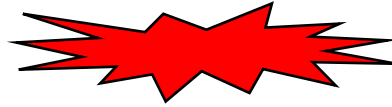
ウ点検方法

- ・目 視：ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食等の有無を点検
- ・打 音：ハンマー等で叩いて、損傷、剥離、腐食等の状況を点検
- ・振 動：揺り動かして結合部分、地下部分等の緩み、ぐらつき等の固定不良を点検
- ・負 荷：ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を点検
- ・作 動：回転部の油切れ、摩耗等による作動の偏りを点検

エ点検結果の事後措置

- ・点検結果の情報を教職員で共有し、学生に周知するとともに、危険防止のための指導等を行う。
- ・使用不可能な施設、設備については、ロープ、柵等による立入禁止や使用禁止の措置を講じ、早急に修理等を行う。

【施設・設備不良による事故】

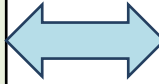


事故発見教職員の初期対応等

- ・ 負傷者の救護を優先する。
- ・ リスク管理室（総務係）に連絡し、応援要員及び看護師の派遣を要請する。
- ・ 総務係は、応援要員等を急行させるとともに、校長に報告し指示を受ける。
- ・ 施設、設備不良程度の確認と現状確保する。
- ・ 現場の立入及び使用禁止措置を講じる

救急（応急）措置

- ・ 看護師が現場へ急行し、応急処置する。
- ・ 重傷の場合は、救急車の出動を要請する。



通報・報告及び情報の収集と一元化

- ・ 校長は、必要に応じリスク管理室会議を招集し、今後の対策等を検討する。
- ・ 警察等の関係機関に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事故の概要を機構本部に報告する。（第1報～事故終息まで随時）
- ・ 事故の経緯や状況について情報収集し、事実を記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

学生の保護者、教職員の家族への連絡

- ・ 負傷した学生の保護者へ負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の名前等を連絡する。
- ・ 負傷した教職員の家族へ負傷の程度等を連絡する。

学生等への安全対策

- ・ 現場での救護活動を実施した後、事故の再発防止のため、施設への立入禁止又は使用禁止の措置を講じる。
- ・ 警察の指示で現場検証のため、立入禁止等の措置を講じることがある。

事故終息後の対応

- ・ 原因の究明、心のケア、復旧等の対応にあたる。

2 不審者による器物破損、盗難

【危機発生時の対応】

①初期対応、状況把握等

- ・発見又は連絡を受けた教職員は速やかにリスク管理室（総務係）に連絡するとともに、現場へ出向き、「立入禁止」の措置を講じ、現場を保存する。
- ・総務係は、関係の教職員（用度係、施設係、学生係等）を直ちに現場へ派遣し、器物破損や盗難の状況を可能な範囲で把握し、速やかに校長へ報告する。
- ・校長は、全教職へ器物破損（盗難）の事実を伝え、事件に関する情報提供を要請するとともに、その他の被害状況について調査を指示する。
- ・担任を通じて、全学生に不審者による器物破損（盗難）の事実を伝え、学生の持ち物に被害がないか確認する。

②関係機関への通報及び連携

- ・警察→速やかに被害状況を通報する。警察の現場検証が終わり、現場を保存する必要がなくなった時点で、後片付け等の応急措置を講じる。
- ・機構本部→事件発生後速やかに器物破損（盗難）の事実を報告するとともに、事件が終息するまでの間、状況に応じて警察の捜査状況等を報告する。事件が終息した場合は、電話で報告するとともに、事件の概要及び被害状況をとりまとめ文書で報告する。
- ・保護者→盗難発生の実事実を伝え、学生が貴重品等を学校へ持参しないよう注意を呼びかける。

③情報の収集と一元化

- ・事件の経緯や状況について可能な限り情報を収集し、事実を正確に把握し記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

【危機の予防対策】

①施錠等管理の徹底

- ・教員室、実験室、教室、部室等の管理責任者及び事務室等の最終退出者は、退校時には確実に施錠する。
- ・夜間の巡回時に警備員は全室の施錠を確認し、建物入口の施錠を行う。
- ・学校への侵入は構造上容易であるため、備品や私物等の保管場所や保管方法に十分配慮する。

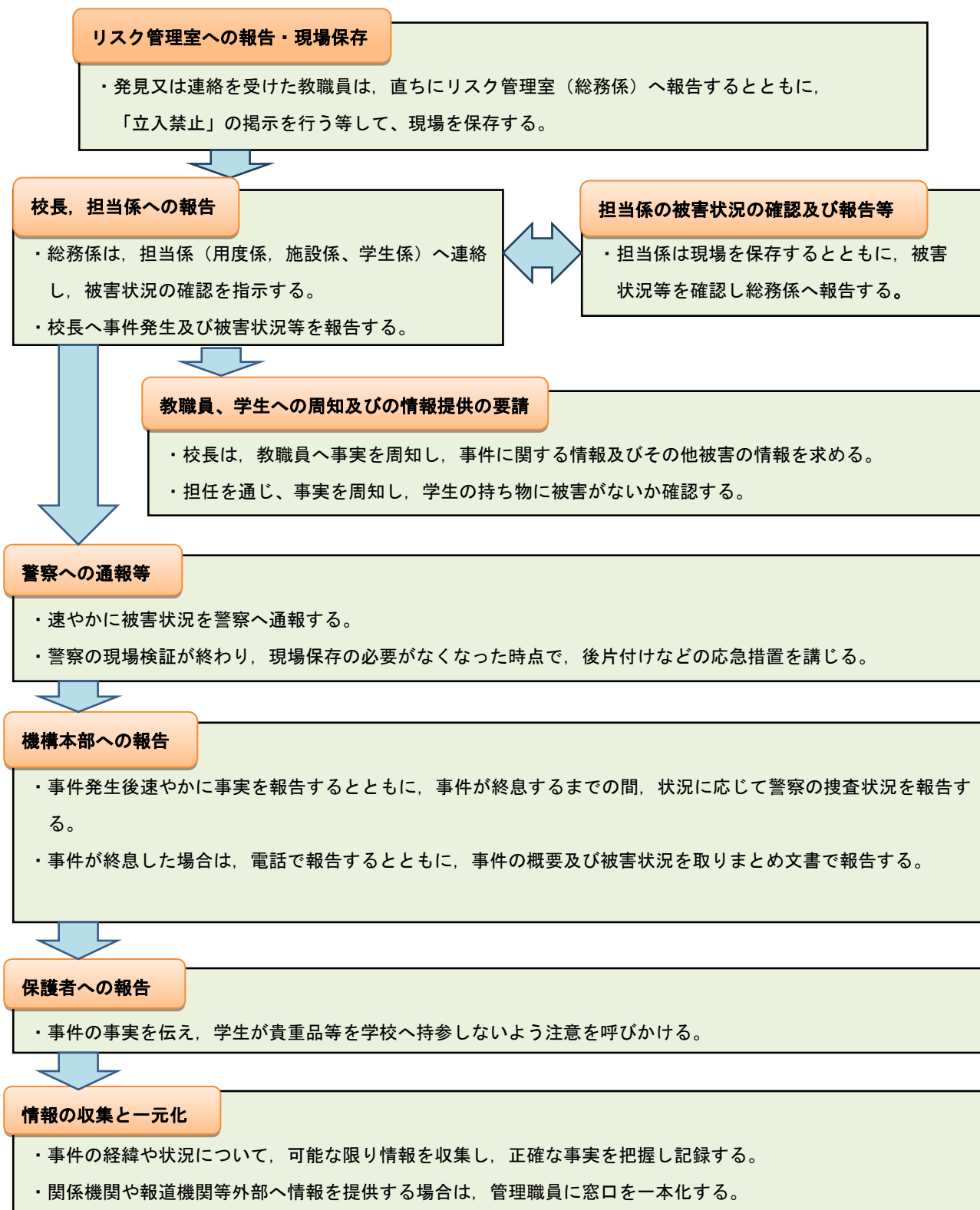
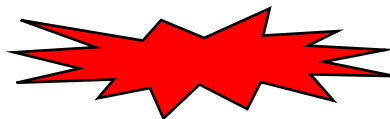
②学生に対する指導

- ・盗難被害に遭わないため、私物の自己管理を折に触れ指導する。

③来校者の確認

- ・教職員は名札を着用し、来校者に対し教職員であることを明示するとともに、業者、工事関係者等に対し、名札、腕章等の着用を要請する。
- ・来校者に対し教職員が進んで挨拶や用件を確認する。必要に応じて案内するなど、日頃から来校者の状況について注意を払う。
- ・挙動不審を感じる見知らぬ人を発見した場合は、「どのようなご用ですか。」等と声をかける。

【不審者による器物損壊、盗難】



3 爆破（予告）

【危機発生時の対応】（予告—爆発の時間、目的、相手方の素性等不明—）

1) 初期対応

①リスク管理室及び校長への報告、避難

- ・電話を受けた教職員は、直ちにリスク管理室（総務課総務係）へ連絡し、総務係は電話の内容を校長へ報告し、指示を受ける。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、今後の対応策を検討する。
- ・校長は、爆発の時間、爆発物の数、場所等が不明の場合は、学生及び教職員の安全の確保を最優先し、速やかに校内放送等により避難指示を行う。
- ・授業担当教員等は、学生に対し落ち着いて避難するよう指導し、校内放送で指示された場所に避難させる。なお、避難にあたっては不審物に触れないよう徹底する。
- ・校長から指示を受けた職員は、残留者がいないことを確認のうえ、速やかに避難する。

②関係機関への通報及び連携

- ・警察へ通報し、併せて必要な指示を受ける。

2) 避難後の対応

①避難確認及び安全対策

- ・授業担当教員等は、避難場所に移動後、学生名簿等により人員を確認し、各学科長等は、所属教職員の人員を確認しリスク管理室へ報告する。
- ・警察が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう措置する。

②警察、消防等関係機関との連携

- ・警察等が到着した後は、警察等の指示に従い対応する。
- ・不審者や不審者情報がある場合は、警察等の関係機関に伝達する。
- ・捜索等には校内の配置図が必要になるため、避難の際には施設設備の配置がわかる書類を携行する。

③情報の収集と一元化

- ・不審者や不審物の情報について取りまとめ、校長に報告する。
- ・事件の経緯や状況について可能な限り情報を収集し、事実を正確に記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。
- ・情報の公開については、以後の警察の捜査等と関係することから、警察等関係機関と十分協議のうえ対応する。

④保護者への連絡

- ・学生の避難後、速やかに学生の安全確保について連絡する。
- ・学生の安全が確保されるまでの間、学生は学校の管理下において避難場所で安全を確保するものとするが、状況に応じて、保護者への引き渡しについて連絡する。

⑤機構本部への報告

- ・事件発生後、速やかに事件の概要を報告し、以後、事件が終息するまでの間、状況に応じて、警察の捜査状況等を報告する。
- ・事件が終息した場合は、速やかに機構本部へ電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で報告する。

【危機発生時の対応】（爆発が発生した場合）

◎爆発が発生した場合は、前記の予告の対応に加え次のとおり対応する。

①状況把握

- ・ 学生及び教職員の負傷の有無、負傷の程度を確認する。
- ・ 施設の被害状況を可能な限り把握し、避難時の安全性を確認した後、避難経路を決定する。

②救急（応急）措置

- ・ 看護師等による必要な応急処置を講じ、重傷の場合は、消防署へ救急車の出動を要請する。
- ・ 負傷者を救急車で搬送する際は、教職員が付き添い、救急隊員に事故の状況、負傷の状況を説明する。
- ・ 負傷した学生の保護者及び教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・ 警察等関係機関の指示のもと、現場検証等に立ち会い、捜査に協力する。

②心のケア

- ・ ショックを受けている学生がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携しながら心のケアを行う。

③復旧及び措置要請

- ・ 施設等の安全が確認されるまで、必要箇所の立入禁止措置を講じる。
- ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、機材等の確保について機構本部に要請する。

【危機の予防対策】

①不審者の侵入経路等警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。

②不審者の出入り等の監視を強化するとともに、不審物の有無の確認等の日常点検を徹底する。

③研究室、実験室、教室及び部室の管理者及び事務室等の最後の退室者は、退校時に施錠の確認を行う。

④夜間の巡回時に警備員は全ての施錠箇所の施錠確認し、建物入口の施錠を行う。

【爆破（予告）】



リスク管理室への報告

- ・爆破予告電話を受けた者は、リスク管理室（総務係）へ報告する。

校長への報告

- ・総務係は、電話の内容を校長に報告し、指示を受ける。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、今後の対応策を検討する。

避難

- ・総務係は、速やかに校内放送等により避難を指示する。
- ・授業担当教員は、学生を指定した避難場所へ学生を誘導する。
- ・残留者がいないか確認する。

避難確認，安全対策

- ・授業担当教員は、移動後、学生名簿等により人員を確認，学科長等は所属教職員の人員を確認し、リスク管理室へ報告する。
- ・警察が到着するまでの間、来客、業者等が校内へ入らないよう措置する。

警察への通報

- ・速やかに警察へ通報し、必要な指示を受ける。

警察，関係機関との連携

- ・警察が到着した後は、警察等の指示に従う。
- ・不審者、不審物情報がある場合は、伝達する。

情報の収集と一元化

- ・事件の経緯や状況について、可能な限り情報を収集し、正確な事実を把握し記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合、管理職員に窓口を一本化する。

保護者への報告

- ・事件及び学生の安全が確保されるまでの間、学校の管理下において避難場所で安全を確保する旨報告する。

機構本部への報告

- ・事件発生後速やかに事実を報告するとともに、事件が終息するまでの間、状況に応じて警察の捜査状況を報告する。
- ・事件が終息した場合は、電話で報告し、事件の概要及び被害状況を取りまとめ文書で報告する。

4 不法占拠 ―学生及び教員を人質に教室占拠―

【危機発生時の対応】

1) 初期対応

①通報、報告

- ・直ちに警察に出動を要請し、併せて必要な指示を受ける。
- ・事件発生後、直ちに機構本部に報告する。
- ・占拠者から要求等があった場合は、警察等関係機関に伝達する。

②状況把握

- ・校長は、教職員に指示して可能な範囲において情報を収集し、その情報をもとに学生及び教職員の安全確保の対策を検討する。
- ・校長は、学生及び教職員に対し占拠者を刺激するような不用意な行動を慎むよう指示する。
- ・人質となった教員は、学生の安全確保を最優先に冷静に行動し、学生の動揺を静めるとともに不用意な行動を慎むよう学生に徹底する。
- ・占拠者から、校内での行動について制限する要求があった場合は、人質の安全確保を最優先に対応する。
- ・救護活動や避難を円滑に実施するため、校内の状況に関する情報を迅速に収集する。

③救急(応急)措置

- ・担任及び学科長は、学生及び教職員の負傷の有無を確認しリスク管理室（総務係）に報告するとともに、負傷者に対して応急処置を講じる。重傷者がいる場合は、救急車の出動を要請する。
- ・負傷者を救急車で病院に搬送する際は、教職員が付き添い、救急隊員に事故の状況、負傷の状況を説明する。

④避難

- ・施設の状況等を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し避難経路を決定する。
- ・校長は、学生及び教職員の身の安全を確保するため速やかに避難指示を行う
- ・授業担当教員は、学生に対し状況を説明するとともに落ち着いて避難するよう指示し、避難指示した安全な場所へ誘導する。なお、避難にあたっては占拠者を刺激しないよう徹底する。
- ・指示を受けた教職員は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

2) 避難後の対応

①避難確認及び安全対策

- ・授業担当教員は、避難後、学生の人員を確認し、リスク管理室（総務係）へ報告する。
- ・警察が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう措置する。

②警察、消防等関係機関との連携

- ・警察等が到着した後は、警察等の指示に従い対応する。
- ・占拠者に関する情報がある場合は、警察に伝達する。
- ・事件を解決するにあたり校内の配置図が必要になるため、避難の際には施設設備の配置がわかる書類を携行する。

③情報の収集と一元化

- ・占拠者に関する情報について取りまとめ、校長に報告する。

- ・ 事件の経緯や状況について可能な限り情報を収集し、事実を正確に記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。
- ・ 情報の公開については、以後の警察の捜査等と関係することから、警察等関係機関と十分協議のうえ対応する。

④保護者への連絡

- ・ 学生の避難後、速やかに人質になっている学生の保護者に連絡をとり、事件の状況を説明するとともに、それ以外の学生の保護者に学生の安全確保等について連絡する。
- ・ 負傷した学生がいる場合は、保護者に連絡をとり、負傷の状況を説明する。病院へ搬送した場合は、病院名及び付き添っている教職員の氏名等を伝える。
- ・ 学生の安全が確保されるまでの間、学生は学校の管理下において避難場所で安全を確保するものとするが、状況に応じて、保護者への引き渡しについて連絡する。

⑤機構本部への報告

- ・ 事件発生後、速やかに事件の概要を報告し、以後、事件が終息するまでの間、状況に応じて、警察の捜査状況等を報告する。
- ・ 事件が終息した場合は、速やかに機構本部へ電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で報告する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・ 警察等関係機関の指示のもと、現場検証等に立ち会い、捜査に協力する。

②心のケア

- ・ 人質になった学生等の精神状態を的確に把握し、必要に応じて、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携しながら心のケアを行う。

③復旧及び措置要請

- ・ 施設の損傷等により危険箇所がある場合は、安全が確認されるまで、必要箇所の立入禁止措置を講じる。
- ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、機材等の確保について機構本部に要請する。

【危機の予防対策】

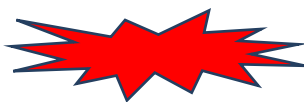
①占拠者の侵入経路等警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。

②不審者の出入り等の監視を強化する。

③研究室、実験室、教室及び部室の管理者及び事務室等の最後の退室者は、退校時に施錠の確認を行う。

④夜間の巡回時に警備員は全ての施錠箇所の施錠確認し、建物入口の施錠を行う。

【不法占拠】



リスク管理室への報告

- ・不法占拠を確認した者は、総務係（リスク管理室）へ報告。



担当副校長への報告

- ・総務係は、報告の内容を校長に報告し、対応の指示を受ける。



警察への通報

- ・速やかに警察へ通報し、必要な指示を受ける。

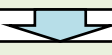


警察、関係機関との連携

- ・警察が到着した後は、警察等の指示に従う。
- ・占拠者に関する情報及び占拠者からの要求を伝達する。（あった場合）

状況把握等

- ・情報を収集し、学生及び教職員の安全確保のための対策を検討する。
- ・学生及び教職員に対し占拠者を刺激するような行動を慎むよう指示する。
- ・占拠者から学内での行動を制限する要求があった場合は、人質の安全確保を最優先し対応する。
- ・救護活動、避難のため校内状況の情報を収集する。



救急（応急）措置

- ・学生及び教職員の負傷の有無を確認し、負傷者の応急処置を講じる。重傷者がいる場合は救急車の出動を要請する。救急車には、教職員が付き添い、救急隊員に事故の状況、負傷の状況を説明する。



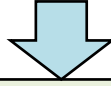
避難、避難確認、安全対策

- ・避難の経路・場所を決定し、避難を指示する。
- ・授業担当教員は、学生を指定した避難場所へ学生を誘導し、避難後、学生の人員を確認、・学科長等は、所属教職員の人員を確認し、リスク管理室に報告する。
- ・残留者がいないか確認する。
- ・警察が到着するまでの間、来客、業者等が校内へ入らないよう措置する。



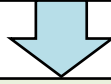
保護者への報告

- ・人質となっている学生の保護者に連絡をとり、事件の状況を説明するとともに、それ以外の学生の保護者には学生の安全確保等について連絡する。
- ・負傷した学生の保護者には、負傷の状況を説明するとともに、病院へ搬送した場合は病院名及び付き添っている教職員名等を伝える。



情報の収集と一元化

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を収集し、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。



機構本部への報告

- ・ 事件発生後速やかに事実を報告するとともに、事件が終息するまでの間、状況に応じて警察の捜査状況を報告する。
- ・ 事件が終息した場合は、電話で報告し、事件の概要及び被害状況を取りまとめ文書で報告する。

5 不審者の侵入（不審者情報の提供）

【危機発生時の対応】

①リスク管理室（総務課総務係）への連絡

- ・不審者が侵入した旨の情報を受けた教職員は、リスク管理室（総務係）へ情報提供の内容を連絡する。情報を受けた教職員は、できる限り情報提供者の氏名及び連絡先を聞き出す。

②状況把握、応急措置

- ・総務係は、直ちに校長へ連絡し、指示を受ける。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、学生の安全確保などについて対策方針を決め、緊急の教員会議を開催するなど、教職員間で情報交換や共通理解を図り、来校者の確認等の徹底を図る。
- ・対策方針に基づき、集団登下校、保護者による送迎など学生の安全な登下校を指導する。
- ・寮生に対しては、帰寮させる前に寮内に不審者がいないこと確認した後、帰寮させ、出入口の施錠を確認し、複数教員による巡回を行い、寮生の安全確保を徹底する。
- ・複数教職員によるチームを編成し、構内の巡回を行う。巡回には緊急連絡用として、携帯電話を所持させるなど、教職員の安全確保を図る。

③関係機関との連携

- ・警察：状況に応じ警察に連絡し、パトロール等の実施を要請するなど、連携を図る。
- ・保護者：後援会役員との連携を図り、保護者による学校内外の巡回等の協力を要請する。
- ・ボランティア：町内会等による学校支援のボランティアから校内及び周辺の巡回等の協力を得る。

④情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・情報を収集し、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①対応の問題点の点検

- ・緊急時の対応について問題点等を明らかにし、その反省と改善について、教職員間で共通理解を図るとともに、学生への指導を行う。

【危機の予防対策】

①安全確保への教職員の共通理解

- ・学校の安全確保について、必要に応じて担当委員会で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を行うなどして、教職員の共通理解を深める。

②定期的な安全点検

- ・校門、フェンス、外灯、各棟の出入口及び窓などを定期的に点検し、必要に応じ、補修を行うなど安全確保対策を講じる。
- ・死角の原因となる樹木等の障害物の有無、自転車置場・駐車場・隣接建物からの侵入の可能性について確認し、対応する。

③来校者の確認

- ・立て札や看板等による案内・指示を行い、入口や受付を明示する。
- ・来校者に対して、守衛所受付時に名札の着用を依頼し、識別を可能にする。また、教職員が進んで挨拶、声かけ等をして身分や用件の確認を行うなど、日頃から外部からの人の出入りに注意を払う。

- ・業者，工事関係者等に対しては，名札・腕章等の着用を要請する。

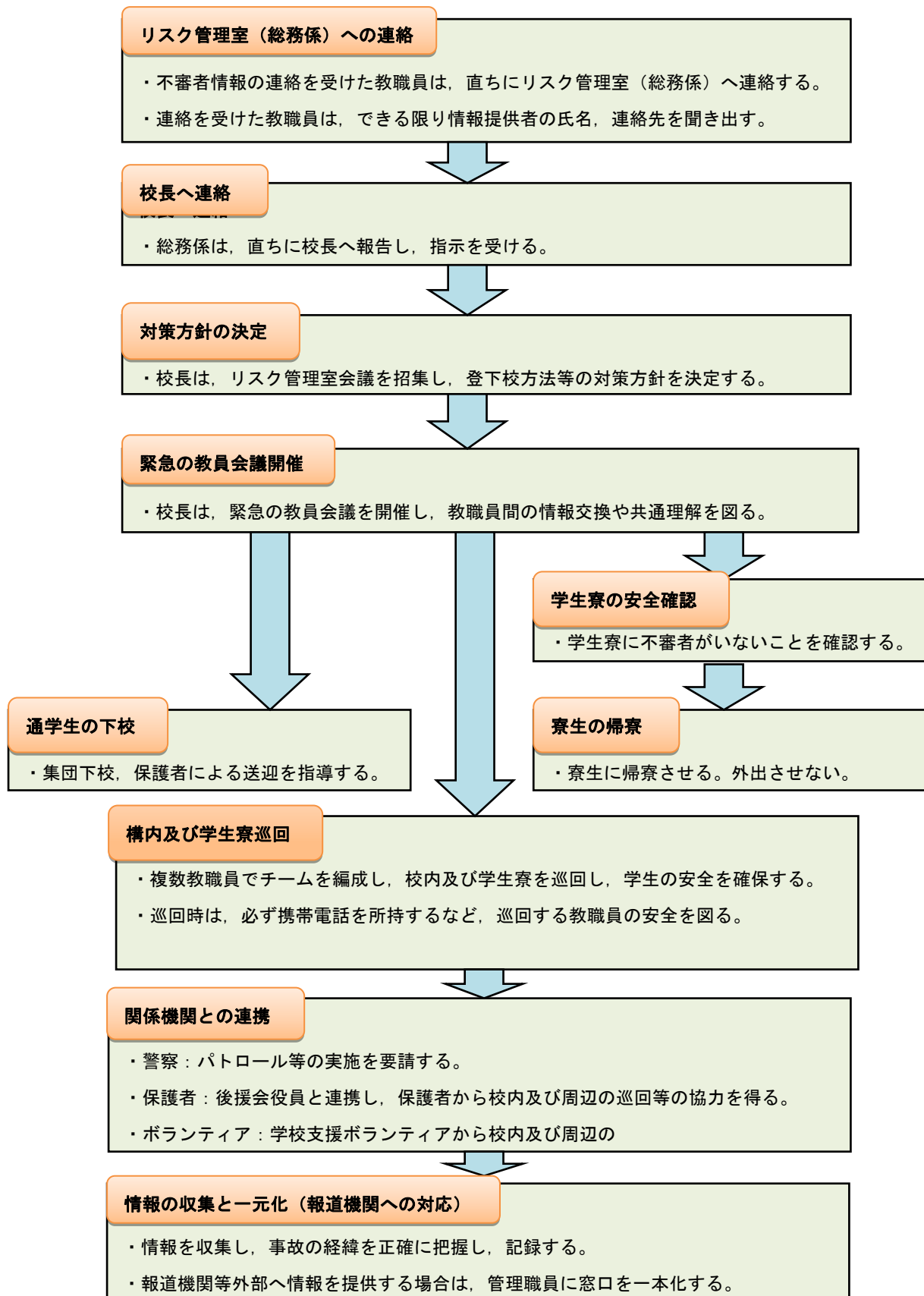
④学校開放（夜間・休日を含む。）時の安全確保

- ・学校開放に当たっては，安全確保のため，学校開放時における開放部分と非開放部分の区分を明確に示し，非解放部への侵入防止方策（施錠等）を講じる。

⑤学校周辺等の不審者情報の日頃からの入手手段の確保

- ・学校周辺等における不審者情報について，日頃から警察，地区高等学校生徒指導部会等の関係機関と連携し，情報を速やかに把握できるようにする。

【不審者の侵入（不審者情報の提供）】



6 不審者の侵入（凶器携帯）

【危機発生時の対応】

①リスク管理室（総務課総務係）への連絡

- ・凶器を携帯した不審者が侵入したことを発見した教職員は、警察へ連絡し、パトロール又は出動を要請するとともに、リスク管理室（総務係）へ連絡する。

②状況把握、応急措置

- ・総務係は、直ちに校長へ報告するとともに、危険がない範囲で情報収集に努める。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、学生の安全確保などについて対策方針を決め、不審者に刺激を与えない方法（教室へ職員派遣、授業のない教員にはメール等）で、学生への注意喚起、避難誘導等について全教職員へ情報を伝達する。
- ・万一学生又は教職員が負傷した場合に応急処置できる体制を敷くよう保健室へ指示する。

③不審者に遭遇したときの対応

- ・不審者の状況に応じて、教職員が大声を出すなどして、周辺に危険を知らせるとともに、危険のない方へ学生を誘導する。
- ・不審者には複数の教職員が対応する。その際、不審者を刺激しないよう留意する。
- ・不審者と遭遇した時は、直ちに総務係へ連絡し、校長の指示を受けて、警察の出動を要請する。

④機構本部への報告

- ・事件発生の第一報及び警察に連絡したことを報告し、助言を受ける。

⑤情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・情報を収集し、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①対応の問題点の点検

- ・緊急時の対応について問題点を等々を明らかにし、その反省と改善について、教職員間で共通理解を図るとともに、学生への指導を行う。

②機構本部への報告

- ・事件の経過状況等について機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①安全確保への教職員の共通理解

- ・学校の安全確保について、必要に応じて担当委員会で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を行うなどして、教職員の共通理解を深める。

②定期的な安全点検

- ・校門、フェンス、外灯、各棟の出入口及び窓などを定期的に点検し、必要に応じ、補修を行うなど安全確保対策を講じる。
- ・死角の原因となる樹木等の障害物の有無、自転車置場・駐車場・隣接建物からの侵入の可能性について確認し、対応する。

③来校者の確認

- ・立て札や看板等による案内・指示を行い、入口や受付を明示する。

- ・来校者に対して，守衛所受付時に名札の着用を依頼し，識別を可能にする。また，教職員が進んで挨拶，声かけ等をして身分や用件の確認を行うなど，日頃から外部からの人の出入りに注意を払う。
- ・業者，工事関係者等に対しては，名札・腕章等の着用を要請する。

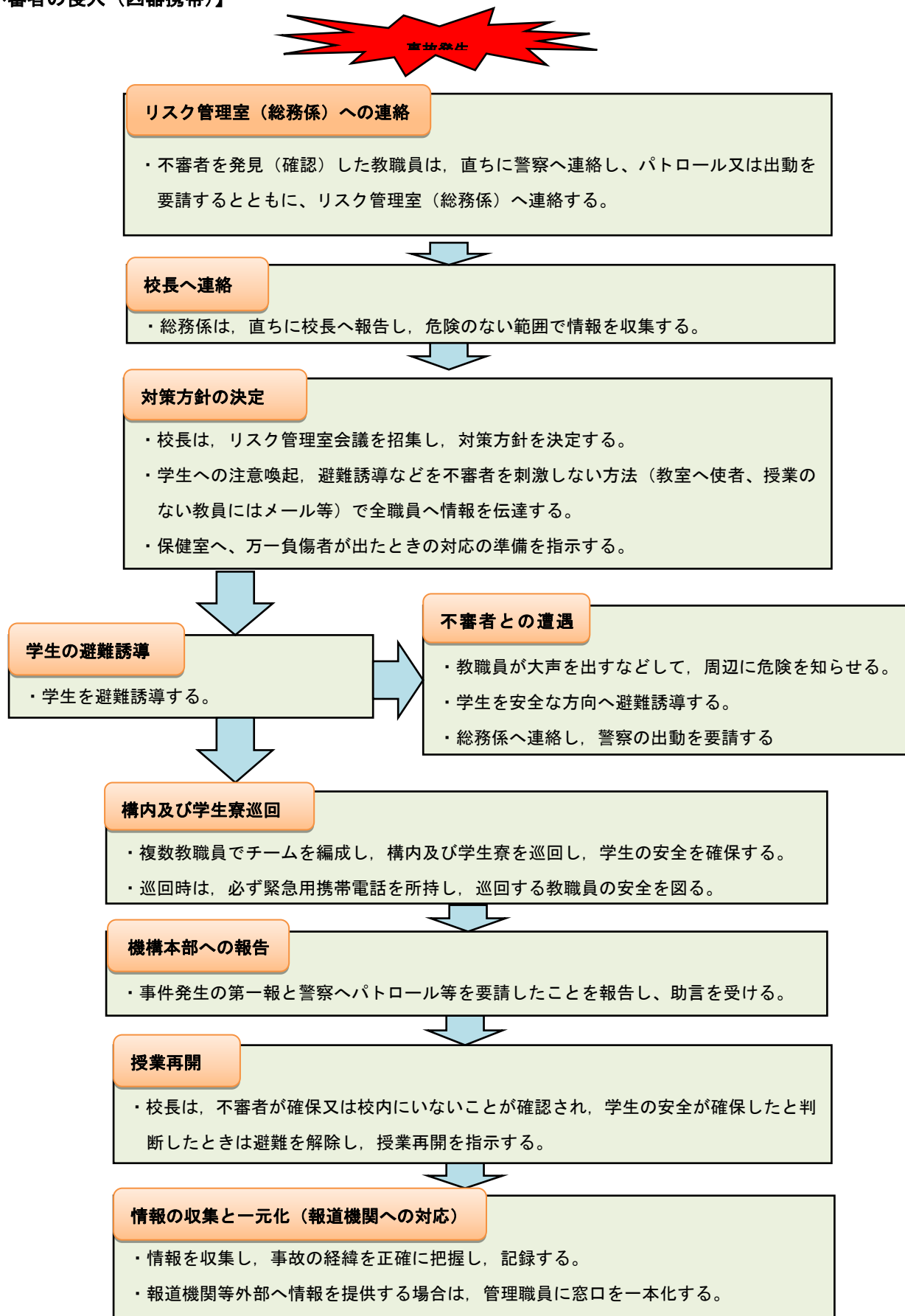
④学校開放（夜間・休日を含む）時の安全確保

- ・学校開放に当たっては，安全確保のため，学校開放時における開放部分と非開放部分の区分を明確に示し，非解放部分への侵入防止方策（施錠等）を講じる。

⑤学校周辺等の不審者情報の日頃からの入手手段の確保

- ・学校周辺等における不審者情報について，日頃から警察，地区高等学校生徒指導部会等の関係機関と連携し，情報を速やかに把握できるようにする。

【不審者の侵入（凶器携帯）】



7 薬品の紛失、盗難

【危機発生時の対応】

①リスク管理室及び校長への報告、現場保存及び状況把握

- ・実験室の管理責任者は、薬品（毒物・劇物）の数量等を毒物劇物使用簿により確認し、紛失、盗難の状況をリスク管理室（総務係）に報告するとともに、現場保存する。
- ・総務係は、関係の教職員（用度係）を直ちに現場へ派遣し、紛失や盗難の状況を可能な範囲で把握し、速やかに校長へ報告する。
- ・校長は、全教職員へ薬品の紛失、盗難の事実を伝え、事件に関する情報提供を要請するとともに、その他の被害状況について調査を指示する。

②救急（応急）措置

- ・全教職員で校舎内外の点検を実施し、薬品の早期発見に努める。
- ・学生に紛失、盗難及び薬品の危険性について説明し、安全が確認されるまで水道水等の飲用の禁止を徹底するとともに、紛失、盗難に関する情報を収集する。
- ・学生の体調異常の有無を調査し、異常がある場合には、看護師による個別の指導、手当てを受けさせ、状況によっては救急車の出動を要請する。

③関係機関への通報及び連携

- ・警察→速やかに被害状況を通報する。警察の現場検証が終わり、現場を保存する必要がなくなった時点で、後片付け等の応急措置を講じる。
- ・保健所→必要に応じて保健所へ報告する。
- ・機構本部→事件発生後速やかに紛失、盗難の事実を報告する。事件が終息した場合は、電話で報告するとともに、事件の概要及び被害状況をとりまとめ文書で報告する。

④情報の収集と一元化

- ・事件の経緯や状況について可能な限り情報を収集し、事実を正確に把握し記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・事件の経緯の記録とともに事件発生の原因を究明し、反省点と改善点について全教職員に周知徹底する。

②心のケア

- ・ショックを受けている学生がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携しながら心のケアを行う。

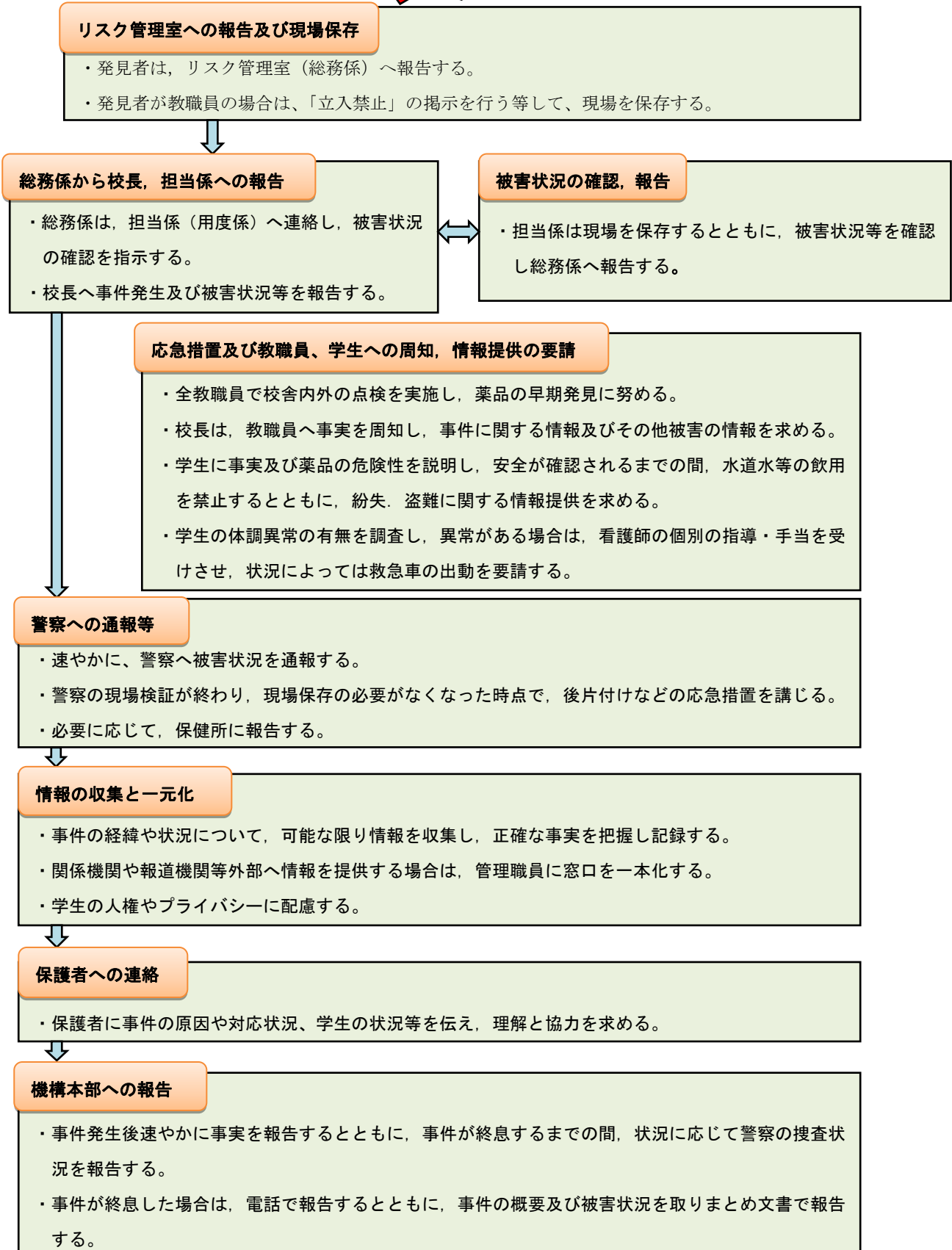
③機構本部への報告

- ・事件発生後、速やかに事件の概要を報告し、以後、事件が終息するまでの間、状況に応じて、警察の捜査状況等を報告する。
- ・事件が終息した場合には、電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で報告する。

【危機の予防対策】

- ①毒物と劇物はそれぞれ別々の転倒防止を施した鍵付き保管庫に保管する。
- ②薬品を使用した教員は、必ず毒物劇物使用簿に記入するよう徹底する。
- ③実験室等の管理責任者は、毒物劇物使用簿により薬品の使用状況を把握するとともに、在庫量について定期的に点検する。
- ④薬品を使用、保管している実験室等を離れる場合は、薬品庫、実験室等の施錠を徹底し、施錠を学生に任せるなど安易に鍵を教職員以外に使用させない。

【薬品（毒物・劇物）の紛失、盗難】



8 教育指導等に関する保護者とのトラブル（苦情処理ミス）

【危機発生時の対応】

①校長への報告，状況把握，応急措置

- ・保護者から苦情を受けた教職員は，直ちにその内容を校長へ報告する。
- ・校長は，速やかに関係した教職員から事実確認を行う。
- ・校長は，指示系統を明確にするとともに，保護者へ連絡し，必要に応じて来校あるいは訪問して事情を説明する。

②関係機関との連携

- ・後援会や機構本部に連絡し，協力と助言を受ける。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・苦情の原因や問題点を明らかにし，それらの反省と改善について，全教職員の共通理解を図る。
なお、これらの対応においては、当事者の人権やプライバシーに十分配慮する。
- ・全教職員に，学生、保護者への今後の指導又は対応方針を検討するよう指示する。

②機構本部への報告

- ・校長は，対応状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

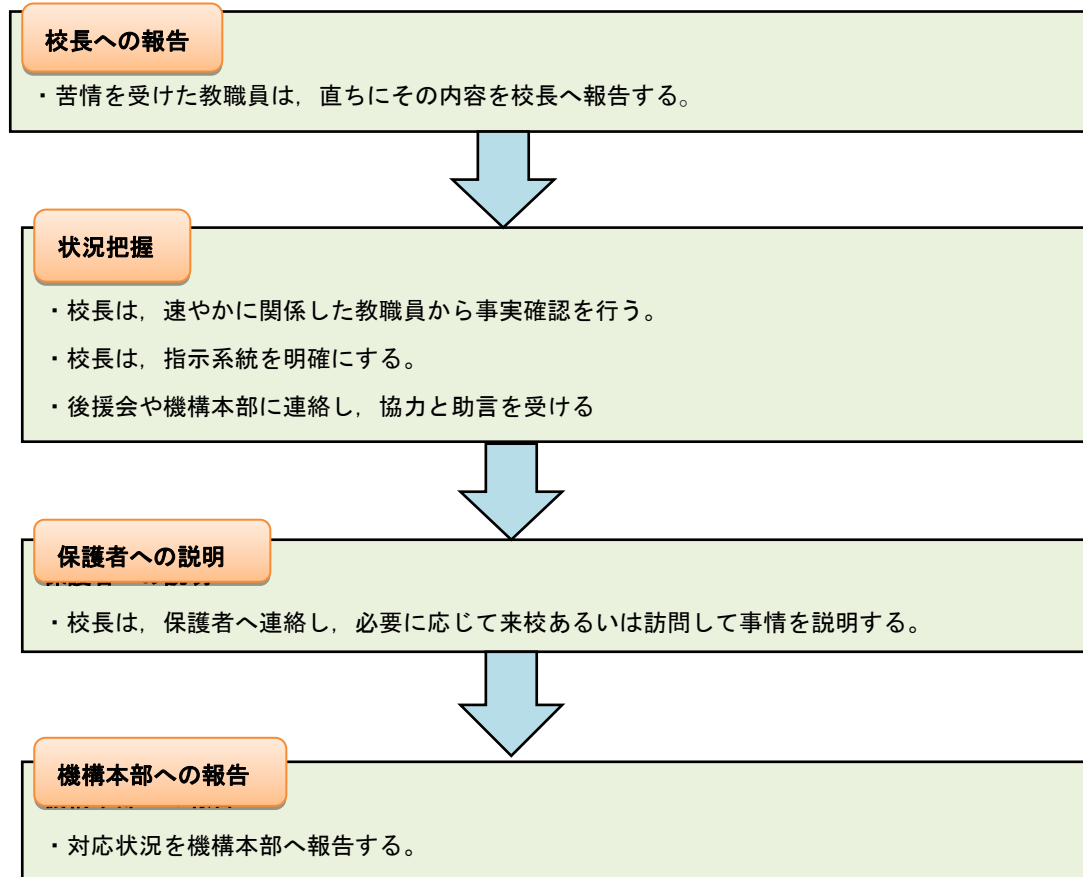
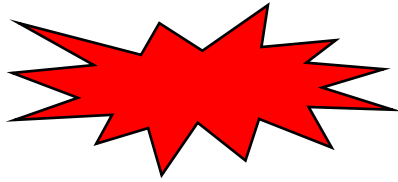
①学生の観察・指導

- ・日頃から学生の気持ちや行動の適切な把握に努め，小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するよう心がける。
- ・担任等は，事態が進行する前に学年会議等のほか管理職等にも相談し，協力を得ながら解決するなど，早期の対応を心がける。

②保護者との連携

- ・保護者との連携を密にし，学生の様子で気になるところがあれば，すぐに担任等に相談できるよう，日頃から協力関係を築いておく。
- ・保護者に対して，通信や保護者面談，後援会総会等で学校内の情報を提供し，学校の現状や指導方針について理解を得る。

【保護者とのトラブル（苦情処理ミス）】



9 セクシュアル・ハラスメント

【危機発生時の対応】

①セクハラ出はないかと感じたときの対応

- ・これはセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）ではないかと感じる言動が続く場合は、毅然とした態度で拒否し、明確な意思表示でその行為がセクハラであることを分からせるか、又は相談員や信頼できる人に相談する。
- ・自分の言動に対し相手が拒否し又は嫌がっていることが分かったら、同じ言動を決して繰り返さない。

②相談体制

- ・原則として2人の相談員等で対応する。
- ・可能な限り同姓の相談員等が同席する。
- ・相談時間や相談場所等に配慮するとともに、関係者の人権及びプライバシーを尊重し、秘密を厳守する。

③相談者からの事実関係等の聴取

- ・相談者の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に話を聞き、次のことを把握する。
 - ア 被害者と加害者とされる職員の関係はどのようなものであるか。
 - イ セクシュアル・ハラスメントの言動がいつ、どこで、どのように行われたか。
 - ウ 相談者は、加害者とされる職員に対してどのような対応をとったか。
 - エ 他の同僚等に相談したか。
 - オ 加害者に対して、どのようにしてほしいか。
- ・聴取した事実関係等を相談者に確認し、記録しておく。

④加害者とされる職員からの事情聴取及び指導

- ・加害者とされる職員の主張に耳を傾け、丁寧に聞く。
- ・セクシュアル・ハラスメントとは何かを理解させる。
- ・事実確認の結果、セクシュアル・ハラスメントと判明すれば、謝罪させるなどして、被害者との信頼関係回復を図る。

⑤両者の主張が不一致の場合の第三者からの意見聴取

- ・両者から聴取した事実関係に不一致があり、事実確認が十分できない場合などは、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の職員等第三者から事実関係等を聴取する。

⑥相談者に対する説明

- ・これまでに確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。

⑦校長への報告

- ・相談員は、事実確認の結果及びセクシュアル・ハラスメントの状況等について、校長に報告する。
- ・校長は、必要に応じて、調査委員会、懲罰委員会等の設置を判断する。

⑧機構本部への報告

- ・セクシュアル・ハラスメント相談対応を行った場合は必要に応じてその状況を機構本部に報告する。

【危機終息後の対応】

①心のケア

- ・被害を受けた教職員及び学生に対して、必要に応じて精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携をとりながら心のケアに努める。
- ・加害した教職員及び学生に対して、自殺など過度な責任行動をとることも考えられるため、行動に注意し、必要に応じて精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携をとりながら心のケアに努める。

【危機の予防対策】

①人権意識高揚のための研修の充実

- ・お互いが大切なパートナーであるとの認識のもと、お互いの人格を尊重し合えるように、人権意識の高揚のための研修の充実を図る。

【セクシュアル・ハラスメント】



セクハラではないかと感じたときの対応

- ・これはセクハラでないかと感じる言動が続く場合は、毅然とした態度で拒否し、明確な意思表示でその行為がセクハラであること分らせか、相談員や信頼できる人に相談する。
- ・自分の行動に対し相手が拒否又は嫌がっていることが分かったら、同じ言動を決して繰り返さない。



相談者からの事実関係等の聴取

- ・相談員は、原則として2人に対応、可能な限り同姓の教職員が同席する。
- ・相談員は、相談時間や相談場所等に配慮するとともに、人権やプライバシーに配慮し、秘密を厳守する。
- ・相談員は、相談者の主張に耳を傾け、丁寧に話を聞き、次のことを把握する。
 - ア 被害者と加害者とされる職員の関係はどのようなものか。
 - イ セクハラの言動がいつ、どこで、どのように行われたか。
 - ウ 相談者は、加害者とされる職員に対してどのような対応をとったか。
 - エ 他の同僚（学生）等に相談したか。
 - オ 加害者に対して、どのようにして欲しいか。
- ・聴取した事実関係等を相談者に確認し、記録しておく。



加害者とされる職員からの事情聴取・指導

- ・加害者とされる職員の主張に耳を傾け、丁寧に聞く。
- ・セクハラとは何かを理解させる。
- ・事実確認の結果、セクハラと判明すれば、謝罪させるなど、被害者との信頼関係回復を図る。



両者の主張が不一致・第三者の事情聴取

- ・両者の主張が不一致で事実関係が十分でない場合などは、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の職員等第三者から事実関係等を聴取する。



相談者に対する説明

- ・これまで確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。



校長への報告

- ・相談員は、事実確認の結果及びセクハラの状態等について校長に報告する。
- ・校長は、必要に応じて、調査委員会、懲罰委員会等の設置を判断する。



機構本部への報告

- ・セクハラの手続きを行った場合は、必要に応じて、その状況を機構本部に報告する。

10 パワー・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント

【危機発生時の対応】

①パワハラ，アカハラではないかと感じたときの対応

- ・これはパワー・ハラスメント（パワハラ），アカデミック・ハラスメント（アカハラ）ではないかと感じる言動が続く場合は，良い労働・修学環境を作るためにも，行為者に明確に意思表示してその言動がハラスメントであることを分からせるか，又は相談員や信頼できる人に相談する。
- ・自分の言動に対し相手が拒否し又は嫌がっていることが分かったら，同じ言動を決して繰り返さない。

②相談体制

- ・原則として2人の教職員で対応する。
- ・相談時間や相談場所等に配慮するとともに，関係者の人権及びプライバシーを尊重し，秘密を厳守する。

③相談者からの事実関係等の聴取

- ・相談者の主張に真剣に耳を傾け，丁寧に話を聞き，次のことを把握する。
 - ア 被害者と加害者とされる職員の関係はどのようなものであるか。
 - イ パワハラ，アカハラの言動がいつ，どこで，どのように行われたか。
 - ウ 相談者は，加害者とされる職員に対してどのような対応をとったか。
 - エ 他の教職員（学生）等に相談したか。
 - オ 加害者に対して，どのようにしてほしいか。
- ・聴取した事実関係等を相談者に確認し，記録しておく。

④加害者とされる職員からの事情聴取及び指導

- ・加害者とされる職員の主張に耳を傾け，丁寧に聞く。
- ・パワハラ，アカハラとは何かを理解させる。
- ・事実確認の結果，パワハラ，アカハラであると判明すれば，謝罪させるなどして，被害者との信頼関係回復を図る。

⑤両者の主張が不一致の場合の第三者からの意見聴取

- ・両者から聴取した事実関係に不一致があり，事実確認が十分できない場合などは，人権やプライバシーに配慮しながら，周囲の教職員（学生）等第三者から事実関係等を聴取する。

⑥相談者に対する説明

- ・これまでに確認した事実関係を伝え，今後の具体的な対応や方針について，相談者に説明する。

⑦校長への報告

- ・相談を受けた教職員は，事実確認の結果及びパワハラ，アカハラの状況等について，校長に報告する。
- ・校長は，必要に応じて，調査委員会，懲罰委員会等の設置を判断する。

⑧機構本部への報告

- ・パワハラ，アカハラの相談対応を行った場合は，必要に応じて，その状況を機構本部に報告する。

【危機終息後の対応】

①心のケア

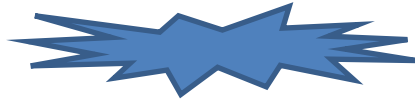
- ・被害を受けた教職員及び学生に対して、必要に応じて精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携をとりながら心のケアに努める。
- ・加害した教職員及び学生に対して、自殺など過度の責任行動をとることも考えられるため、行動に注意し、必要に応じて精神科医やカウンセラー等に依頼するなど連携をとりながら心のケアに努める。

【危機の予防対策】

①人権意識高揚のための研修の充実

- ・お互いの人格を尊重し合えるように、人権意識の高揚のための研修の充実を図る。

【パワハラ、アカハラ】



パワハラではないかと感じたときの対応

- ・これはパワハラ、アカハラでないかを感じる言動が続く場合は、良い労働・修学環境を作るためにも、行為者に明確に意思表示してその言動がハラスメントであることを分からせるか、又は相談員や信頼できる人に相談する。
- ・自分の言動に対し相手が拒否し又は嫌がっていることが分かったら、同じ言動を決して繰り返さない。



相談者からの事実関係等の聴取

- ・相談を受けた教職員は、原則として2人で対応する。
- ・教職員は、相談時間や場所等に配慮するとともに、人権やプライバシーに配慮し、秘密を厳守する。
- ・教職員は、相談者の主張に耳を傾け、丁寧に話を聞き、次のことを把握する。
 - ア 被害者と加害者とされる職員の関係はどのようなものか。
 - イ パワハラ、アカハラの言動がいつ、どこで、どのように行われたか。
 - ウ 相談者は、加害者とされる職員に対してどのような対応をとったか。
 - エ 他の教職員（学生）等に相談したか。
 - オ 加害者に対して、どのようにして欲しいか。
- ・聴取した事実関係等を相談者に確認し、記録しておく。



加害者とされる職員からの事情聴取・指導

- ・加害者とされる職員の主張に耳を傾け、丁寧に聞く。
- ・パワハラ、アカハラとは何かを理解させる。
- ・事実確認の結果、パワハラ、アカハラと判明すれば、謝罪させるなど、被害者との信頼関係回復を図る。



両者の主張が不一致・第三者の事情聴取

- ・両者の主張が不一致で事実関係が十分でない場合などは、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の教職員（学生）等第三者から事実関係等を聴取する。



相談者に対する説明

- ・これまで確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。



校長への報告

- ・相談員は、事実確認の結果及びパワハラ、アカハラの状況等について校長に報告する。
- ・校長は、必要に応じて、調査委員会、懲罰委員会等の設置を判断する。



機構本部への報告

- ・パワハラ、セクハラの相談対応を行った場合は、必要に応じて、その状況を機構本部に報告する。

第3項 「入学試験」等に係る事項

1 入試ミス

【危機発生時の対応】

①状況把握

- ・発生したミスの内容を校長へ報告する。
- 採点誤りの事実関係（教科、件数、態様、人数など）、合否判定への影響等

②対策本部の設置

- ・校長は、直ちに対策本部（本部長：校長）を設置し、今後の対応について検討する。
- 対策本部：校長、副校長、各学科主任等、事務部長、各課長
- 検討事項：合格又は不合格の対応、報道・関係機関・学生保護者それぞれの対応責任者の選定、学生への対応手順整理、補償等

③機構本部への報告

- ・機構本部にミスの概要を速やかに連絡し、助言を受ける。
- ・事実関係と対応方針を報告書として取りまとめ、HP掲載文案を作成する。
- ・記者会見を行う際は、報道発表用資料、記者会見進行要領、想定問答についても助言を得る。

④受検生・保護者への対応

- ・ミスの内容を通知し、謝罪する。
- ・合否に関わる場合は、既に他校へ支払った入学金や授業料などの補償、見舞金、入学後の補習プログラム、入寮、心のケア等への対応策を用意し、特に誠意を持って迅速に対応する。

⑤関係機関への対応

- ・合否に関わる場合は、保護者の了解を得たうえで校長が出身中学校等に謝罪する。

⑥報道機関への対応

- ・多くの取材要請が予想される場合は、取材に関しての依頼を文書等により行う。
- ・どの機関に対しても公平に情報を提供する。
- ・想定質問により、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、憶測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。
- ・不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるような曖昧な返答はしない。
- ・取材要請が多い場合は、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう配慮した上で決定する。

【危機終息後の対応】

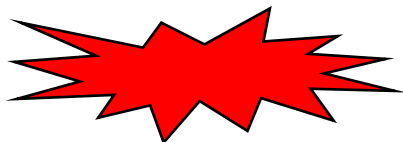
①原因究明と予防対策

- ・ミスに関わる情報を整理、記録すると共に、原因や問題点を調査・分析し、その反省点と改善策を次回以降の入学試験実施要領に反映させ、入学試験実施説明会等で全教職員へ共通理解を図る。

②機構本部への報告等

- ・校長は、ミスの概要および対応状況、原因と予防対策等を取りまとめ文書で機構本部へ報告する。
- ・追加合格者等に対して、損害賠償等が生じた場合は、その予算措置を要請する。
- ・関係者の処分等について助言を受ける。

【入試ミス】



状況把握・校長への報告

- ・ ミスを発見したときは、直ちに可否に関係ないか確認し、校長へ報告する。

対策本部の設置

- ・ 校長は、対策本部を設置し、今後の対策を検討する。
対策本部：校長、副校長、各学科主任等、事務部長、各課長
- ・ 校長は、報告受けた内容を再確認し、特に可否に影響がないか確認する。
- ・ 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化する。

機構本部への報告

- ・ 機構本部に連絡し、助言を受ける。記者会見を開く場合は、その留意事項等についても助言を得る。

受験生への対応

- ・ ミスの内容を通知し、謝罪する。
- ・ 可否に関わることであれば、特に誠意を持って迅速に対応する。

報道機関への対応

- ・ 多くの取材要請が予想される場合は、取材についての依頼を文書等により行う。
- ・ どの機関に対しても公平に情報を提供する。
- ・ 想定質問に対する回答を作成するなどにより、的確な回答ができるように準備する。
- ・ その際、事実関係が正確に把握できているか、憶測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。
- ・ 不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解を与えるような曖昧な返答はしない。
- ・ 取材要請が多い場合は、記者会見を開くことで対応する。会場、時間等は、学校運営が混乱しないよう配慮の上で決定する。

第4項 「学校生活」等に係る事項

1 授業時間中の事故 ―化学実験の場合―

【危機発生時の対応】

①安全確保

- ・授業担当教員は、学生を落ち着かせ、全ての実験を安全に注意して中止するよう指示する。

②救急（応急）措置、学生課・リスク管理室・校長への報告等

- ・授業担当教員は、学生の負傷の有無、程度を確認し応急措置を行う。
- ・授業担当教員は、周囲にいる者（学生・教職員）に学生課へ連絡させ、他の教職員への応援を依頼する。負傷の程度により救急車の出動を要請する。
- ・事故の連絡を受けた課は、直ちに応援要員及び看護師を派遣するとともに、リスク管理室（総務係）を通し校長へ報告する。また、救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、直ちに救急隊員を負傷者のいる場所まで誘導する。
- ・看護師は、負傷した学生の応急措置を引き継ぐ。必要に応じて、救急車が到着するまでの間、心肺蘇生法などの措置を施す。救急車で搬送するときは、教職員が付き添い、救急隊員に事故及び負傷の状況を説明する。
- ・授業担当教員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・授業担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、学生に避難指示を出す。
- ・状況に応じて警察へ事故が発生したことを連絡する。

③保護者への連絡

- ・担任は、負傷した学生の保護者又は教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。

④救急搬送者対応等

- ・授業担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、負傷者搬送先の病院へ向かう。
- ・授業担当教員等は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
- ・授業担当教員等は、医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ報告する。
- ・校長の指示のもと、負傷した学生に付き添うなどのほか、管理職、担任等が負傷した学生を見舞い、保護者に対し正確な報告を行うなど、誠意ある対応を行う。

⑤負傷以外の学生対応、現場保存

- ・他の教職員は、負傷以外の学生の動揺を抑えるとともに、現状を説明する。
- ・他の教職員は、実験室や器具の被害状況を確認する。
- ・他の教職員は、実験室の安全を確認した後、警察等の現場検証等に備えて、実験室に施錠するなどして現場の保存を行うとともに、現場写真や対応等の記録を残しておく。

⑥機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部に報告し、今後の対応について指示を受ける。

⑦情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・情報を収集し、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査、究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

②負傷した学生及び保護者、事故に遭遇した学生対応

- ・校長と関係教員は、負傷した学生を見舞うとともに、保護者に事故の経緯、日本スポーツ振興センターの手続き、治療費について説明する。
- ・事故に遭遇した他の学生に対して、事故の経過等を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③心のケア

- ・ショックを受けている学生等がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携をとりながら心のケアに努める。

④再発防止

- ・教職員や学生に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤機構本部への報告

- ・事後措置の状況を機構本部に報告する。

【危機の予防対策】

①指導計画の作成

- ・学生がゆとりを持って実験に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
- ・緊急時の連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする

②実験前の安全

- ・予備実験を行い、安全性を確かめる。
- ・準備の際に、実験に使用する器具類の点検を行う。
- ・実施する実験での器具や薬品の安全な取扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。

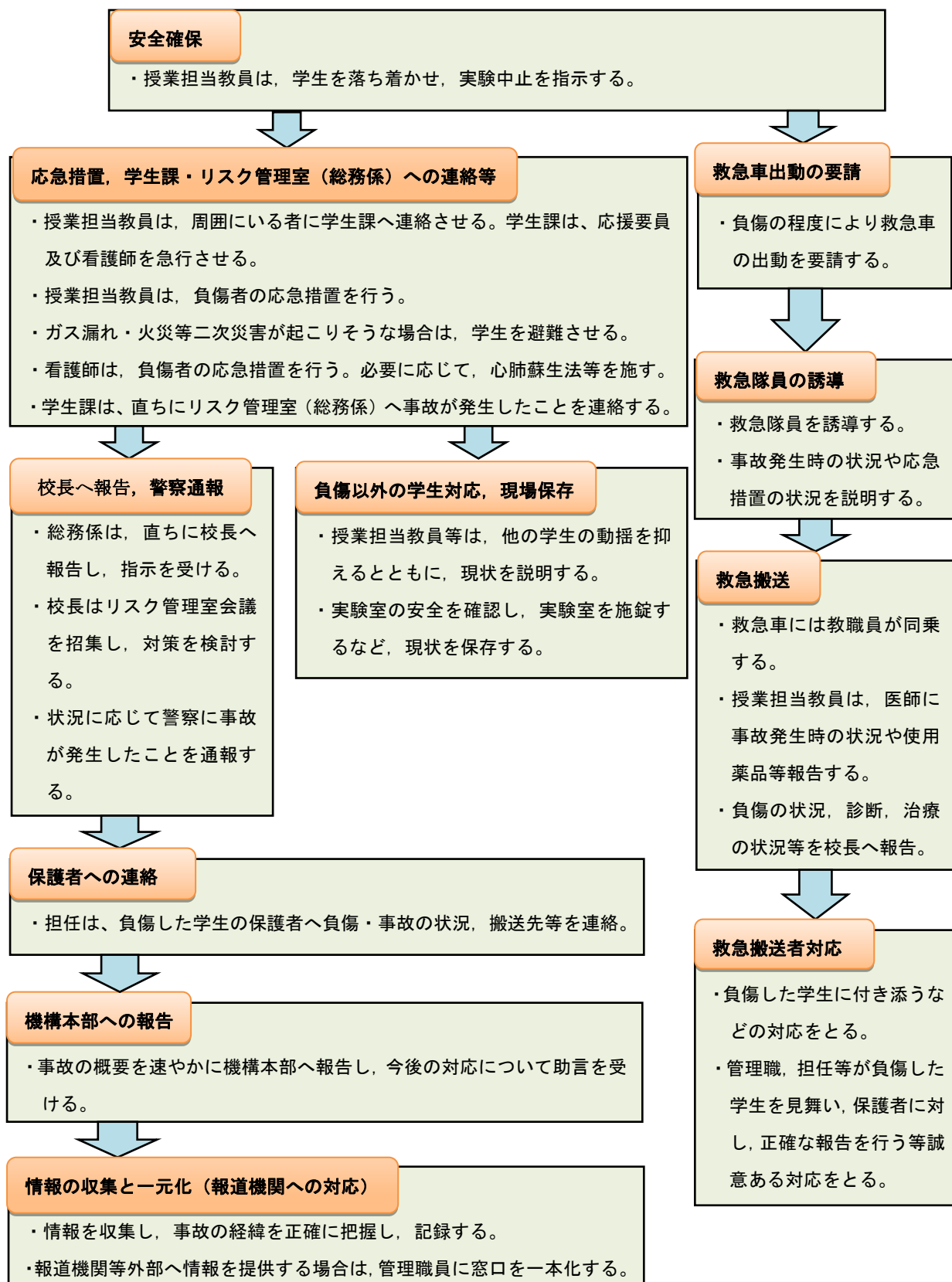
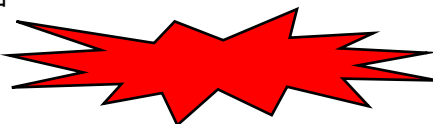
③実験中の安全

- ・実験中は、実験台の上には不要なものは置かないなど適切な指導を行う。

④実験後の安全

- ・実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。
- ・廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導を行う。

【授業中の事故】—化学実験の場合—



2. 部活動中の事故

【危機発生時の対応】

①救急（応急）措置

- ・ 顧問教員（連絡を受けた教職員）は、学生の意識・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、負傷した学生への応急措置を行う。
- ・ 顧問教員は、周囲にいる者（学生・教職員）に学生課へ連絡させ、他の教職員への応援を依頼する。負傷の程度により、周囲にいる者（学生・教職員）に救急車の出動要請を依頼する。
- ・ 顧問教員が事故発生時に立ち会っていなかった場合は、周囲にいた部員等から事故の状況を聞いておく。
- ・ 事故の連絡を受けた課は、直ちに応援要員及び看護師を急行させるとともに、リスク管理室（総務係）へ報告する。総務係は直ちに校長へ報告し、指示を受ける。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、救急隊員を負傷者のいる場所まで誘導する。
- ・ 看護師は、負傷した学生の応急措置を引き継ぐ。必要に応じて、救急車が到着するまでの間、心肺蘇生法などの措置を施す。救急車で搬送するときは、教職員が付き添い、救急隊員に事故及び負傷の状況を説明する。
- ・ 顧問教員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 校長は、状況に応じて警察へ事故が発生したことを連絡する。

②保護者への連絡

- ・ 担任は、負傷した学生の保護者に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。

③救急搬送者対応等

- ・ 顧問教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、負傷者搬送先の病院へ向かう。
- ・ 顧問教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 顧問教員等は、医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ報告する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した学生に付き添うなどのほか、管理職、担任等が負傷した学生を見舞い、保護者に対し正確な報告を行うなど、誠意ある対応を行う。

⑤負傷以外の学生対応、現場保存

- ・ 他の教職員は、負傷以外の学生の不安を除き、練習を中止するなどの適切な指示と、現状を説明する。
- ・ 他の教職員は、施設・器具の被害状況を確認する。
- ・ 他の教職員は、施設の安全を確認した後、警察等の現場検証等に備えて、現場の保存を行うとともに、現場写真や対応等の記録を残しておく。

⑥機構本部への報告

- ・ 事故の概要を速やかに機構本部に報告し、今後の対応について指示を受ける。

⑦情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 情報を収集し、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、練習等の内容に無理がなかったか、学生の健康状態等の把握が十分だったかなど事故につながる要因、その他の事故原因や問題点を調査、究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

②負傷した学生及び保護者、事故に遭遇した学生対応

- ・校長と関係教員は、負傷した学生を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、日本スポーツ振興センターの手続き、治療費について説明する。
- ・事故に遭遇した他の学生に対して、事故の経過等を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③心のケア

- ・ショックを受けている学生等がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携をとりながら心のケアに努める。

④再発防止

- ・教職員や学生に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤機構本部への報告

- ・事後措置の状況を機構本部に報告する。

【危機の予防対策】

①部員の健康状態の把握

- ・顧問教員は、担任、看護師等との連絡を図り、部員の心身の健康状態の把握に努める。

②活動計画の作成

- ・部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。
- ・遠征時の交通手段は、スクールバス等学校が手配する以外は、公共交通機関を利用することを原則とする。

③指導体制の確立

- ・顧問教員が活動の場につけない場合は、部員でも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示する。
- ・緊急時の連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

④施設・設備の安全点検

- ・安全点検にあたっては、安全点検表を活用し、定期的な安全点検の励行を図る。

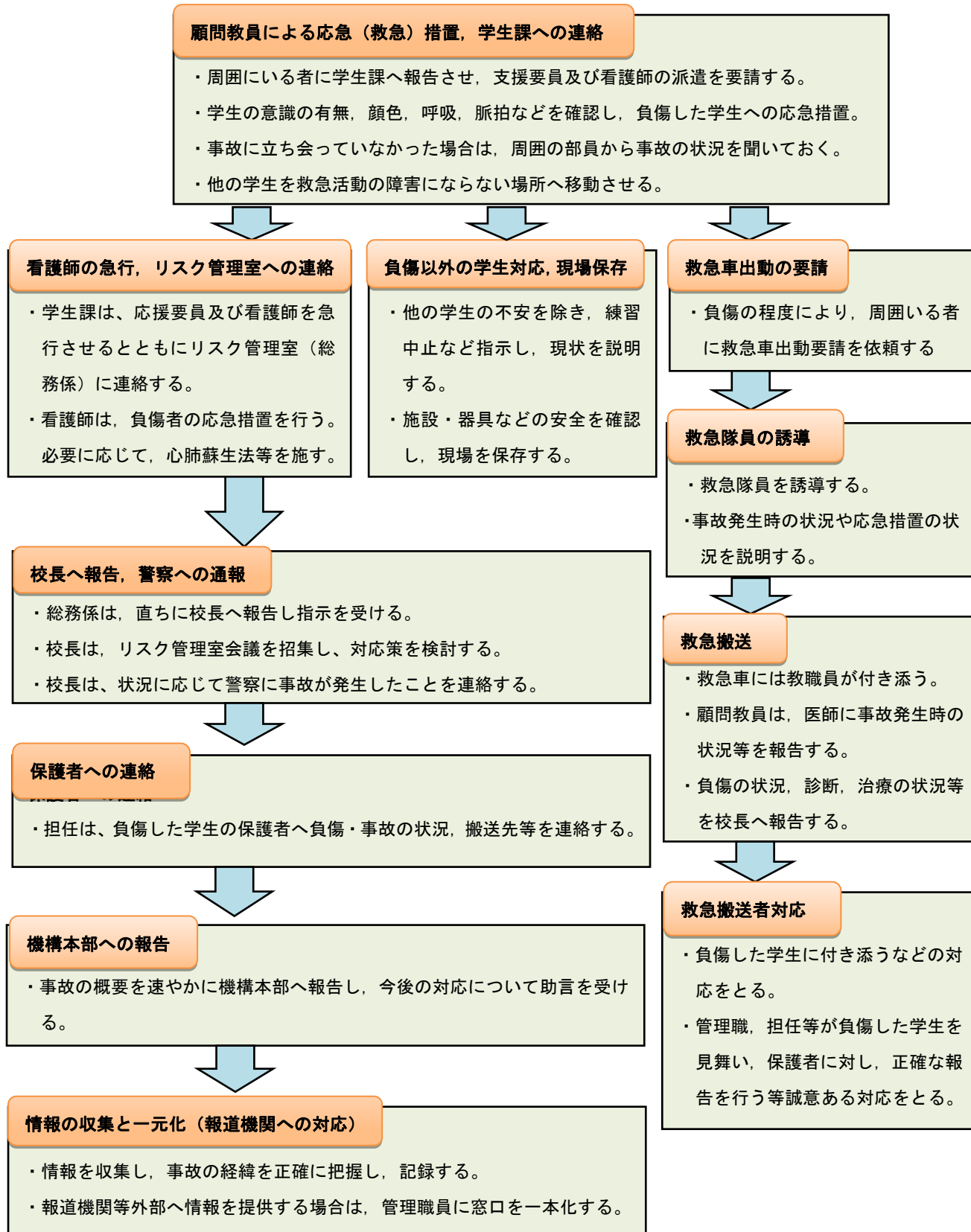
⑤部員への安全管理に対する意識の高揚

- ・活動場所の入念な整備、練習（活動）中における安全確保のための約束ごとを決め、安全に対する意識の高揚を図る。

⑥校内の救急体制の整備

- ・学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

【部活動中の事故】



3 暴力事件（学生間）

【危機発生時の対応】

①学生課・リスク管理室・校長への連絡と警察への通報

- ・発見又は通報を受けた教職員は、学生課へ連絡し、応援要員の派遣を要請する。
- ・学生課は、複数の教職員及び看護師を現場へ急行させるとともに、直ちにリスク管理室（総務係）を通して校長へ報告する。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、今後の対応策について検討する。
- ・警察へ事故が発生したことを通報するとともに、関与学生が逃走した場合は、保護のため、捜索を依頼する。この際、学生の服装や特徴等について可能な限り詳細に伝える。

②救急（応急）措置

- ・現場に到着した教職員は、負傷した学生に応急措置を行うとともに、負傷の程度により、周囲にいる者（学生・教職員）に救急車の出動要請を依頼する。
- ・救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・看護師は、負傷した学生の応急措置を引き継ぐ。必要に応じて、救急車が到着するまでの間、心肺蘇生法などの措置を施す。救急車で搬送するときは、教職員が付き添い、救急隊員に事故及び負傷の状況を説明する。
- ・関与した学生が現場にいる場合は、直ちに保護する。

③機構本部への報告

- ・事件発生の第一報及び警察に連絡したことを報告し、助言を受ける。

④保護者への連絡

- ・担任は、負傷した学生の保護者に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。
- ・関与した学生の保護者に、把握した事実及び学生の保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法等を伝える。

⑤救急搬送者対応等

- ・救急搬送に付き添った教職員は、医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ報告する。
- ・校長の指示のもと、負傷した学生に付き添うなどのほか、管理職、担任等が負傷した学生を見舞い、保護者に対し正確な報告を行うなど、誠意ある対応を行う。

⑥現場の保存

- ・周辺にいた学生を現場から移動させるとともに、現場を立入禁止とする。

⑦状況把握（情報収集）

- ・学生の動揺を鎮めながら周囲の学生から事情を聞き、暴力（傷害）行為に至った経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

⑧役割分担の確認

- ・校長は、事件の概要について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・校長は、他の学生、保護者、地域、報道機関への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。必要に応じて対策本部を設置して対応する。

⑨捜索（当該学生が逃走した場合）

- ・教職員で地域割りを行い、可能な限り捜索を行う。また、関係機関や地域に協力を要請する。

⑩他の学生への説明

- ・学生の動揺が予想される場合は、当該学生の人権やプライバシーに配慮の上、事件についての説明を行い憶測による噂が広がらないように努める。

⑪保護者への対応

- ・後援会役員と連携を図り、緊急保護者会の開催等により事件の概要や今後の対応方針等を説明し、協力を求める。

⑫情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・情報を収集し、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査、究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

②当該学生保護者支援・援助

- ・当該学生の保護者と面会し、また双方の保護者を交えて事件の説明と話し合いの場を設定する。
- ・負傷した学生の見舞いには、校長、関係教員、関与学生及びその保護者を同行し対応する。

③心のケア

- ・ショックを受けている学生等がいる場合は、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携をとりながら心のケアに努める。

④再発防止

- ・教職員や学生に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤機構本部への報告

- ・事後措置の状況を機構本部に報告する。

【危機の予防対策】

①学生理解の充実

- ・学生の日頃の行動や友人関係等から得られた情報を教職員間で交換し、多角的に学生を捉え、今後の学生指導に役立たせる。

②教育相談の充実

- ・教職員が学生に積極的に声をかけ、不安等が打ち明けられる信頼関係を確立するよう努める。
- ・自分のことや友人のことで心配な事は、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ伝える。

③保護者との連携

- ・学生のことで気になることがあれば、すぐに担任に相談できるよう日頃から協力関係を築いておく。

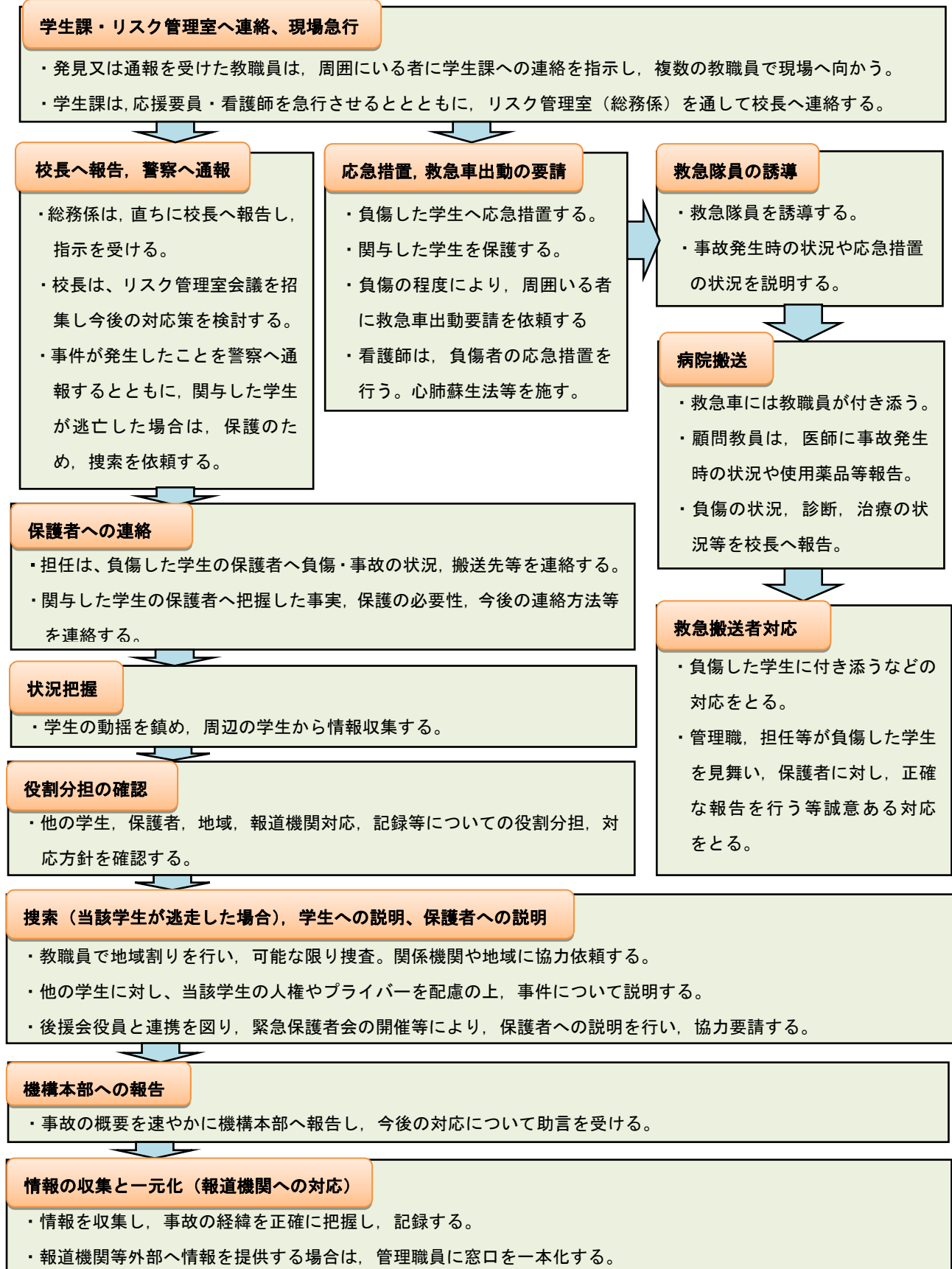
④関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーから学生理解の助言を得たり、警察と定期的に協議を行うなど、日頃から相談できる関係づくりをする。

⑤校内研修等の実施

- ・校内研修等で事例研究や最新の学生実態を認識し、事件等が発生した際の教職員の対応力を高める。

【暴力事件（学生間）】



4 暴力事件（学生が教員に対して暴力）

【危機発生時の対応】

①学生課・リスク管理室・校長への連絡と警察への通報

- ・発見又は通報を受けた教職員は、学生課へ連絡し、応援要員及び看護師の派遣を要請する。
- ・学生課は、複数の教職員及び看護師を現場へ急行させるとともに、直ちにリスク管理室（総務係）を通して校長へ報告する。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、今後の対応策について検討する。
- ・警察へ事故が発生したことを通報するとともに、関与学生が逃走した場合は、保護のため、捜索を依頼する。この際、学生の服装や特徴等について可能な限り詳細に伝える。

②救急（応急）措置

- ・現場に到着した教職員は、負傷した教員に応急措置を行うとともに、負傷の程度により、周囲にいる者（学生・教職員）に救急車の出動要請を依頼する。
- ・救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、直ちに救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・看護師は、負傷した教員の応急措置を引き継ぐ。必要に応じて、救急車が到着するまでの間、心肺蘇生法などの措置を施す。救急車で搬送するときは、教職員が付き添い、救急隊員に事故及び負傷の状況を説明する。
- ・関与した学生が現場にいる場合は、直ちに保護する。

③機構本部への報告

- ・事件発生の第一報及び警察に連絡したことを報告し、助言を受ける。

④負傷した教員の家族及び学生保護者への連絡

- ・負傷した教員の家族に、負傷の程度、搬送先病院名、付き添っている教職員名等を連絡する。
- ・関与した学生の保護者に、把握した事実及び学生の保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法等を伝える。

⑤救急搬送者対応等

- ・救急搬送に付き添った教職員は、医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ報告する。
- ・校長の指示のもと、負傷した教員に付き添うなどのほか、管理職等が負傷した教員を見舞い、家族に対し正確な報告を行うなど、誠意ある対応を行う。

⑥現場の保存

- ・周辺にいた学生を現場から移動させるとともに、現場を立入禁止とする。

⑦状況把握（情報収集）

- ・学生の動揺を鎮めながら周囲の学生から事情を聞き、暴力（傷害）行為に至った経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

⑧役割分担の確認

- ・校長は、事件の概要について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・校長は、学生、保護者、地域、報道機関への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。必要に応じて対策本部を設置して対応する。

⑨捜索（当該学生が逃走した場合）

- ・教職員で地域割りを行い、可能な限り捜索を行う。また、関係機関や地域に協力を要請する。

⑩他の学生への説明

- ・ 学生の動揺が予想される場合は、当該学生の人権やプライバシーに配慮の上、事件についての説明を行い憶測による噂が広がらないように努める。

⑪保護者への対応

- ・ 後援会役員と連携を図り、緊急保護者会の開催等により事件の概要や今後の対応方針等を説明し、協力を求める。

⑫情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 情報を収集し、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・ 校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査、究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

②当該学生保護者支援・援助

- ・ 当該学生の保護者と面会し、事件の説明をする。
- ・ 負傷した教員の見舞いには、校長、関係教員、関与学生及びその保護者を同行し対応する。

③心のケア

- ・ 被害を受けた教職員、加害学生及び加害学生の保護者、ショックを受けている学生等に対して、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携をとりながら心のケアに努める。

④再発防止

- ・ 教職員や学生に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤機構本部への報告

- ・ 事後措置の状況を機構本部に報告する。

【危機の予防対策】

①学生理解の充実

- ・ 学生の日頃の行動や友人関係等から得られた情報を教職員間で交換し、多角的に学生を捉え、今後の学生指導等に役立たせる。

②教育相談の充実

- ・ 教職員が学生に積極的に声をかけ、不安等が打ち明けられる信頼関係を確立するよう努める。
- ・ 自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ伝える。

③保護者との連携

- ・ 学生の事で気になることがあれば、すぐに担任に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

④関係機関との連携

- ・ スクールカウンセラーから学生理解の助言を得たり、警察と協定を結ぶなど、日頃から相談できる関係づくりをする。

⑤校内研修等の実施

- ・ 校内研修等で事例研究や最新の学生実態を認識し、事件等が発生した際の教職員の対応力を高める。

【暴力事件（学生が教員に対して暴力）】

事故発生

学生課・リスク管理室へ連絡、現場急行

- ・発見又は通報を受けた教職員は、周囲にいる者に学生課への連絡を指示し、複数の教職員で現場へ向かう。
- ・学生課は、応援要員・看護師を急行させるとともに、リスク管理室（総務係）を経由して校長へ連絡する。

校長へ報告、警察へ通報

- ・総務係は、直ちに校長へ報告し、指示を受ける。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し今後の対応策を検討する。
- ・校長は、事件が発生したことを警察へ通報するとともに、関与した学生が逃亡した場合は、保護のため、捜索を依頼する。

応急措置、救急車出動の要請

- ・負傷した教員へ応急措置する。
- ・関与した学生を保護する。
- ・負傷の程度により、周囲にいる者に救急車出動要請を依頼する
- ・看護師は、負傷者の応急措置を行う。心肺蘇生法等を施す。

救急隊員の誘導

- ・救急隊員を誘導する。
- ・事故発生時の状況や応急措置の状況を説明する。

病院搬送

- ・救急車には教職員が付き添う。
- ・付添教職員は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・負傷の状況、診断、治療の状況等を校長へ報告する。

負傷した教職員の家族への連絡、関与した学生の保護者への連絡

- ・学科長は負傷した教職員の家族へ負傷・事故の状況、搬送先等を連絡する。
- ・関与した学生の保護者へ把握した事実、保護の必要性、今後の連絡方法等を連絡する。

状況把握

- ・学生の動揺を鎮め、周辺の学生から情報収集する。

役割分担の確認

- ・他の学生、保護者、地域、報道機関対応、記録等についての役割分担、対応方針を確認する。

救急搬送者対応

- ・負傷した教員に付き添うなどの対応をとる。
- ・管理職、担任等が負傷した教員を見舞い、家族に対し、正確な報告を行う等誠意ある対応をとる。

捜索（当該学生が逃走した場合）、学生への説明、保護者への説明

- ・教職員で地域割りを行い、可能な限り捜査。関係機関や地域に協力依頼する。
- ・他の学生に対し、当該学生の人権やプライバシーを配慮の上、事件について説明する。
- ・後援会役員と連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、協力要請する。

機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告し、今後の対応について助言を受ける。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・情報を収集し、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

5 見学旅行時の事件・事故

【危機発生時の対応】

①状況把握、学校（学生係）への連絡

- ・教職員は、負傷者の数や状況を把握し、学生が混乱しないよう落ち着かせるとともに、学校（学生係）へ連絡する。

②応急措置

- ・教職員は、救急車が到着するまで、負傷者に応急措置を行う。その際、必要に応じて周囲の人たちに協力を求める。
- ・救急車で負傷者を搬送する際は、教職員（複数）も同行し、事故の発生状況や負傷者の状況等について学生課へ連絡する。
- ・教職員は、他の負傷者の応急措置を行うとともに、精神的に動揺している学生に声をかけるなど不安を除くことに努める。
- ・他の学生を宿舎に連れ戻り、事故の状況や今後の対応等について説明し、学生の動揺を抑えるよう努める。また、事故現場の教員と連絡体制を整える。

③校長への報告

- ・事故の報告を受けた学生課は、リスク管理室（総務係）へ連絡する。
- ・総務係は、直ちに校長へ報告し、指示を受ける。

④学校の対応（対応の協議及び保護者、教職員、後援会への説明）

- ・校長は、緊急にリスク管理室会議を招集し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地への派遣の必要性等について協議する。必要に応じて、緊急の教員会議を招集し、事故の状況等を説明する。
- ・負傷した学生の保護者に、事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみを連絡する。
- ・後援会役員に連絡し、必要に応じて説明会を開催するなど、保護者の不安・動揺を静める。

⑤機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部に報告する。

⑥見学旅行の日程変更等

- ・宿泊先に戻った教職員は、事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程変更等について校長と協議する。

⑤情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・負傷者の搬送先や状況、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報を正確に把握し、記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・事故発生の原因や問題点等を明らかにし、その反省と改善について、教職員間で共通理解を図るとともに、経緯、対処等について詳細に記録する。学生への指導を行う。

②支援・援助

- ・事故原因の所在の如何にかかわらず、学校管理下の事故であることから、学生や保護者に対して誠

意ある対応を行う。

- ・ 後援会の緊急役員会や学生集会の開催，保護者への通知等により正確な情報を提供し，事故後の対処等について理解と協力を求める。
- ・ 負傷による入院等で現地に残された学生がいる場合は，教職員を派遣し学生の見舞いや現地での事故処理にあたる。
- ・ 自動車事故の場合，事故車に同乗していた学生については，後遺症の心配もあることから，事後の観察指導を十分に行い，必要に応じて病院で診察を受けるようにする。

③心のケア

- ・ 負傷した学生及び周辺の学生でショックを受けている者がいる場合は，精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど，連携を図りながら心のケアを行う。

④再発防止

- ・ 事故の教訓を生かして，全ての教育活動を生かして安全指導の徹底を図るほか，旅行計画の内容について，安全指導と安全管理の徹底を図る。

⑤機構本部への報告

- ・ 事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①想定される事故・事件の再認識

- ・ 見学旅行中に想定される危険・事故等について，全教職員で再認識を行うとともに，学生に対しても十分に指導する。

②緊急時対応の再認識

- ・ 緊急時における対応の確認等を再度行う。

【見学旅行時の事件・事故】



現状把握、学生課・リスク管理室へ報告

- ・教職員は、負傷者の数や状況を把握するとともに、学生が混乱しないよう落ち着かせるとともに、学校（学生係）へ事故の発生状況等を報告する。学生課は直ちにリスク管理室（総務係）へ報告する。

校長へ連絡

- ・総務係は、直ちに校長へ報告し、指示を受ける。

応急措置

- ・教職員は、救急車が到着するまで、負傷者の応急処置を行う。
- ・救急車で搬送する際は、教職員が同行し、負傷者の状況等を校長へ報告する。
- ・他の負傷者の応急措置を行うとともに、精神的に動揺している学生を落ち着かせる。
- ・他の学生を宿舎に連れ戻り、事故の状況や今後の対応等について説明し、学生の動揺を抑える。

旅行日程の変更等

- ・宿舎に戻った教職員は、事故の状況等について確認しながら、旅行日程の変更等について校長と協議する。

学校の対応（対応の協議及び保護者、教職員、後援会への説明）

- ・負傷した学生の保護者に、事故の対応の経緯、本人の状況、搬送先などを伝える。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地派遣の必要性等について協議する。必要に応じて、緊急の教員会議を招集し、事故の状況等について説明する。
- ・後援会役員に連絡し、必要に応じて説明会を開催するなど、保護者の不安、動揺を静める。

機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立し、情報を正確に把握し記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

6. 登下校中の交通事故

【危機発生時の対応】

①リスク管理室・校長への報告、教職員の派遣

- ・事故発生の連絡を受けた教職員は、事故に遭遇した学生の名前、事故の場所、救急車及び警察への連絡の有無等について確認し、リスク管理室（総務係）へ連絡する。
- ・総務係は、直ちに校長に事故発生の状況等を報告する。
- ・校長は、直ちに教職員を2人以上、現場へ派遣する。

②応急措置

- ・事故現場へ到着した教職員は、救急車が到着するまで、負傷した学生に応急措置を行う。その際、必要に応じて周囲の人たちに協力を求める。
- ・救急車で負傷学生を搬送する際は、教職員が付添い、負傷者の状況等について校長に報告する。
- ・現場に残った教職員は、事故の経緯について情報収集し、学校へ事故の情報等を連絡する。

③学校の対応（対応の協議及び保護者、教職員、後援会への説明）

- ・校長は、緊急にリスク管理室会議を収集し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地への派遣等について協議する。必要に応じて緊急の教員会議を招集し、事故の状況等を報告する。
- ・負傷した学生の保護者に、事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみを連絡する。
- ・後援会役員に連絡し、必要に応じて説明会を開催するなど、保護者の不安、動揺を静める。

④機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部に報告する。

④情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・負傷者の搬送先や状況、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報を正確に把握し、記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故の原因や問題点を調査・究明する。

②支援・援助

- ・担任等が速やかに見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明する。また、保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。

③心のケア

- ・負傷した学生及び周辺の学生でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

④機構本部への報告

- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①学生への交通安全教育

- ・学生に対して日頃から交通安全に気をつけるよう指導するとともに、自動二輪車等による通学生に対して交通安全講習等を実施する。

【登下校中の交通事故】



リスク管理室へ報告

- ・ 事故発生の連絡を受けた教職員は、事故に遭遇した学生の氏名、事故の場所、救急車及び警察への連絡有無等を確認し、リスク管理室（総務係）へ連絡する。

校長へ連絡，教職員の派遣

- ・ 総務係は、直ちに校長へ報告し、指示を受ける。
- ・ 校長は、直ちに教職員 2 人以上を交通事故の現場へ派遣する。

応急措置

- ・ 現場に到着した教職員は、救急車が到着するまで、負傷者の応急処置を行う。
- ・ 救急車で搬送する際は、教職員が付添い、負傷者の状況等を学校へ報告する。
- ・ 現場に残った教職員は、事故の経緯等を情報収集し、学校へ報告する。

学校の対応（対応の協議及び保護者、教職員、後援会への説明）

- ・ 校長は、リスク管理室会議を招集し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地派遣の必要性等について協議する。必要に応じて、緊急の教員会議を招集し、事故の状況等について説明する。
- ・ 負傷した学生の保護者に、事故の対応の経緯、本人の状況、搬送先などを伝える。
- ・ 後援会役員に連絡し、必要に応じて集会を開催するなど、保護者の不安、動揺を静める。

機構本部への報告

- ・ 事故の概要を速やかに機構本部へ報告する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立し、情報を正確に把握し記録する。
- ・ 報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

7 自殺（予告）

【危機発生時の対応】

①リスク管理室（総務係）・校長への報告

- ・自殺予告の連絡を受けた教職員は、直ちにリスク管理室（総務係）に報告し、総務係は校長へ報告する。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、情報の収集、外部との連絡、他職員への連絡等、基本的な対応を決定する。

②情報の収集

- ・校長は、関係教職員を招集し、事情説明や今後の対応について伝え、自殺予告をした学生の保護の観点から、気になる学生について情報交換し、学生の特定、推定作業を進める。
- ・状況により、警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。
- ・管理職が対応を判断できるよう、情報が正確・迅速に伝わるよう連絡体制を整える。

③自殺予告した学生の特定及び支援

〈特定された場合〉

- ・所在を確認し、本人の心情を受容するよう接し、身柄を保護する。
- ・保護者に事情を説明し、連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- ・精神科医やスクールカウンセラー等専門家と相談しながら対応する。
- ・軽い気持ちで電話した場合は、行動を自省させる必要があるが、本人の気持ちを十分に受け止め、必要な支援を行う。
- ・学生全体に指導する際は、当該学生の人権やプライバシーに十分配慮する。

〈特定されない場合〉

- ・日頃の言動から気になる学生について悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- ・次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全学生や保護者へ働きかける。

（例）・学生会主催の学生集会で、緊急アピールを行う。

- ・特別活動等の時間で話し合いをするなど、学生の思いを汲み上げられる場をもつ。
- ・緊急の後援会役員会を開催する。

④機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部に連絡し、助言を受ける。

⑤関係機関との連携

- ・後援会役員、警察等に連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようにする。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・調査をもとに自殺予告の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と今後の自殺予防について、教職員の共通理解を図る。

②心のケア

- ・自殺を予告した学生に対して、精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携をとりながら、学業成績、友人関係、健康、家庭、経済など多様な側面からの心のケアに努め、立ち直りを支援していく。

- ・当該学生の保護者に対しても同様な心のケアが必要な場合があることを念頭に置いておく必要がある。

③再発防止

- ・授業や休憩時間等における学生の日頃の行動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に学生をとらえるようにする。

④機構本部への報告

- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①心の教育等の充実

- ・特別活動等の時間で、生命を尊重する心を育む教育や、困難を克服し生きる喜びや達成感を味わうことができる活動の充実を図る。

②学生理解の充実

- ・すべての教職員は、どの学生についても、一日の学校生活全体を通して一人一人の表情や言動の変化をとらえるよう心がける。また、教育相談等により学生の悩み等の把握に努める。

③教育相談の充実

- ・普段と違う発言や行動が見られる場合には、それらを学生が発しているサインと考え、これらのサインを見逃さず、担任等人間関係の深い教員が積極的にかかわり、悩みの早期解決への支援を行う。

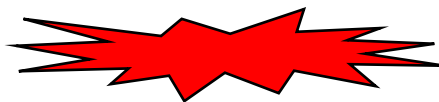
④相談機関等との連携

- ・地域の相談電話等へ相談が入る場合もあるので、相談機関と自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等についてあらかじめ協議しておく。

〈参考：電話を受けたときの留意点等〉

- A 自殺予告電話を直接受けた場合に、対応する上での留意点は何か。
- Q 緊急かつ重大な訴えと受け止め、落ち着いて真剣に対応することが大切である。
- ・電話の途中で、メモにより周囲に状況を知らせる。複数で聴ける場合は、記録をとる。
 - ・「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聴く。
 - ・時間をかけて辛抱強く聴く中で、友人関係や家族関係、動機、これからの具体的な行動等についての情報を得ることに努める。沈黙も大事に（共に）する。
 - ・叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問等はしない。話題をそらさない。
 - ・相手を支える関係づくりに努め、自分を支えてくれる身近な人の存在に気づかせる。
 - ・こちらがいつも窓口を広げていることを伝え、相談しやすい関係づくりに配慮する。
- Q 試験等の学校行事の中止を求められた場合は、どのように対応すればよいか。
- A 行事の実施・延期・中止等については、機構本部と連携の上、校長が総合的に判断する必要がある。
- ・判断に当たっては、先入観をもたず、確認や指導等の対策の状況、学生や保護者の意識の状態、判断後の対策の見通し、教職員の意見等を考慮し、細心の配慮をする。
 - ・学生の状況について、判断後も継続して把握する。

【自殺（予告）】



リスク管理室（総務係）へ報告

- ・電話を受けた教職員は、相手に刺激を与えないように落ち着いて話を聞く。可能な状況ならば氏名を聞き出す。
- ・リスク管理室（総務係）へ事故の発生状況等を報告する。

校長へ連絡

- ・総務係は、直ちに校長へ報告し、指示を受ける。
- ・校長は、直ちにリスク管理室会議を招集し、情報の収集、外部との連絡、他の職員への連絡等基本的な対応を協議して決める。

情報収集

- ・校長は、関係教職員を招集し、事情説明や今後の対応について伝え、自殺予告をした学生の保護の観点から、気になる学生についての情報交換等により、予告した学生の特定・推定作業を進める。
- ・状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。
- ・管理職が対応を判断できるよう、情報が正確・迅速に伝わるように連絡体制を整える。

〈特定された場合〉

自殺予告した学生の特定及び支援

- ・本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- ・精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
- ・軽い気持ちで電話した場合には、行動を自省させるよう、本人の気持ちを十分受け止めて支援する。
- ・学生全体に指導する際は、当該学生の人権やプライバシーに十分配慮する。

（特定されない場合）

自殺予告した学生の支援

- ・日頃の言動から気になる学生について悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- ・次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全学生や保護者へ働きかける。
(例) 緊急の全学集会で「命の大切さ」を指導
学生会主催の学生集会で緊急アピール
学生の思いを汲み上げる場をもつ。
緊急の後援会役員会を開催。

機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告し、助言を受ける。

関係機関との連携

- ・後援会役員、警察等に連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようにする。

8 万引き

【危機発生時の対応】

①校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は、速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は、直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員に報告する。
- ・総務係は、直ちに校長に報告し、指示を受ける。

②現状把握・緊急措置

- ・校長は、関係教員に今後の当該学生への指導方針を決定するよう指示を出すとともに、学生を引き取るため担任等を警察に出向させる。
- ・学生が学校に到着後、学生主事は担任等と協力して、事情を聞き取り、事実確認を行う。
- ・担任は、保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。
- ・学生主事は、本人の指導及び保護者と面談する。
- ・学生主事は、本人からの事情聴取内容を校長に報告するとともに、今後の指導方針について協議する。
- ・校長は、指導教員会議を招集し、事実、指導経過を報告し、今後の指導方針について確認する。

③関係機関との連携

- ・警察との連携が必要な場合は、校長の指示のもと、学生主事が中心となっていく。

④情報の収集と一元化

- ・警察や関係者からの情報を収集のうえ、事件の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

⑤機構本部への報告

- ・事件の概要等を機構本部へ報告する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・調査の記録を基に事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、教職員の共通理解を図る。

②心のケア

- ・必要に応じて、関係学生の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。
- ・担任は、声かけなどにより学生の心のケアを図る。

③再発防止

- ・本人に行為の重大性を認識させ、謝罪方法等について共に考えながら指導する。
- ・行為に至った背景等については、共感的に聞き取る。

④機構本部への報告

- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①早期の実態把握・対応

- ・早期の実態把握と早期対応に努める。万引きは心が不安定な時期に起こることが多い。日頃から学

生の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。

②学生についての情報交換

- ・ 学生委員会、学科会議、指導教員会議等を定期的に開催し、学生についての情報交換を行うほか、日常的にも学生の情報交換が行いやすい雰囲気づくりに努める。また、教職員間においても悩みを何でも相談でき、一人で問題を抱え込まないような体制づくりをする。

③保護者との連携

- ・ 保護者と学校との連携を密にし、学生の変化や問題行動についてタイミングを失わないように保護者に伝える。また、家庭からも学生の変化について気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。

④警察との連携

- ・ 警察との連携は、非行問題の解決の時だけではなく、日常から情報交換を行う。

〈対応における配慮事項〉

- ・ 万引きは犯罪であるという重大性を学生に自覚させる。
- ・ 発覚した件以外に余罪がないか確認する。もし、他にもある場合は、全て話させる。
- ・ 店に対して謝罪を行うよう指導する。
- ・ 保護者が万引きを重大な事件としてとらえていない場合は、親子ともに罪を犯したということの重大性を認識させる指導を行う必要がある。
- ・ 再発防止のためにも、学生・保護者が納得するまで指導する。

【万引き】



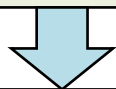
学生課，リスク管理室（総務係），学生主事，校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は，速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は，直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員へ連絡する。
- ・総務係は，直ちに校長に報告し，指示を受ける。



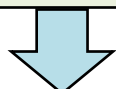
状況把握・緊急措置

- ・校長は，関係教員に今後の当該学生への指導方針を決定するよう指示を出すとともに，学生を引き取るため担任等を警察に出向させる。
- ・学生が学校に到着後，学生主事は担任等と協力して事情を聞き，事実確認を行う。
- ・担任は，保護者と連絡を取り，保護者の来校を促し円滑な対応に努める。
- ・学生主事は，本人への指導及び保護者との面談を行う。
- ・学生主事は，本人からの事情聴取内容を校長に報告するとともに，今後の指導方針について協議する。
- ・校長は，指導教員会議を招集し，事実，指導経過を報告し，今後の指導方針について確認する



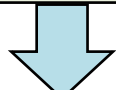
関係機関との連携

- ・警察との連携が必要な場合は，校長の指示のもと，学生主事が中心となって行う。



情報の収集と一元化

- ・警察や関係者から情報を収集のうえ，事件の経緯を正確に把握し，記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は，管理職員に窓口を一本化する。



機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告する。

9 家出

【危機発生時の対応】

①学生係、リスク管理室（総務係）、校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は、速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は、直ちにリスク管理室及び学生主事等関係教員に報告する。
- ・総務係は、直ちに校長に報告し、指示を受ける。

②現状把握・保護者への搜索願提出の勧め

- ・校長は、速やかに関係教員等を招集し、家出の連絡があった学生の学校生活の状況を確認し、情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- ・犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に搜索願の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。

③情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・担任等は、置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人等への立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。
- ・収集された情報は、校長に迅速に伝わるよう、連絡体制を整える。
- ・校長は、情報収集ができ次第、関係教職員を招集に事件の経緯等を説明するとともに、友人からの聞き取りの実施、搜索の役割分担、連絡先、連絡方法等を決定する。
- ・友人から情報を収集する場合は、家出をした学生の保護者の同意を得るとともに、他の学生が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

④機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部に連絡し、助言を受ける。

⑤関係機関との連携

- ・警察や補導センター等と連携を図りながら搜索を行う。
- ・搜索に当たっては、立ち寄り先が予想される場所を特定化するほか、地域割等により、もれなく円滑に進むようにする。
- ・搜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に校長に報告し指示を受ける。

【危機終息後の対応】

①支援・援助

- ・他の者が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他の者の関与や非行との関わりがある場合には、警察等との連携を図りながら指導する。
- ・家出を繰り返し、深刻化している学生の背景には、その学生を取り巻く家族のあり方、学校のあり方、社会環境のあり方等が大きく関わっている場合があるため、スクールカウンセラーや関係機関の助言を得て指導する。

②心のケア

- ・家出の原因・背景は複雑であり、特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。担任は、思春期の学生は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、非を一方的に責めるのではなく、対話を継続し、立ち直りを支援していく。

③機構本部への報告

- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

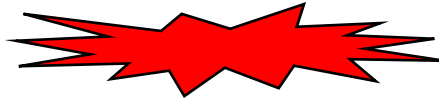
①学生理解の充実

- ・日頃から学生との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、思いや願いの把握に努める。

②教育相談の充実

- ・学生の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

【家出】



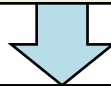
学生係，リスク管理室（総務係），校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は，速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は，直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員へ連絡する。
- ・総務係は，直ちに校長に報告し指示を受ける。



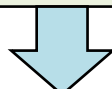
状況把握・保護者への搜索願提出の勧め

- ・校長は，速やかに関係教職員を招集し，家出の連絡があった学生の学校生活の状況を確認し，情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- ・犯罪に巻き込まれたり，自殺したりする恐れがある場合を想定し，保護者に搜索願の提出を勧める。場合によっては，担任等が保護者と共に警察へ出向く。



情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・担任等は，置き手紙の有無，金品の持ち出し，家出時の服装や親戚・友人等への立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。
- ・収集された情報は校長に迅速に伝えられるよう，連絡体制を整える。
- ・校長は，情報収集ができ次第，関係教職員に説明し，友人からの聞き取りの実施，搜索の役割分担，連絡先，連絡方法等を決定する。
- ・友人から情報を収集する場合は，家出をした学生の保護者の同意を得るとともに，他の学生が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合，管理職員に窓口を一本化する。



機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告し，助言を受ける。



関係機関との連携

- ・警察や補導センター等との連携を図りながら搜索を行う。
- ・搜索に当たっては，立ち寄りが予想される場所を特定化するほか，地域割等により，もれなく円滑に進むようにする。

10 恐喝

【危機発生時の対応】

①学生課，リスク管理室（総務係），学生主事，校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は，速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は，直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員に報告する。
- ・総務係は，直ちに校長へ報告し，指示を受ける。

②現状把握・緊急措置

- ・校長は，速やかに関係教員等を招集し，情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- ・被害を受けた学生は，仕返しを恐れている場合が多いので，被害者の安全を確保する姿勢と方策を明確にして，本人の心情を理解しながら事実の確認を行う。
- ・加害者や保護者，周囲の者からの情報，事情聴取によって事実と状況を確認する。「借りている」などと行為を正当化し，罪を逃れようとする場合も見られるので慎重に事実を確認する。
- ・周囲の者から事情を聞くときは，「最近，困っていることはないか」「最近A君元気ないようだね」など，工夫して問いかけをする。
- ・恐喝は，集団で行われることが多く，加害者が上級生など上部非行集団に操られている場合もあることを想定する。
- ・暴力を伴ったり，恐喝が繰り返し行われるなど悪質な場合には，躊躇せずに警察への通報を行う。

③関係機関との連携

- ・悪質な場合や学校外の非行集団が関与している場合は，警察と相談のうえ対応する。
- ・恐喝事件については非行集団によるものがその大半であることから，リーダーに対する指導を強めるなど学校や家庭，地域，関係機関と連携して非行集団の解体を図る。

④情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・事件の経緯や状況について，可能な限り情報を集め，正確な事実関係を把握し記録する。
- ・友人から情報を収集する場合は，当該学生の保護者の同意を得るとともに，他の学生が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は，管理職員に窓口を一本化する。なお，学生の人権やプライバシーに配慮する。

⑤機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告し，助言を受ける。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・事故の調査記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし，その認識と改善の方策について，全教職員の共通理解を図る。

②支援・援助

- ・被害者の救済と保護を第一に確保し，学校への信頼を得る。
- ・加害者に，恐喝は犯罪であることと，自分を大切にすることが必要であることを理解させ，謝罪させる。

③心のケア

- ・後難を恐れ、誰にも相談できずに一人で悩み、苦しんでいる被害者の立場や心情に十分に配慮する。
- ・被害者やその保護者を孤立させないような環境づくりを行う。

③機構本部への報告

- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①学生指導体制の確立

- ・学生指導体制を確立し、他人を傷つけたり、他人のものを奪ったりする犯罪は許さないという教員の姿勢を、日頃から学生に示す。

②警察等の関係機関との連携強化

- ・警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明したりするなど、日頃から関係機関に相談できる関係づくりをしておくこと。

【恐喝】



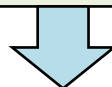
学生係，リスク管理室（総務係），学生主事，校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は，速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は，直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員へ連絡する。
- ・総務係は，直ちに校長へ報告し，指示を受ける。



状況把握・緊急措置

- ・校長は，速やかに関係教職員を招集し，情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- ・被害を受けた学生は，仕返しを恐れている場合が多いので，被害者の安全を確保する姿勢と方策を明確にして，本人の心情を理解しながら事実の確認を行う。
- ・加害者や保護者，周囲の者からの情報，事情聴取によって事実と状況を確認する。「借りている」などと行為を正当化し，罪を逃れるようとする場合も見られるので慎重に事実を確認する。
- ・周囲の者から事情を聞くときは，「最近A君元気ないようだね」など工夫して問いかける。
- ・恐喝は，集団で行われることが多く，加害者が上位非行集団に操られている場合もあることを想定する。
- ・暴力を伴ったり，恐喝が繰り返されるなど悪質な場合は，躊躇せずに警察へ通報する。



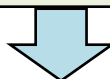
関係機関との連携

- ・悪質な場合や学校外の非行集団が関与している場合は，警察と相談のうえ対応する。
- ・恐喝事件は非行集団によるものが大半であることから，リーダーに対する指導を強めるなど学校や家庭，地域，関係機関と連携して非行集団の解体を図る。



情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・事件の経緯や状況について，可能な限り情報を集め，正確な事実関係を把握し記録する。
- ・友人から情報を収集する場合は，当該学生の保護者の同意を得るとともに，他の学生が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は，管理職員に窓口を一本化する。



機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告し，助言を受ける。

11. 盗難（学生の起因）

【危機発生時の対応】

①学生課，リスク管理室（総務係）、学生主事，校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は，速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は，直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員に報告する。
- ・総務係は，直ちに校長へ報告し，指示を受ける。

②現状把握

- ・学生主事等は，どのような状況で盗難が発生したのか関係学生から情報を集めるほか，他のクラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
- ・広く学生に情報提供を求めるなど情報を収集する。
- ・各教室の巡回等，これまでの管理状況を確認する。
- ・当該学生の人権やプライバシーを配慮しながら，慎重に事情を聴取する。その際に心理的に圧迫感を与えないよう配慮する。
- ・情報を得て，盗みを行った学生を特定する場合は，その学生への指導の機会を得るために行うことを共通理解する。
- ・学生主事は，盗みを行った学生が明らかになった場合は，事件の概要・経緯及び今後の指導方針等を校長へ報告する。

③緊急措置

- ・校長は，指導教員会議を招集し，事件の概要・経緯を説明し，今後の指導方針を確認する。

③関係機関との連携

- ・悪質な場合や非行集団が関与している場合は，警察と相談のうえ対応する。

④情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・事件の経緯や状況について，可能な限り情報を集め，正確な事実関係を把握し記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は，管理職員に窓口を一本化する。なお，学生の人権やプライバシーに配慮する。

⑤機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ連絡し，助言を受ける。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・事件の調査記録をもとに事件発生の原因や問題点を明らかにし，その認識と改善の方策について，全教職員の共通理解を図る。
- ・盗みを行った学生が明らかになった場合には，盗難事件の事実のみならず，その交友関係や家庭環境などその背景についても把握するよう努める。

②保護者への対応

- ・被害学生の保護者には，事実及びこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し，学校の指導への協力を求める。警察への被害届の提出については，保護者の意向を尊重する。
- ・盗みを行った学生の保護者には，事実を伝え，謝罪等，今後の対応について協議する。また，盗難

行為の背景を共に考える。

③支援・援助

- ・盗難事件に関わった学生間で不信感が解消されるように、相互の置かれた立場や心情を理解できるような支援を行う。

④心のケア

- ・被害学生には共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。
- ・盗みを行った学生が特定した場合は、本人の行為の重大さを認識させ謝罪等について共に考えながら指導する。また、叱責や処罰のみに終わることなく、行為に至った背景等について共感的に聞き取り、共に考え指導する。

⑤学級又は学年全体の指導

- ・被害の程度により、学級又は学年全体に指導を行う。その際、事実を説明するとともに、学生相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることがないように注意する。

⑥再発防止

- ・盗みは犯罪であり、許されないことであることを明確に示すとともに、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- ・貴重品の管理や不必要な金品の学校への持ち込みについて、学生の注意喚起を促すとともに、授業中や部活動中などは、貴重品係や貴重品管理袋を活用する等の予防対策を講じる。

⑦機構本部への報告

- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①学生理解の充実

- ・日頃から学生との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

②保護者との連携

- ・保護者に対しては、文書や学年懇談会等で学内の情報を提供し、学校の現状や指導方針について理解を得る。

【盗難（学生の起因）】



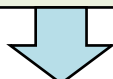
学生課，リスク管理室（総務係），学生主事，校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は，速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は，直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員へ連絡する。
- ・総務係は，直ちに校長に報告し，指示を受ける。



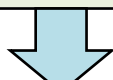
状況把握

- ・学生主事は，どのような状況で盗難が発生したか関係の学生から情報を集めるほか，他のクラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
- ・広く学生に情報提供を求めるなど情報を収集する。
- ・各教室の巡回等，これまでの管理状況を確認する。
- ・被害学生に対するいじめ等，盗難の背景について分析する。
- ・当該学生の人権やプライバシーを配慮しながら，慎重に事情を聴取する。心理的な圧迫感を与えないよう配慮する。
- ・盗みを行った学生を特定する場合は，その学生への指導の機会を得るために行うことを共通理解する。
- ・学生主事は，盗みを行った学生が特定した場合は，事件の概要・経緯を報告し，今後の指導方針について協議する。



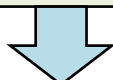
指導教員への概要説明等

- ・校長は，指導教員会議を招集し，事件の概要・経緯等を説明し，今後の指導方針を確認する。



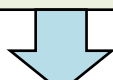
関係機関との連携

- ・悪質な場合や非行集団が関与している場合は，警察と相談のうえ対応する。



情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・事件の経緯や状況について，可能な限り情報を集め，正確な事実関係を把握し記録する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は，管理職員に窓口を一本化する。



機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告する。

12. 交通違反

【危機発生時の対応】

①学生課，リスク管理室（総務係），学生主事，校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は，速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は，直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員に報告する。
- ・総務係は，直ちに校長に報告し，指示を受ける。

②現状把握

- ・学生主事等は，学生から事情聴取する。
- ・保護者へ指導を行う。（学生が問題を起こした場合，保護者は責任を感じ，不安を抱いていると思われるので，指導という姿勢でなく，保護者の悩みや不安等を共感的に聞き，協力を求める。）
- ・学生の事情聴取後，事故の概要・経緯等を報告するとともに，今後の指導方針を協議する。

③指導教員への概要説明等

- ・校長は，指導教員会議を招集し，事件の概要・経緯を説明し，今後の指導方針を確認する。
- ・必要に応じて，全校集会や学級において指導等を行う。

④関係機関との連携

- ・警察から情報を収集し，助言を受ける。

⑤機構本部への報告

- ・事件の概要を速やかに機構本部へ報告する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・事故発生原因や問題点を明らかにし，その認識と改善の方策について，全教職員の共通理解を図る。

②心のケア

- ・必要に応じて，関係学生の個人的なカウンセリング，専門家との連携を図る。

③再発防止

- ・生命の尊重及び法の遵守について，学生へ強く指導する。
- ・家庭におけるバイクの鍵の管理など，十分注意するよう協力を求める。
- ・学生自身が被害者に対して誠意を持って謝罪するよう指導する。

④機構本部への報告

- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①学生の観察・指導

- ・日頃から学生の気持ちや行動の適切な把握に努め，小さな問題でも丁寧に取り上げて解決する。
- ・担任等は，事態が進行する前に学科内のほか管理職員等にも相談し，協力を得ながら解決するなど，早期の対応を心がける。

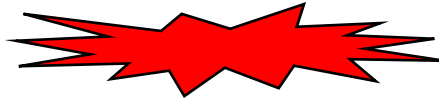
②交通安全教育

- ・定期的に交通安全教室等を開催し，交通ルール遵守の大切さについて指導する。

③保護者との連携

- ・後援会総会や学級懇談会などの機会を捉え，学生の状況を伝えて保護者の意識の高揚を図る。

【交通違反】



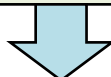
学生課，リスク管理室（総務係），学生主事，校長等への報告

- ・連絡を受けた教職員は，速やかに学生係へ連絡する。
- ・学生係は，直ちにリスク管理室（総務係）及び学生主事等関係教員へ連絡する。
- ・総務係は，直ちに校長に報告し，指示を受ける。



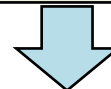
状況把握

- ・学生主事は，学生から事情聴取する。
- ・保護者への指導を行う。（学生が問題を起こした場合，保護者は責任を感じ，不安を抱いていると思われるので，指導という姿勢ではなく，保護者の悩みや不安等を共感的に聞き，協力を求める。
- ・学生主事は，事情聴取の後，校長に事件の概要・経緯を報告するとともに，今後の指導方針について協議する。



指導教員への概要説明等

- ・校長は，指導教員会議を招集し，事件の概要・経緯等を説明し，今後の指導方針を確認する。



関係機関との連携

- ・警察から情報を収集し，助言を受ける。



機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告する。

13. 各種大会開催時等の事件・事故

【危機発生時の対応】

①現状把握・応急措置

〈大会役員の対応〉

- ・大会役員は、直ちに看護師を急行させ、負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを確認し、負傷者への応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車の出動を要請し、到着するまでの間、心肺蘇生法など救命措置を的確に実施する。
- ・救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・大会役員は、随行している顧問教員等及び学生の所属する学校へ連絡する。
- ・大会役員は、大会長に事故の概要・経緯等を報告するとともに、今後の大会運営について協議する。

〈部顧問教員等学校関係者の対応〉

- ・顧問教員等は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の病院に赴く。
- ・顧問教員等は、医師から傷害の状況、診断、治療等の状況を聞き、所属する学校の校長及び大会役員へ報告する。
- ・顧問教員等は、保護者に連絡をとり、事故の発生、負傷の状況、搬送先の病院名を知らせる。
- ・顧問教員等は、保護者到着後も、校長の指示があるまでは学生に付き添い続ける。

②情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・顧問教員等は、学生の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を収集するとともに、医師から傷害の状況、診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

③機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・校長は、事故に関わる情報を整理・記録し、事故の原因を調査する。

②支援、援助

- ・校長と顧問教員等は、速やかに病院へ出向き見舞うとともに、保護者に事故の状況を説明する。
- ・保護者には、治療費等について説明するとともに、日本スポーツ振興センター等の手続きを行う。

③心のケア

- ・事故を目撃した学生や事故の発生によりショックを受けている学生がいる場合は、スクールカウンセラーや精神科医等の専門家と連携を図りながら、心のケアを行う。

④機構本部への報告

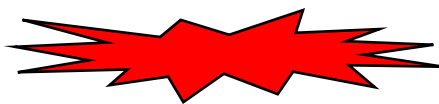
- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①大会運営体制と業務分担の明確化及び大会参加学生の名簿、保護者への連絡体制の把握

- ・大会開催に当たり、大会運営体制と業務分担を明確にし、全員が理解しておく。
- ・顧問教員等は、大会などの際には部員名簿及び保護者への連絡方法等を持参する。

【各種大会開催時等の事件・事故】



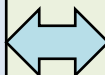
状況把握・応急措置

〈大会役員の対応〉

- ・大会役員は、直ちに看護師を急行させ、負傷者の意識の有無等を確認し応急措置を施す。
- ・救急車の出動を要請する。
- ・救急車の進入路を確保、到着後誘導する。
- ・顧問教員等及び学生が所属する学校等へ連絡する。
- ・大会長に事故の概要等を報告し、以後の大会運営について協議する。

〈顧問教員等学校関係者の対応〉

- ・顧問教員等は、救急車に同乗等して病院へ赴く。
- ・医師から傷害の状況等を聞き、校長及び大会役員へ報告する。
- ・保護者に傷害の状況、病院名等を連絡する。
- ・顧問教員等は、保護者が到達しても、校長の指示があるまで学生に付き添う。



情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・顧問教員等は、学生の動揺を静めながら事情を聞き、情報を収集するとともに、医師から傷害の状況、診断、治療を聞き、事故の経緯を正確に把握し記録する。
- ・報道機関外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

機構本部への報告（別途定める被害等を上回る場合）

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告する。

第5項 「学校保健」等に関する事項

1. 伝染病

【危機発生時の対応】

①学生課，リスク管理室（総務係）教務主事，校長等への報告

- ・担任は，クラス内に伝染病に罹患した（疑いがある）学生が発生した場合は，学生課へ報告する。
- ・報告を受けた学生課は，リスク管理室（総務係）及び担当副校長等へ報告する。
- ・総務係は，校長へ報告し，指示を受ける。

②現状把握

- ・校長は，直ちに担当副校長等に、自校の欠席状況や罹患状況のほか，地域内の発生・流行状況等について調査させ，今後の対応策の検討を指示する。
- ・担当副校長等は，調査の結果を校長へ報告するとともに，今後の対応策を協議する。

③応急措置

- ・担任は，罹患した学生に速やかに家庭での安静，栄養，保温及び病院で医療を受けるよう指導する。
- ・校長は，欠席率が通常の欠席率より高くなったとき又は罹患者数が急激に多くなったときは，リスク管理室会議を招集し，学級や学年，寮生など学校の状況，その地域内の流行状況等を説明し，学級閉鎖，学年閉鎖，学校閉鎖等の措置について審議し，時期を失することなく，その措置を講じる。場合によっては，学校医の意見・指導を参考にする。
- ・担当副校長等は，学級閉鎖等の措置を決定したときは，学内放送等で周知する。
- ・担任は，学生に対してうがいや手洗い等の励行と健康管理について指導し帰宅（寮）させる。

④関係機関との連携

- ・校長は，学校医との連携，市町村感染症担当課，当該地区保健所との情報交換に努める。

⑤機構本部への報告

- ・感染の状況について機構本部へ連絡し，助言を受ける。

⑥情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は，校長に窓口を一本化する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明・指導

- ・校長は，学校医，保健所等から伝染病に関わる情報を整理し，保健管理・保健指導を行う。

②機構本部への報告

- ・事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①うがいや手洗いの励行等，一般的な予防法の指導を徹底する。

②伝染病予防についての保健指導を徹底する。

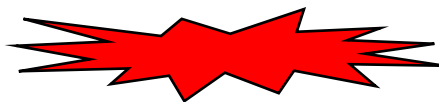
③学校環境衛生基準の遵守に努める。

④感染した学生を隔離することで感染源を遠ざけたり，消毒を施す。

⑤感染した場合は，早期治療を施す。

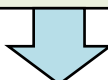
⑥学生の日常の健康の保持・増進対策を行う。

【伝染病】



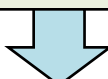
学生課，リスク管理室（総務係），教務主事，校長への報告

- ・担任は，クラス内で罹患した（疑いがある）学生が発生したときは，直ちに学生課に報告する。
- ・学生課は，直ちにリスク管理室（総務係）及び担当副校長等に報告する。
- ・総務係は，直ちに校長へ報告し，指示を受ける。



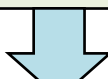
状況把握

- ・校長は，担当副校長等に自校の欠席状況や罹患状況のほか，地域内の発生・流行状況等を調査させ，今後の対応策の検討を指示する。
- ・担当副校長等は，調査結果を報告するとともに，今後の対応策を協議する。



応急措置

- ・罹患した学生には，速やかに家庭で安静等及び病院での適切な医療を受けるよう指導する。
- ・校長は，欠席率が通常より高くなったとき又は罹患患者数が急激に多くなったときは，リスク管理室会議を招集し，学校の状況その他地域の流行状況を説明し，学級閉鎖等について協議し，時期を失することなく，その措置を講じる。
- ・担当副校長等は，学級閉鎖等の措置を決定したときは，学内放送等で周知する。
- ・担任は，学生に対して，うがいや手洗いの励行及び健康管理について指導し，帰宅（寮）させる。



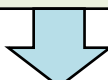
関係機関との連携

- ・校長は，学校医との連携，市町村感染課，当該地区保健所との情報交換に努める。



機構本部への報告

- ・感染の状況等について速やかに機構本部へ報告し，助言を受ける。



情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・報道機関外部へ情報を提供する場合は，校長に窓口を一本化する。

2. 学生寮及び学生食堂における給食による食中毒

【危機発生時の対応】

①学生課，リスク管理室（総務係），担当副校長，校長への報告

- ・食中毒（疑い）の報告を受けた学生課は，リスク管理室（総務係）及び担当副校長等へ報告する。
- ・総務係は，速やかに校長へ報告し，指示を受ける。

②現状把握

- ・校長は，直ちに担当副校長等に，学生の食中毒の状況，欠席状況，出席者の異常の有無や早退者などについて調査させるとともに，学校医や保健所，病院等の関係機関から情報を収集するよう指示する。
- ・担当副校長等は，調査の結果及び情報を校長へ報告する。

③応急措置

- ・校長は，看護師に腹痛や下痢症状を訴える学生の応急措置を命じ，重症者がいるときは救急車の出動を要請する。救急車で病院へ搬送する場合は，教職員が付き添い，救急隊員へ状況を説明する。
- ・校長は，学生主事又は寮務主事の報告を受け，学生の健康状況に応じて，臨時休業等の措置を判断する。
- ・校長は，対策本部を設置し，学校，家庭，地域及び専門機関が一体となって対応できる体制を整える。
- ・校長は，事後の計画を立て，健康診断，消毒等の予防措置をとる。
- ・校長は，給食業者に対して，保存食，原材料の廃棄禁止，また，学生の嘔吐物の保存措置をとる。

④関係機関との連携

- ・速やかに機構本部へ第一報を入れるとともに，保健所，学校医，学校薬剤師に連絡する。
- ・校長は，保健所の指示に従い，検査や調査に全面的に協力し，立入検査には，担当責任者を定めて的確に対応する。
- ・学校医との連携，市町村感染症担当課，当該地区保健所との情報交換に務める。

⑤情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・校長は，職員の役割分担を明確に指示し，学生の健康状況の把握，関係機関への対応の記録等の収集に努め，的確な対応を図る。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は，校長に窓口を一本化する。

⑥保護者等への連絡

- ・保護者に対しては，後援会役員会，保護者説明会，寮生保護者会等を開催し，状況を説明するとともに，学生の健康，喫食，検便等の各種検査を依頼する。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・関係機関の原因究明に協力し，給食業者にその原因除去，再発防止に努めるよう要請する。

②支援・援助

- ・重症となった学生に対しては，担任教員が病院に見舞い，登校後もその健康状況に注意する。
- ・保護者には，治療費等について説明するとともに，必要に応じて，日本スポーツ振興センター等へ

の手続きを行う。

- ・ 学生に対して、緊急の全校集会を開き、発生の状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導を行う。

③心のケア

- ・ 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の学生に対し、カウンセリング等の支援を行う。
- ・ 罹患学生がいじめに遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める。

②機構本部への報告

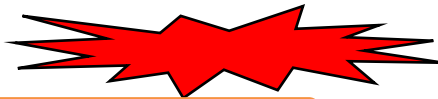
- ・ 事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

- ①給食業者には、施設設備及び食材の日常検査、定期検査を行い、衛生管理の徹底に努めるよう、また、調理担当者への衛生管理の指導と健康状態の把握に努めるよう要請する。

- ②学生の健康指導を充実させる。

【学生寮及び学生食堂における給食による食中毒】



学生課，リスク管理室（総務係），担当副校長，校長への報告

- ・食中毒（疑い）の報告を受けた学生課は、直ちにリスク管理室（総務係）及び担当副校長等へ報告する。
- ・総務係は、直ちに校長へ報告し、指示を受ける。

状況把握

- ・校長は、担当副校長等に学生の食中毒の状況、欠席状況、出席者の異常の状況、早退者の状況等を調査させるとともに、学校医、保健所、病院等の関係機関から情報を収集するよう指示する。
- ・担当副校長等は、校長に調査結果及び情報を報告する。

応急措置

- ・校長は、看護師に対し、腹痛や下痢などを訴える学生に応急措置することを命じ、重症者がいるときは救急車の出動を要請する。救急車で病院へ搬送する場合は、教職員が付き添い、救急隊員に状況を説明する。
- ・校長は、直ちに対策本部を設置し、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって対応できる体制を整える
- ・校長は、学生の健康状況に応じて、臨時休業等の措置を判断する。
- ・校長は、事後の計画を立て、健康診断、消毒等の予防措置をとる。
- ・校長は、給食業者に保存食、原材料の廃棄禁止、また、学生の嘔吐物の保存措置をとる。

関係機関との連携

- ・速やかに機構本部へ第1報を入れるとともに、保健所、学校医、学校薬剤師へ連絡する。
- ・保健所の指示に従い、検査や調査に全面的に協力し、立ち入り検査には、担当責任者を定めて対応する。
- ・学校医との連携、市町村感染症担当課、当該地区保健所との情報交換に努める。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・校長は、職員の役割分担を明確に指示し、学生の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集に努める。
- ・報道機関外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化する。

保護者への連絡

- ・保護者に対しては、後援会役員会、保護者説明会、寮生保護者会等を開き、状況を説明するとともに、学生の健康、喫食、検便等の各種検査を依頼する。

機構本部への報告

- ・事故の概要を速やかに機構本部へ報告する。

3. 飲料水の汚染

【危機発生時の対応】

①リスク管理室（総務係）、校長等への報告

- ・飲料水の汚染を発見又は外部から報告を受けた者は、直ちにリスク管理室（総務係）に報告する。
- ・総務係は、直ちに校長へ報告し、校長の指示をうけるとともに、衛生管理者へ報告する。

②応急措置

- ・直ちに学生及び教職員に対して、校内放送等を使い、水道水の使用禁止を指示する。
- ・水道水を飲用した学生及び教職員の体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、看護師による手当を受けさせ、状況によっては救急車の出動を要請する。救急車には、教職員が付き添い、救急隊員に状況を説明する。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、授業を中止し学生を下校させる措置等について協議する。
- ・学生寮給食の中止又は献立変更については対応策を検討する。
- ・全ての使用場所の水道水を採取して、採取した場所と時間を記入する。
- ・厚生労働大臣登録の水質検査機関又は学校薬剤師に水質検査を依頼する。
- ・飲料水を確保する必要があるときは、水道事業者に給水車の出動を要請する。

③機構本部への報告

- ・速やかに機構本部へ第一報を入れるとともに、状況の変化に対応して続報を入れる。

④関係機関との連携

- ・速やかに水道事業者、保健所等の関係機関に連絡し、今後の対応について助言を得る。
- ・学校の施設である受水槽・高置水槽での異物等が混入した可能性もあるので、警察等との連携を図り、対策を協議する。

⑤情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・校長は、職員の役割分担を明確に指示し、学生及び教職員の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。

⑥保護者等への説明

- ・保護者に対しては、水質に異常があったこと及び学校の対応策について文書（緊急連絡文書）で知らせ、理解と協力を求める。

【危機終息後の対応】

①原因の究明

- ・関係機関による原因究明に協力し、その原因の除去、再発防止に努める。

②復旧及び支援・援助

- ・学校薬剤師、関係機関の調査等に協力する。

③心のケア

- ・復旧後の水道水に対して過敏になっている学生への指導・支援を行う。

③再発防止

- ・学生及び教職員には、日頃から飲料水の色、にごり、臭気、味等について関心を持たせ、万一異常

を発見したときは、絶対に飲まないこと、直ちに学生係等へ報告することを徹底する。

④機構本部への報告

- ・ 事故措置の状況を機構本部へ報告する。

【危機の予防対策】

①日常点検・定期点検等

- ・ 飲料水は、法令に従い、給水系統末端の給水口で取水した飲料水の色、にごり、臭気、味及び残留塩素濃度等の日常の検査を行い、異常の早期発見に努める。検査結果は、記録に残し保存する。
- ・ 受水槽、蛇口等の施設設備は定期的に点検し、不良箇所を発見したときは、修繕等適切な措置を講じる。
- ・ 万一事故が発生した場合に備え、連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により迅速に、かつ、確実に対応できるようにする。
- ・ 飲料水の水質検査は、定期的に行う。

【水道水の汚染】



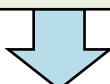
リスク管理室（総務係）、校長への報告

- ・水道水の汚染を発見又は外部から報告を受けた者は、直ちに、直ちにリスク管理室（総務係）に報告する。
- ・総務係は、直ちに校長へ報告し、校長の指示を受けるとともに、衛生管理者へ報告する。



応急措置

- ・校長は、直ちに校内放送等を使い、学生及び教職員に水道水の使用禁止を指示する。
- ・学生及び教職員の体調異常の有無を確認し、異常がある場合は、看護師による手当を受けさせ、状況によっては救急車の出動を要請する。救急車で搬送する場合は、教職員が付き添い、救急隊員に状況を説明する。
- ・校長は、リスク管理室会議を招集し、授業を中止し学生を下校させる措置等について協議する。
- ・学生寮給食の中止又は献立変更について対応策を検討する。
- ・全ての使用場所の水道水を採取し、採取した場所と時間を記録する。
- ・水質検査機関又は学校薬剤師に検査を依頼する。
- ・飲料水を確保する必要がある場合は、水道事業者給水車の出動を依頼する。



機構本部への報告

- ・校長は、速やかに機構本部へ第一報を入れるとともに、状況の変化に対応して続報を入れる。



関係機関との連携

- ・水道事業者、保健所等の関係機関に連絡し、今後の対応について助言を得る。
- ・学校施設の受水槽等での異物混入の可能性もあるので、警察等の関係機関との連携を図り、対策を協議する。
- ・校長は、速やかに機構本部へ第1報を入れ、状況の変化に対応して続報をいれる。



情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・校長は、職員の役割分担を明確に指示し、学生及び教職員の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・報道機関等外部へ情報を提供する場合は、管理職員に窓口を一本化する。なお、学生の人権やプライバシーに配慮する。

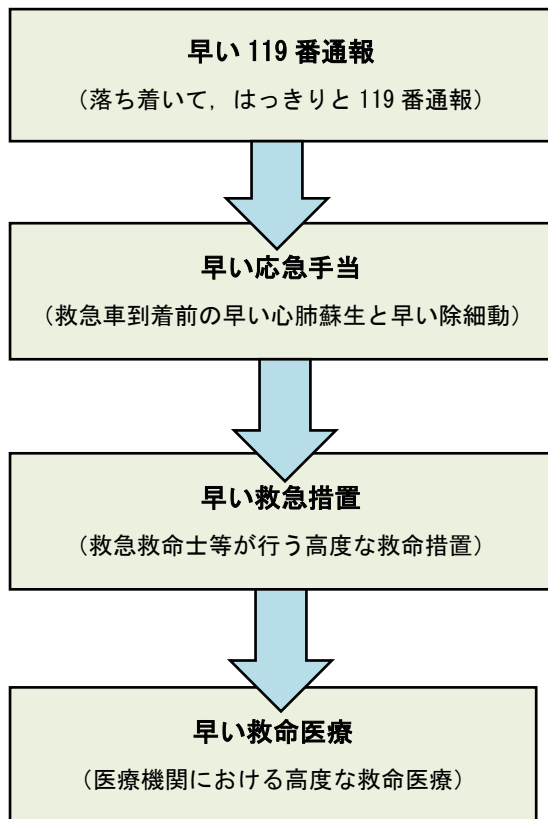


保護者への説明

- ・保護者に対しては、水質に異常があったこと及び学校の対応策について文書（緊急連絡文書）で知らせ、理解と協力を求める。

4. 心肺停止時の救命措置（心肺蘇生法，AEDの使用）

【救命のための連携プレー】



心臓や呼吸が突然止まってしまった人の命を救うには、まず、119番通報をして、救急車が到着するまでの間に、応急措置（心肺蘇生法を行い、AED（近くがあれば）を使う。）を行います。

救急車が到着したら、救急隊員に引き継ぎます。救急隊員は、必要に応じて高度な救急措置を行いながら、病院へ向かいます。

病院では、専門の医師によってさらに高度な救命医療が行われます。

心肺蘇生法

- ・胸を強く圧迫したり、息を吹き込むことによって、止めていた心臓や呼吸の動きを助ける方法です。
- ・心肺蘇生法を行った場合は、行わなかった場合に比べて、命が助かる可能性が大きく違ってきます。

AED（自動体外式除細動器）

- ・突然心臓が止まるのは、心臓がブルブルと細かくふるえる「心室細動」によって生じることが多く、この場合には、できるだけ早く心臓にショックを与え、心臓の動きを取り戻す（除細動）ことが重要です。
- ・AEDは、この電気ショックを行うものです。コンピューターによって自動的に心室細動かどうか調べて、電気ショックが必要かどうか決定し、音声メッセージで電気ショックを指示してくれます。

救命措置講習会の実施

- ・ある高専では、学生クラブの部長等及び教職員対象の救命措置講習会を定期的に開催し、AED使用により命が救われた事例も報告されています。特に教職員には3年に1回は必ず受講することを義務づけて成果を上げています。

第6項 「教職員」に係る事項

1 出張中の交通事故 ―公用車運転中の事故により相手方が負傷―

【危機発生時の対応】

①負傷者への応急措置等・リスク管理室（総務係）への報告

- ・ 負傷者の救護を最優先し、救急車の出動を要請するとともに、警察に電話で届け出る。
- ・ 相手方の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先を確認する。
- ・ 負傷者の搬送先の病院名、負傷の部位・程度の把握に努める。
- ・ 目撃者がいないか確認する。（氏名、住所等）
- ・ リスク管理室（総務係）へ連絡する。

②管理職等の現場急行と校長への報告

- ・ 連絡を受けた学校は、直ちに管理職員等を現場へ急行させ、事故の状況、負傷者の救護状況等を確認する。
- ・ 事故を起こした教職員が動揺していることも考えられるので、応急措置の補足を行う必要もある。
- ・ 総務係は、直ちに校長に事故発生と、職員を派遣したことを報告する。
- ・ 現場に急行した職員は、確認できた事故の状況、負傷者の救護状況等をリスク管理室（総務係）に報告する。

③対応方針の決定、情報の収集と一元化

- ・ 校長は、事故の状況、負傷者の救護状況等の情報を集め、必要に応じてリスク管理室会議を招集し、今後の対応について協議する。
- ・ 学校として、相手方への謝罪、見舞い等、誠意ある対応について決める。
- ・ 確認した事実と学校としての対応を正確に記録しておく。
- ・ 外部に情報を提供する窓口を管理職員に一元化する。

④機構本部への報告

- ・ 事故発生の連絡を受けた後、速やかに機構本部へ第一報を入れ、今後の対応について協議する。
- ・ その後も適宜、続報を入れ、事故処理完了後、文書で報告する。

⑤本人への指導

- ・ 管理職から当該教職員へ、相手方への謝罪、見舞い等、誠意ある対応を行うよう指導する。
- ・ 高専職員としての自覚と、服務規程の遵守を指導する。

⑥学生、保護者等への説明

- ・ 事件の社会的影響が大きいと考えられる場合は、学生、保護者に対して、説明会等を開催し、事実及び今後の再発防止に向けた取組みについて説明・謝罪を行う。

【危機終息後の対応】

①心のケア

- ・ 交通事故を起こした教職員に対して、必要に応じて精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携をとりながら心のケアに努める。

【危機の予防対策】

①高専職員としての自覚の高揚

- ・ 勤務時間内外を問わず、高専職員としての自覚を持ち、交通法規の遵守と安全意識の高揚を図る。

②服務規律の確立

- ・ 全教職員の通勤届と通勤状況の確認を行う。
- ・ 交通違反を犯したり，事故に遭ったりした際には，直ちに管理職へ報告するよう徹底を図る。
- ・ 出張に際しては，交通手段等の把握を行うとともに，出張の命令，復命を適正に行う。

【出張中の交通事故】



負傷者への応急措置等・リスク管理室（総務係）への報告

- ・ 負傷者の救護を最優先し、救急車の出動を要請するとともに、警察へ電話で届け出る。
- ・ 相手方の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先を確認する。
- ・ 負傷者の搬送先の病院名、負傷の部位、程度の把握に努める。
- ・ 目撃者がいないか確認する。（氏名、住所等）
- ・ リスク管理室（総務係）へ連絡する。



校長への報告と管理職等の現場急行

- ・ 連絡を受けた総務係は、直ちに校長へ報告するとともに、直ちに管理職員等を現場へ急行させ、事故の状況、負傷者の救護状況等を確認する。
- ・ 事故を起こした教職員が動揺していることも考えられるので、応急措置の補足を行う必要もある。
- ・ 総務係は、直ちに校長に事故発生と、職員を派遣したことを報告する。
- ・ 現場に急行した職員は、確認できた事故の状況、負傷者の救護状況等をリスク管理室（総務係）に報告する。



対応方針の決定、情報の収集と一元化

- ・ 校長は、事故の状況、負傷者の救護状況等の情報を集め、必要に応じてリスク管理室会議を招集し、今後の対応について協議する。
- ・ 学校として、相手方への謝罪、見舞い等、誠意ある対応について決める。
- ・ 確認した事実と学校としての対応を正確に記録しておく。
- ・ 外部に情報を提供する窓口を管理職員に一元化する。



機構本部への報告

- ・ 事故発生の連絡を受けた後、速やかに機構本部へ第一報を入れ、今後の対応について協議する。
- ・ その後も適宜、続報を入れ、事故処理完了後、文書で報告する。



本人への指導

- ・ 管理職から当該教職員へ、相手方への謝罪、見舞い等、誠意ある対応を行うよう指導する。
- ・ 高専職員としての自覚と、服務規程の遵守を指導する。



学生、保護者等への説明

- ・ 事件の社会的影響が大きいと考えられる場合は、学生、保護者に対して、説明会等を開催し、事実及び今後の再発防止に向けた取組みについて説明・謝罪を行う。

2. 個人情報の漏洩・書類等の紛失

【危機発生時の対応】

①リスク管理室（総務係）への報告・警察への届け出

- ・個人情報の漏洩・書類の紛失に気づいた教職員は、直ちにリスク管理室（庶務係）に報告するとともに、学校から指示を受けながら、警察に紛失等を届け出る。

②校長への報告、事実関係の把握

- ・総務係は、漏洩（紛失）の事実を、直ちに校長に報告し、指示を受ける。
- ・校長は、教職員を指名して、当該職員から詳細な事実関係（誰のどんな情報か、漏洩（紛失）の経緯・状況等）や起こりうるリスクの整理とその被害状況等の調査を命じる。必要に応じてリスク管理室会議を招集し、対策本部の設置や業務分担等について協議する。

③機構本部への報告

- ・機構本部へ第一報を入れる。状況の変化に応じて続報を入れる。

④学生・保護者への対応

- ・学生のプライバシーに属する内容が第三者に渡ったことも考えられることから、学生及び保護者へどのような情報が流失した（恐れがある）かなど事実関係の説明や謝罪等を、誠意を持って行う。

⑤報道機関等への対応

- ・報道機関等外部への対応も必要となるので、そのための学内体制を確立し、外部との対応の窓口は一本化し、管理職員が担当する。

⑥紛失した書類に関する事後処理

- ・紛失した書類に関する適切な事後処理を機構本部と連携を図りながら行う。

【危機終息後の対応】

①心のケア

- ・漏洩・紛失した教職員に対して、必要に応じて精神科医やカウンセラー等の専門家に依頼するなど連携をとりながら心のケアに努める。

【危機の予防対策】

①個人情報管理の意識の徹底

- ・個人情報の管理については、日頃から諸表簿の管理のあり方について教職員に意識の徹底を図るとともに、電子情報についても、その取扱い及び管理について徹底を図る。

【個人情報の漏洩・書類の紛失】



リスク管理室（総務係）への報告・警察への届け出

- ・ 個人情報の漏洩・書類の紛失に気づいた教職員は、直ちにリスク管理室（総務係）に報告する。
- ・ 学校から指示を受けながら、警察に紛失等を届け出る。



校長への報告、事実関係の把握

- ・ 総務係は、漏洩（紛失）の事実を、直ちに校長に報告し、指示を受ける。
- ・ 校長は、教職員を指名して、当該職員から詳細な事実関係（誰のどんな情報か、漏洩（紛失）の経緯・状況等）や起こりうるリスクの整理とその被害状況等の調査を命じる。
- ・ 必要に応じてリスク管理室会議を招集し、対策本部の設置や業務分担等について協議する。



機構本部への報告

- ・ 機構本部へ第一報を入れる。状況の変化に応じて続報を入れる。



学生・保護者への対応

- ・ 学生のプライバシーに属する内容が第三者に渡ったことも考えられることから、学生及び保護者へどのような情報が流失した（恐れがある）かなど事実関係の説明と謝罪等を、誠意を持って行う。



報道機関等への対応

- ・ 報道機関等外部への対応も必要となるので、そのための学内体制を確立し、外部との対応の窓口は一本化し、管理職員が担当する。



紛失した書類に関する事後処理

- ・ 紛失した書類に関する適切な事後処理を機構本部と連携を図りながら行う。

3. 教職員のメンタルヘルス

【危機発生時の対応】

①問題発見及び状況把握

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、所属する教職員の勤務や出勤状況に異常を感じる場合は、本人との面談により、心身の状態や業務内容等を詳細に把握する。また、本人の人権やプライバシーに配慮しながら、他の教職員から情報を収集する。

②産業医への相談、医療機関への受診の指示

- ・頭痛、不眠、下痢といった症状が長引く場合は、産業医に相談することや専門の医療機関での受診を指示する。指示に応じない場合は、家族等に相談するとともに粘り強く説得する。

③主治医や家族との連携

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、主治医や家族と情報交換を十分行い、連携を密にして今後の公務の取扱いなど対応方法を決める。

ア 本人の同意を得た上で主治医と連絡を取り、主治医に学校での様子を伝えとともに、治療方針等を確認する。

イ 学校や家庭の状況について、家族と情報交換し、それぞれの役割を確認する。

④教職員の理解と協力体制

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、本人の人権やプライバシーに十分配慮しながら、教職員に状況を説明し、理解と協力を求めた上で、次の支援体制づくりを行う。

ア 本人に対する相談体制

イ 業務に対する支援体制

⑤支援の継続（当該職員が休職した場合）

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、定期的に本人と面談する。
- ・本人の状況が落ち着いてきたら、学校の状況等を伝え様子を見る。

【危機の予防対策】

①早期発見及び早期対応

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、日頃から教職員の心身の健康状態の把握に努め、症状があるときは、詳しく話を聞いた上で、相談機関の活用や医師の診察を受けるよう指示する。
- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、業務の様子について把握し、必要な場合は指導・助言する。

②学校相談体制の確立と相談機関の活用

- ・学校は、校内で気軽に相談できる雰囲気や場所をつくり、教職員が相談しやすいようにすることにより、悩みを共有できる体制づくりをする。
- ・学校は、教職員に対して相談機関の活用について周知するとともに、学科長（学科主任）及び管理職員は自らも相談に当たり、人事管理に生かす。

③教職員の意識啓発と研修

- ・学校は、教職員がメンタルヘルスに関して正しく理解し、ストレス解消法等を身につけるための研修を行う。

○ストレスとは？

ストレスは適度であれば健康を維持する上で必要なものだが、過剰なストレスが続き、緊張を持続したまましていると、知らず知らずのうちに心身のバランスを失い、身体の変調を感じるようになる。

○ストレス関連疾患の主なもの

①うつ状態

- ・「気分が憂うつだ」「落ち込んでいる」「悲しい」「つらい」「いらいらする」などといった状態が続くことを「うつ状態」という。
- ・うつ状態は、早めに休養をとり、治療（相談）を受ける必要がある。仕事で自信を失わせないように配慮しながら、本人の仕事の負担を軽くするなどの措置が必要である。

②心身症

- ・精神的な疲労が、身体症状として現れる心の病である。
- ・代表的な疾患として、胃・十二指腸潰瘍、神経性下痢等がある。
- ・家族、職場、担当医が協力し、しっかりとした方針を立てて治療する必要がある。

③燃え尽き症候群

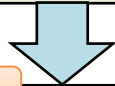
- ・理想を持って熱心に仕事に取り組んだのに努力が報われず、無気力と自己嫌悪に陥り、仕事への意欲・気力を失って、身体的・情緒的に消耗しきった状態。
- ・燃え尽き症候群には、胃潰瘍や高血圧、糖尿病等の心身症や、アルコール依存症等の行動異常等の心身の障害が含まれる。
- ・意欲があり、まじめで仕事熱心な人がなりやすい。特に、教員は燃え尽きやすい職種であると言われている。
- ・予防には、本人を適切に評価し、満足感や充足感を持って働ける体制をつくることが重要である。

【教職員のメンタルヘルス】



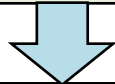
問題発見及び状況把握

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、勤務や出勤状況に異常を感じる場合は、本人との面談により、心身の状態や業務内容等を詳細に把握する。また、本人の人権やプライバシーに配慮しながら、他の教職員から情報を収集する。



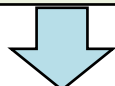
産業医への相談、医療機関への受診の指示

- ・頭痛、不眠、下痢といった症状が長引く場合は、産業医に相談することや専門の医療機関での受診を指示する。指示に応じない場合は、家族等に相談するとともに粘り強く説得する。



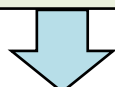
主治医及び家族との連携

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、主治医や家族と情報交換を十分行い、連携を密にして今後の公務の取扱いなど対応方法を決める。
 - ア 本人の同意を得た上で主治医と連絡を取り、主治医に学校での様子を伝えとともに、治療方針等を確認する。
 - イ 学校や家庭の状況について、家族と情報交換し、それぞれの役割を確認する。



教職員の理解と協力体制

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、本人の人権やプライバシーに十分配慮しながら、教職員に状況を説明し、理解と協力を求めた上で、本人に対する相談体制及び業務に対する支援体制づくりを行う。



支援の継続（当該職員が休職した場合）

- ・学科長（学科主任）及び管理職員は、定期的に本人と面談する。
- ・本人の状況が落ち着いてきたら、学校の状況等を伝え様子を見る。

